平成23年第1回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

吉田町議会

平成23年第1回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月2日)	
○町長あいさつ	4
○開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告について	5
○議会閉会中の委員会活動報告······1 ′	7
○議会改革特別委員会委員長報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 0	0
○議案第3号~議案第24号の一括上程、説明、質疑、委員会付託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○議案第7号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○散会の宣告····································	2
第 2 号 (3月15日)	
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○一般質問	3
佐藤正司7:	3
大 塚 邦 子	5
吉 永 滿 榮	7
藤 田 和 寿10	7
○散会の宣告・・・・・・・・・・・1 2 0	0
第 3 号 (3月22日)	
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 1	1
○当局からの報告	1
○議案第8号~議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・1 2 3	3
○議案第13号~議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決134	4
○議案第3号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・1 3 8	8
○議案第4号の質疑、討論、採決	9

○議案第5号の質疑、討論、採決
○議案第6号の質疑、討論、採決
○議案第22号の質疑、討論、採決
○議案第23号の質疑、討論、採決141
○議案第24号の質疑、討論、採決141
○議会改革特別委員会委員長報告······1 4 2
○町長あいさつ
○議長あいさつ
○閉会の宣告

開会 午前 9時00分

〇議長(増田宏胤君) 本日ここに平成23年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員 各位には公私とも御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長あいさつ

○議長(増田宏胤君) 開会に当たり、町長よりごあいさつをお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 皆さん、おはようございます。

この定例会は、議員の方、私、この町の公人、いわば選挙で選ばれた人間の最後の定例会となります。ローマをつくったユリウス・カエサルの言葉で、こんな言葉がございます。人間ならば、だれにでも現実とすべてが言えるわけではない。多くの人は、自分が見たい現実しか見ていない。我々に課せられた仕事というものは、町の利益、町民の利益に最大限に寄与すると、それが我々に課せられた意匠であると、私は常々思っております。我々はマイナーな人間に使われるのではなく、マジョリティーな人間に使えるんだと言っています。

今定例会、後世の人から後ろ指を指されないような定例会といたしたいと思っております。 よろしくお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長(増田宏胤君) ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりま すので、平成23年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(増田宏胤君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第114条の規定により、3番、市川陽三君、4番、杉村嘉久君を指名します。

◎会期の決定

○議長(増田宏胤君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月22日までの21日間といたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

本定例会は、本日から3月22日までの21日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりで ありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長(増田宏胤君) 日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

1月21日金曜日、町村議長会総会に先立ちまして、静岡県町村議会議長会役員会議が静岡 県市町村センターで開催されました。協議事項としては、平成23年度静岡県町村議会議長会 事業計画案並びに予算案等について協議を行いました。

次、2月16日水曜日、静岡県町村議会議長会総会が静岡県市町村センターで開催されました。初めに、平成22年度全国町村議会議長会表彰伝達式があり、自治功労者表彰(議員在職15年以上)で、当町議会議員の河原崎昇司君が表彰されました。協議事項として、平成23年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。連絡事項では、本会の年間事業日程についての連絡がありました。また、地方議会議員年金制度見直しについての総務省の対応方針について、地方自治法の一部改正案に関する全国議長会の要望について報告があり、閉会いたしました。

会議への出席に関する報告は以上のとおりであります。

次に、議員派遣結果でありますが、議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきま したので、御了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査並びに定期監査、財政的援助団体監査の結果報告がありましたので、写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

最後に、本定例会へ説明員として出席通知のありました者の、職・氏名を一覧表としてお 手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。

お聞き取りのほど、お願いをいたします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 平成23年第1回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての

施政方針並びに各種事業の運営方針について申し上げます。

町長としての任期4年目の満了を間もなく迎えようとしておりますが、平成22年度は私の公約実現の集大成の年と位置づけ、各種の施策を展開してまいりました。私が町長に就任して最も重要と考えたものは、町民の皆様に信頼される行財政運営でございます。行政の透明性の確保と利便性の向上を図るための新たなシステムを取り入れることによって、町民の皆様の一定レベルの信頼を得ることができたのではないかと受けとめております。世界的な経済不況や政権政党の交代など社会経済情勢が激動する中、厳しい行財政運営を強いられながらも、常に町政運営に係る情報収集を行うとともに、町民の皆様にとっての最善の道を選択しながら、持続可能な福祉社会の実現に向けて町づくりを進めてまいりました。

さて、皆様も御承知のとおり、計画的な町政運営を進めるための指針として総合計画がございます。第4次吉田町総合計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とするものでございますが、前期基本計画の最終年度である平成22年度において、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

この後期基本計画は、基本構想で定めた目指す将来都市像の「人と人、心やすらぎ、健康で住みやすいまち 吉田町」を前提とし、これを達成するために定めた施策の大綱や行財政運営の指針に沿って、具体的な施策展開の方向性を掲げている部分を見直したものでありますが、見直しに当たっては、住民アンケート、タウンミーティング、団体ヒアリングなどを実施して町民の皆様の御意見をお伺いし、現状における町の課題や住民ニーズの把握などに努めるとともに、吉田町開発審議会の委員の皆様の御意見も賜りながら、内容を固めてまいりました。

前期基本計画は、どちらかというと社会経済情勢は将来的にも発展するとの認識のもと、多方面にわたる総花的なものでありましたが、後期基本計画の策定に当たっては、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来といった現状を見据え、今までとは異なる視点で施策展開を構想する必要がございました。このため、後期基本計画対象期間中に、特に推進すべき重点項目を定め、その重点項目を主体とする計画にすることを目指し、重点化の方向についてもタウンミーティングなどで御意見をちょうだいいたしました。さらに、前期基本計画は施策の進行管理を行う指標設定などがなかったことから、概念的な評価しか行わないものでございましたので、今回策定いたしました後期基本計画では、町民の皆様が客観的に基本計画の事後評価を行うことができるように、各分野に主観指標と客観指標をそれぞれ設定するとともに、施策項目ごとに、施策展開によって想定される5年後の姿をあらわし、目指す方向をイメージしやすくし、実施計画で設定する事業目的をより明確にできるようにいたしました。平成23年度から平成25年度までの3年間の実施計画は、後期基本計画に掲げました重点化項目の推進を意識ながら、それぞれの分野における施策を具体化するようにしており、さらに、それらの事業に確かな財源の裏づけを行い、平成23年度当初予算に盛り込む事業を決定いたしました。

このような経過を踏まえて編成しました平成23年度の当初予算と事業の概要につきまして 申し上げます。

平成23年度吉田町一般会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ89億5,300万円といたしました。前年度当初予算と比較いたしますと、2億8,300万円、約3.3%の増となりました。これは、普通建設事業費が減額となっているものの、物件費や扶助費などの増額により予算

全体としては、増加要因が勝り増額となったものでございます。限られた財源の中で、第4次総合計画後期基本計画の重点化項目に配慮した予算編成となりました。

それでは、歳入の特徴から申し上げます。

我が町の歳入の根幹をなす町税につきましては、54億3,515万円余と見込みましたが、前年度と比較しますと、約3.4%、1億7,685万円余の増収となります。そのうち、個人町民税につきましては、前年度比約6.5%、8,489万円余の増額を見込み、法人町民税につきましても、前年度比約45.6%、1億6,941万円余の増額を見込んでおります。固定資産税につきましては、家屋が3,590万円余の増額、償却資産は減価率を上回る設備投資が見込めないため、前年度比約10.1%、9,252万円余の減額を見込むなど、固定資産税全体では前年度比約2.3%減の30億3,289万円余を計上しております。また、町たばこ税につきましても、喫煙者の減少や値上げによる販売本数の減少を見込み、前年度比約6.7%減の1億4,085万円余を計上しております。

地方交付税につきましては、平成22年度において、当初見込んでおりませんでした普通交付税につきまして、その算定の基礎数値である基準財政需要額に平成21年度とは異なる算定要素が盛り込まれた結果、基準財政需要額が増額となる一方で、基準財政収入額は景気後退の影響を受け減額となったため、当町におきましても平成13年度以来、9年ぶりに普通交付税が交付されることになりました。平成23年度につきましても、基準財政収入額を上回る基準財政需要額が見込まれるため、普通交付税1億円を計上いたしました。また、特別交付税につきましては、地方交付税の算定方法の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合が段階的に引き下げられることを勘案いたしまして、前年度比30%減の7,000万円を計上しております。

なお、財政調整基金からの繰り入れは、2億6,000万円にとどめております。

一方、歳出の特徴でございますが、「福祉、子育て、健康づくり、幹線道路、教育」に配慮し、予算計上したところでございますが、これは第4次総合計画後期基本計画に沿った予算配分となっております。

まず、健康・福祉関連事業でございますが、子供を産みやすく育てやすい環境整備を図る 事業を予定しております。

保育園の整備につきましては、さくら保育園、わかば保育園、さゆり保育園の施設整備が終了し、残るすみれ保育園の改築に向けて、平成23年度にプロジェクトチームを立ち上げ、子育て支援センター、療育支援センター等多様な保育ニーズに対応できる保育園とするための検討を進めてまいります。

なお、あやめ保育園につきましては、他の4園との統合を予定し、平成21年度から新たな 入園希望を制限させていただいております。平成23年度には4歳児、5歳児の保育を行う予 定でございましたが、あやめ保育園への入園希望者がございませんでしたので、あやめ保育 園は休園とし、町内4園体制で保育を実施してまいります。

次に、子育て支援施策でございますが、近年共稼ぎの家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、延長保育や一時保育、土曜保育、日曜保育など、さまざまな保育需要が生じているため、それらに対する保育サービスの提供に努めてまいりました。また、0歳児保育につきましては、長期の育児休業を取得することができないなどの理由で、0歳児保育の月齢を早めてほしいとの要望がございました。町では、働く若いお母さん方の要望にこたえるべく、

0歳児保育の月齢を段階的に引き下げていく取り組みを行うこととし、まず最初の取り組みとして、平成23年度からさゆり保育園において、従来の11カ月児からの保育を10カ月児からとし、働くお母さん方の要望の実現に向けての体制づくりを図ってまいります。

次に、子育てに関する悩みなどを打ち明ける相談支援事業でございます。

近年における家族構成の核家族化や地域におけるつながりの希薄さから、家庭における子育ての不安や悩みを抱えているお母さん方が増え、ひいては子供への虐待につながってしまう心配なケースもあらわれています。平成22年9月から、週3日の勤務体制で家庭相談員を配置して、子育て支援の相談や要保護児童の見守り支援を行ってまいりましたが、平成23年度は週5日の勤務体制に変更し、家庭における子育ての悩みや相談を受け付け、打ち明けやすく手を差し伸べやすい体制の充実を図ってまいります。

続きまして、総合障害者自立支援施設「あつまリーナ」について申し上げます。

「あつまリーナ」は、昨年10月1日の開所以来5カ月余が経過しましたが、その間指定管理者の社会福祉法人牧ノ原やまばと学園により、安全で安心できる管理運営がなされております。

障害福祉サービス事業の展開状況でございますが、通常の事業所で働くことが困難な方に、 就労の機会や生産活動の機会を提供する就労継続支援事業では、25人の登録者の方々が洗濯 作業や内職作業に加え、本年2月からはパンの製造販売を始めました。通所者の方々は、こ れまで以上に物をつくる喜び、自分たちがつくった物を買っていただける喜びを実感される とともに、自信を持って自立に向けての歩みを進められておられるものと受けとめておりま す。

次に、常に介護が必要な方に排泄や食事の介護を提供する生活介護事業では、19人の登録者の方々が、仲間とともに社会生活を営んでいくために必要な、さまざまな知識や経験を身につけるため日を重ねておられます。

さて、昨今の社会経済状況のもとでは、障害のある方の一般企業への就労は厳しい状況にありますが、他方、地域社会における障害のある方への意識の変化や障害者雇用制度等によって、一般企業でも障害のある方の雇用に対する関心が高まりつつあります。このようなことから、「あつまリーナ」では本年4月から、障害のある方と一般企業との橋渡しを行う就労移行支援事業の実施を予定しております。町といたしましても、働く場の開拓の必要性は十分認識しておりますので、指定管理者とともにハローワーク、近隣企業等と連携して、障害のある方への企業への就労の実現を図ってまいりたいと考えております。今後、「あつまリーナ」の利用者を初め、地域で暮らす障害のある方々の個々の自己選択・自己決定の実現のために、在宅障害者福祉事業のさらなる向上を努め、悩みを打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境整備を進めてまいります。

次に、健康づくり事業について申し上げます。

だれもが健やかに暮らせる社会を実現するために、さまざまな事業を実施しておりますが、その一つとして、平成23年2月から実施しております子宮頸がん等ワクチン接種事業がございます。子宮頸がん等ワクチン接種につきましては、予防接種に対する理解と接種の安全性の確保の観点から、予防接種に関する説明会を1月から開催し、同時に接種券を交付いたしました。接種券の交付状況は、子宮頸がんワクチン接種対象者580人に対して、約88%の510人、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種対象者1,499人に対して、約85%の1,272人となって

おりますが、説明会以降も随時予防接種券の交付を続けております。平成23年度においては、 本格的な予防接種が見込まれるため、事業費7,191万円余を計上しております。

次に、がん検診でございますが、がんは早期発見、早期治療を行えば治癒する確率の高い病気ですので、がん検診の大切さを町民の皆様に認識していただくともに、子宮頸がん・乳がん・大腸がん検診につきましては、昨年度と同様重点的に受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。また、当町で最も受診率の低い胃がん検診についても、平成23年度は新たに35歳から64歳までの女性の皆様全員に受診券を送付し、受診率50%を目指し周知に努めてまいります。

次に、吉田町オリジナルダンスを活用した健康づくり事業では、平成23年度も「ダンスで健康 ストレス解消!」を合言葉にダンス練習会を開催いたします。平成23年度は振りつけを変更し、より多くの若い方々にも踊っていただけるよう、吉田町オリジナルダンスの普及に努め、昨年と同様に「笑っしょい よしだ フェスティバル」を開催し、町民の皆様の健康づくりに寄与したいと考えております。

次に、健康づくりと関連いたします高齢者福祉及び介護保険事業、国民健康保険事業につきまして申し上げます。

平成23年度は、第5期吉田町高齢者保健福祉計画及び第4期吉田町介護保険事業計画の事業実施の最終年度に当たり、平成24年度から平成26年度までの3カ年の計画となる第6期吉田町高齢者保健福祉計画及び第5期吉田町介護保険事業計画の策定を行う節目の年度でもあります。現計画では、前期計画の基本理念である「健康長寿の町づくり」「支えあって暮らせる地域づくり」「安心して暮らせる介護サービスの提供」を継承するとともに、高齢者保健福祉施策、介護保険サービスや地域支援事業の利用実績、介護保険制度などを踏まえた上で、高齢者の暮らしの充実を図るための事業を実施してまいりました。新たな計画につきましては、平成22年度に実施しましたアンケート調査の結果や地域の高齢者を取り巻く社会環境、福祉ニーズの変化を勘案しながら、実態に即した内容を盛り込むことを予定しております。また、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表の方々と行政機関、職員で構成する策定委員会を設置し、必要な調査や検討を重ねていくこととしております。

高齢者の皆様が、住みなれた町で安心して生活でき、健康で生き生き暮らせるための各種 事業の展開や、介護保険サービスが円滑に実施できるための計画策定に努めてまいりたいと 考えております。計画策定のための事業費として、364万円余を計上しております。

計画策定と並行いたしまして、「救急医療情報キット配布事業」や、平成23年3月から75歳以上の高齢者を対象に開始いたします「救急連絡カード配布事業」などを、高齢者の安全・安心対策事業として推進してまいります。また、平成23年2月から実施しております「ひとり暮らし高齢者世帯調査」の結果をもとに、高齢者の外出・食事・孤立不安等を解消するための支援策を探り、平成22年11月から開始しました「高齢者移動支援事業」を引き続き進めながら、高齢者が社会に参加しやすい環境を整え、時代に即したより効果的な高齢者福祉施策を推進してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業につきまして申し上げます。

国民健康保険制度では、平成20年度から保険者に特定健康診査の実施が義務づけられたことに伴い、40歳以上の被保険者の皆様に特定健康診査を無料で実施し、特定保健指導により生活習慣の改善を支援することで、疾病の早期発見及び発症防止に努めているところでござ

います。こうした中、平成23年度の特定健康診査につきましては、さらなる受診率の向上を目指し、これまでの平日だけの集団健診に加えて、被保険者の皆様が受診していただきやすくするため、土曜日健診を実施いたします。さらに、新たに個別健診を導入するために健診実施機関の拡大を図り、被保険者がより受診しやすい環境の整備を進めてまいります。また、町ではこれまで国民健康保険事業の一つとして、人間ドック受診費助成事業を実施しておりますが、疾病予防への関心の高まりなどから、利用者が年々増加する傾向にありますことから、被保険者の皆様が人間ドック受診の機会を得て、みずからの健康づくりを進めることができるように、人間ドック受診の実施機関の枠を拡大するとともに、特に若い年齢層に対し受診を勧奨しながら、早期からの健康づくりを進めてまいります。

保健事業を充実させることは、被保険者の健康を維持増進するとともに、増大する医療費の抑制につながり、ひいては医療費の適正化を図ることとなるものと考えております。国民健康保険事業は相互扶助で成り立つ制度であり、医療給付を保健事業により健康の保持増進を図るという制度の趣旨を踏まえ、今後とも医療費の抑制に努めるとともに、保険税の収納率の向上を図り、国保財政運営の安定化と健全化を図ってまいる所存でございます。

続きまして、教育関連事業について申し上げます。

町の将来を担う子供たちの学力向上に向けた教育環境の整備の一つである学校施設における生活環境の整備として、吉田中学校屋内運動場のトイレ改修を行ってまいります。今や家庭においても、あるいは外出先においても、私たちの周りは清潔で快適なトイレに囲まれております。しかし、吉田中学校のトイレに対する生徒たちが持つイメージは、臭い、汚い、暗いといったもので、生徒たちの中には学校でトイレに行くことを我慢する生徒もいると聞いております。そこで、町内各学校のトイレを清潔で明るく快適なトイレに改修し、すべての児童・生徒が学習に集中でき、子供たちが通いたいと感じる学校施設における生活環境を整えてまいりたいと考え、平成23年度は吉田中学校の屋内運動場トイレを改修し、順次計画的に町内各学校のトイレの改修に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各学校では学習指導要領の改訂に伴い、平成21年4月から新指導要領への移行措置 を順次行い、小学校では平成23年4月から全面実施することとなりました。町では、平成21 年度の移行措置開始から、学習指導要領改訂に合わせた各種備品等の配備に取り組んでまい りましたが、平成22年度において、平成23年度以降に使用する小学校の新たな教科書の採択 が決定されたことから、平成23年度には、新たに小学校教員が使用する各教科の指導書及び 参考資料を整え、すべての子供の学力の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、平成22年度に実施いたしました学校図書館図書の充実でございますが、平成23年度も同様に小学校につきましては、1人当たり1,500円、中学生につきましては、1人当たり2,500円と県下でトップクラスの図書費を計上し、子供たちの読書力の向上を図ってまいります。事業費といたしまして、500万円余を計上しております。子供たちの学力、体力の向上を図り、社会を支えていける人材をより多く育てていくためには、教育環境の整備は最も重視しなければならないものであると受けとめております。

次に、「おやこ元気アップ事業」について申し上げます。

近年、子供たちの体力や運動能力の低下が懸念されております。そこで、親子で楽しく運動する場の提供と子供の体力向上を目指し、保護者と児童・幼児を対象に「おやこ元気アップ事業」の実施を計画しております。この事業は、子供の体力向上を目指すばかりではなく、

子供を元気にさせるためには、家庭の役割が大切であるということを保護者の方に認識していただき、子育てに関する情報交換の場としても活用していただくことを目指して実施してまいります。

次に、吉田中学校第2グラウンドのナイター設備新設工事について申し上げます。

昨今の健康志向の高まりにより、町内では町民の皆様が夜間にウオーキングやランニングをしている姿を多く見かけるようになりました。しかし、特に夜間の道路沿いでのウオーキングやランニングは、交通事故に巻き込まれる危険性が危惧されます。足腰への負荷も少なく、また走行中の自動車等を気にすることなく、安全にウオーキングやランニングなどの運動を行える場所として、小・中学校のグラウンドを利用していただくことが最適な選択ではないかと思っております。現在、小・中学校のグラウンドのナイター設備につきましては、吉田中学校の第1グラウンドと住吉小学校の2カ所に設置されておりますが、利用を希望する団体等が多いため、新規利用者の参入は困難な状況にあります。このため、この状況を改善するとともに、夜間に利用できる運動場の確保に関する町民の皆様の要望におこたえする方策として、吉田中学校の第2グラウンドにナイター設備を設置することといたしました。平成23年度当初予算には、その新設工事費として約1,173万円を計上しております。これにより、ウオーキングやランニングなどの運動をする人たちがより一層増加し、町民の皆様のさらなる体力向上と心身の健康増進が図られることを期待しております。

次に、図書館事業について申し上げます。

平成22年度より実施しております町内の介護福祉施設等への施設配送貸出サービスをさらに充実させ、平成23年度は保育園、放課後児童クラブなど、子供たちが集まる施設への施設配送貸出サービスを新たに開始したいと考えております。今後も、町民の皆様のニーズを的確に把握し、さらに利用しやすい図書館として、吉田町の知の拠点となれるよう、司書の資質・能力の向上に努めながら、図書館サービスの充実に取り組んでまいります。

続きまして、町の都市基盤整備関連事業について申し上げます。

町の発展と町民の皆様と豊かな生活を維持するためには、道路網の整備が不可欠なものと 言っても過言ではございません。10年先、20年先を見越した上で、継続的に道路整備を行い、 町のさらなる発展につなげてまいりたいと考えております。

初めに、都市計画道路榛南幹線でございますが、現在、住吉地内において、住吉幹線から海岸幹線までの980メートルのうち、620メートルを県の事業区間、360メートルを町の事業区間に区分けし、整備を進めております。町の事業区間につきましては、平成23年度に残りの用地の取得や物件補償費とともに、一部工事を計画しております。県の事業区間につきましては、地権者の御理解のもと、用地取得がすべて完了したことに伴い、現在平成23年度中の完成を目指して整備を進めていくと伺っております。

一方、工事を進めている二級河川湯日川にかかる橋梁でございますが、既に下部工が完成いたしましたので、平成23年度から上部工に着手すると伺っております。また、海岸幹線から二級河川坂口谷川を渡り牧之原市までの区間につきましては、平成23年度に吉田町側の残りの用地をすべて取得し、工事を進めていくと伺っております。

次に、都市計画道路東名川尻幹線の整備でございますが、現在、東名吉田インターチェンジから国道150号までの区間につきましては、主要地方道島田吉田バイパスと位置づけられ、県が事業主体となり事業を進めております。このうち、東名吉田インターチェンジから富士

見幹線までの区間につきましては、既に供用開始しておりますが、富士見幹線から国道150 号までの区間につきましては、平成22年度に再度、北区、片岡地区の地権者の皆様に対する 説明会を開催し、用地取得に向けて同意を得るための折衝を進め、平成23年度内に用地をす べて取得し、平成24年度には工事に着手する予定と伺っております。

なお、国道150号から南側につきましては、町が事業主体となり整備を進めているところ でございますが、平成23年度は町道高畑高島線との交差点改良工事を計画しております。

また、都市計画道路中央幹線につきましては、残る1件の用地の取得と建物補償を予定しております。大幡川幹線につきましては、引き続き横手橋南側の工事を実施し、一部用地の取得を進め、平成24年度には完成する計画でございます。住吉幹線につきましては、一部の区間について用地の取得が難航しておりましたが、昨年、地権者の同意をいただきましたので、平成23年度には測量業務委託を予定し、完成に向けて用地、物件補償及び工事を行い、全区間の完成に向けて事業を進めてまいります。

榛南幹線及び東名川尻幹線につきましては、県は平成20年代半ばの供用開始を目途に整備を進めていくと伺っておりますので、町が事業主体となる区間においても、同様に進めていく計画でございます。また、浜田土地区画整理事業の中も、この2本の幹線道路整備区間がございますが、平成23年度においては、この2本の幹線道路整備を主に進めていくと伺っております。

一方、生活道路の整備でございますが、平成22年度から事業着手しました町道愛宕前2号線でございますが、計画区間の用地の取得が完了しましたので、平成23年度は工事を進め、単年度での完成を予定し、事業費3,400万円を計上しております。

次に、榛南広域営農団地農道整備事業でございますが、この事業は、榛南地域における広域営農の振興や流通機能の改善、農業基盤の整備を図るため、静岡県志太榛原農林事務所が実施主体となって整備を進めております。当町内の事業区間につきましては、東名高速にかかる前玉橋から中原・向原地域を経て、県道住吉金谷線との交差点までの1,054メートルを幅員7.5メートルで新設するもので、そのうち青柳公園から住吉金谷線までの区間400メートルにつきましては、歩道を設置する計画でございます。

地権者の皆様や地域住民の皆様の御協力をいただき、平成20年度から工事に着手し、平成21、22年度における工事も順調に進捗し、平成23年度末には全線が開通する予定と伺っております。

次に、河川改修でございますが、準用河川大窪川の整備につきましては、国道150号から 上流の改修を平成20年度から進めておりますが、平成23年度も引き続き上流に向けて、約75 メートルの工事を予定しております。

次に、生活環境の整備事業でございます。

まず、橋梁の長寿命化修繕計画でございますが、国の補助事業として平成21年度と22年度に15メートル以上の橋梁の点検を行い、平成23年度はこの点検結果をもとに、橋梁の長寿命化修繕計画を策定する予定でございます。その後は、この修繕計画に沿って、計画的に橋梁の維持修繕を行い、通行の安全を図ってまいりたいと考えております。

また、東名高速道路をまたぐ橋梁4橋につきましては、平成21年度の打音調査の結果、主 げた下面にひび割れ等が確認されました。これらの橋梁は、架設後40年以上経過しておりま すので、早急に補修する必要があることから、平成23年度に前玉橋と中原橋の補修工事を行 うこととし、4,500万円の事業費を計上しております。

次に、台風や集中豪雨による河川の氾濫を防ぐ治水対策について申し上げます。

台風や集中豪雨により甚大な被害を受けるケースが国内でも多発し、当町においても中小河川の氾濫が以前に比べ多くなったと感じております。また、予測が困難な突発で局地的なゲリラ豪雨でも河川の氾濫が起きております。このような河川の氾濫による被害を根本的に解消するためには、当町全域の治水計画の策定が急務であると考えております。この治水計画に基づき、河川の氾濫を防ぐ整備計画を策定し、災害に強く町民の皆様が安心して暮らせる生活基盤の整備を図ってまいります。このため、平成23年度は川尻地区の問屋川水系排水計画の業務委託費として794万円を計上しております。また、現在整備を進めております住吉整備地区の榛南幹線沿いに、排水路及び坂口谷川に水門を設置する予定でございます。これは、この地区の河川の氾濫や湛水をできるだけ防ぐことを目的に整備を計画しているもので、この事業につきましては、県の事業としてお願いして、平成23年度の事業負担金としまして5,000万円を計上しております。

次に、災害に強く町民の皆様が安心して暮らせるためには、これから起こり得る東海地震に備えた対策を強化していかなければならないと考えております。例年実施しております静岡県総合防災訓練につきまして、平成23年度は8月28日の日曜日に、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町を中央会場して、2市2町の共催による実働訓練を実施することとなりました。この静岡県総合防災訓練の中央会場型訓練の設定につきましては、自主防災組織の構成員を含む多くの町民の皆様を初め、中学生・高校生などの参加を期待しての日曜日開催とした経緯がございます。

訓練全体の共通テーマは、「大井川流域の協力・連携」「減災への新たな出発」とし、富士山静岡空港や新東名高速道路を生かした災害対策の訓練と検証など、陸・海・空のネットワークが整いつつある大井川流域地域の特性を踏まえ、地域間の連携強化を図る訓練を予定おります。当町としましては、町、自主防災組織及び防災関係機関等の連携強化に重点を置き、初動対応の検証、避難所運営の検証、海からの支援の受け入れなど、実践的な訓練を実施し、町民の皆様に「自助」「共助」の大切さを再認識していただき、地域防災力を高めたいと考えております。

訓練の概要でございますが、訓練会場を3つのエリアに区分し、地域の特徴や課題を考慮した実践的な訓練を実施いたします。1つ目のエリアは、「初動対応・拠点エリア」とし、役場、吉田中学校、総合体育館及び健康福祉センターを使用し、自主防災組織を中心とした救出・救助・救護訓練を実施するとともに、ボランティア本部の立ち上げ訓練の実施を予定しております。2つ目のエリアは、「救援エリア」とし、自彊小学校において、避難所の開設・運営訓練などの実施を予定しております。3つ目のエリアは、「海エリア」とし、吉田漁港周辺において、意味からの支援物資の受け入れや搬送訓練など、牧之原市と連携した訓練の検証を予定しております。今後、詳細な訓練内容につきましては、県や防災関係機関などと調整し、計画していくことになりますが、町民の皆様の防災意識を高め、災害に対して的確な行動がとれるような実りある訓練にしたいと考えております。

他方、訓練以外にも、実際に御家庭におきましても、みずからの命はみずから守る必要性から備えを十分にしていただきたいと考えております。

静岡県は市町と協力して、既存の木材住宅の耐震診断、補強工事等の推進を図る「TOK

AI-0」事業を展開しております。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、昭和56年5月31日 以前に建築された木造住宅を対象に、住宅の耐震化に対して補助を行っております。町民の 皆様が、このような制度を活用しながら、みずからの命はみずから守る意識を持ち、災害に 備えていただくよう願っております。

続きまして、公共下水道事業について申し上げます。

平成23年度につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、管渠整備と地震対策事業を進める予定でございます。

まず、管渠整備につきましては、住吉上組地区と川尻西向地区を中心に、管渠延長で約2.5キロメートル、面積で約9ヘクタールを整備する予定でございます。新たに事業区域の拡張を認可される見込みであります片岡地区の一部につきましては、設計委託を進める予定でございます。地震対策事業につきましては、既存管渠の耐震化とマンホールの浮上防止対策のほか、吉田浄化センターの耐震補強実施計画を進める予定でございます。

次に、上水道事業でございますが、平成23年度におきましても、安定した水の供給を推進するため、老朽管の布設がえ、水道施設の整備、他事業に伴う水道管の布設及び布設がえ工事を計画しております。

まず、老朽管布設がえ事業につきましては、毎年度計画的に実施しております石綿管布設がえ事業として、牧之原市坂部やまばと学園北側の坂部5号線外2路線配水管布設がえ工事の実施により、約220メートルの石綿管を布設がえする予定でございます。その他の老朽管布設がえ事業としまして、1事業の実施を予定しております。

次に、水道施設整備に関する事業でございますが、平成23年度は2事業の実施を予定しております。耐震性に問題のある旧第2浄水場の解体と第5水源に電気室を新設する事業及び第3配水場に進入路を新設する事業でございます。

続きまして、産業振興でございますが、地の利を生かした産業振興と既存資源の充実による観光振興を進めてまいりたいと考えております。

まず、吉田漁港の整備について申し上げます。

吉田漁港につきましては、漁業関係者の安全な職場環境の確保や、漁業経営の安定化、沿岸漁業及び地域振興の活性化を図るため、平成12年度に策定した吉田漁港整備計画に基づき、平成13年度から国と県の補助を受け、地域水産物供給基盤整備事業として、整備を進めているところでございます。

平成23年度におきましても、湯日川河口の河川護岸改良工事を実施してまいります。これは、湯日川河口の河川護岸が築造から約40年も経過し、腐食による耐力低下が懸念されているため、補修・補強対策を行うもので、一昨年、昨年に引き続き実施する事業でございます。また、船舶の航行の安全性を確保するための航路浚渫、泊地浚渫でございますが、平成23年度におきましても同様に事業を進めてまいります。これらの事業費として7,020万円を計上しております。

次に、「富士山静岡空港を活用した交流促進事業」について申し上げます。

富士山静岡空港が開港したことによりまして、町には空港を核とした新たな人や情報の流れが生まれました。この流れの中に身を置く手だての一つとして、「吉田カムカム補助金」を創設し、町のにぎわいの創出や、地場産業の活性化などの効果が期待される大規模イベントの開催を支援しているところでございます。そして、今回、富士山静岡空港の開港によっ

て生み出される多様な交流を地域のさらなる活性化につなげるために、財団法人静岡県市町 村振興協会の助成を受け、「富士山静岡空港を活用した交流促進事業」を実施することとい たしました。

本事業は、平成22年度から平成24年度の3年間で実施するものでございまして、富士山静岡空港の就航先の都市と連携してモニターツアーを行い、外部から見た吉田町の魅力や観光資源を発掘するとともに、観光モデルルートや交流事業計画の作成を行うとするものでございます。

交流先には、富士山静岡空港から就航便数が最も多い福岡空港を利用する地域にあり「茶のくに 八女・奥八女」をキャッチフレーズとして観光推進組織を立ち上げ、地域における人材の掘り起こしや、FMラジオを活用した情報発信を行っていることなど、本町にとりまして参考となる観光交流促進施策に取り組んでおります福岡県八女市を選定いたしました。2月17日には、交流先であります八女市を訪問し、本事業に対する協力をお願いしてきたところでございます。

今後は、3年間をかけまして、八女市との交流を通じて、外部から見た吉田町について評価、御意見をいただきながら、既存の地域資源の魅力を一層高めるとともに、新たな観光資源の発掘や吉田町の魅力づくりの構築に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、計画の推進についてでございます。

第2次の吉田町男女共同参画プランについて申し上げます。

目下、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、家庭や地域社会の変化、経済的な低迷と 閉塞感の高まりなどの社会経済環境の変化を踏まえ、国や県においては、男女共同参画に関 する基本計画の見直しが行われているところでございます。

当町におきましては、平成18年3月に「人権の尊重とあらゆる活動への男女共同参画」を 基本理念とした「吉田町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同社会の実現に向けて推進 を図ってまいりましたが、平成22年度をもって計画期間が終了することから、今回、新たな プランづくりを行っております。策定に当たりましては、庁内におきましてプランの総括を 行い、住民アンケート、パブリックコメントなどを実施して町民の皆様の御意見をお伺いし、 静岡県立大学教授の犬塚協太先生を初め、町内の教育・企業・福祉・地域などの分野の方々 で組織された策定委員会の委員の皆様の御意見も賜りながら、当町の実態を踏まえた当町独 自のプランに仕上げております。

これまでのプランは、5年間を計画期間として計画の推進を図ってまいりましたが、激動する社会情勢に迅速かつ的確に対応するため、計画期間を3年間とし、短期間で効率的に施策を推進することといたしました。

人口減少により労働力が減少する中、女性の労働力の重要性も高まっておりますので、子育て環境を整えることなどにより、女性の社会参加を支援する必要があるものと考えております。平成23年度から始まります吉田町総合計画後期基本計画の中でも、子供を産みやすく育てやすい環境の整備を重点項目として掲げ、子育て支援の充実を重点施策として計画の中に盛り込んでおります。さらに、町づくりには生活者の視点、特に女性の視点が大変重要であるとの観点から、女性から見た生活目線での町づくりに対する御意見をいただく場として、井戸端会議や町づくり機構の立ち上げといった具体的な施策も後期基本計画の中で、重点施策として盛り込まさせていただきました。

このことと相まって、今回のプランの中も女性が地域活動に参画していくために、「女性が地域活動や行政運営など、あらゆる分野における政策・方針決定の場へ参画していくための環境整備に努めます」との方向を示させていただいております。

今後、プランを進めていく上で、教育・職場・家庭で男女共同参画が推進されるのはもちろんのこと、特に地域において女性が地域活動や行政運営など、あらゆる分野における政策・方向決定の場に参画していることが常態化しているよう、プランの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、行財政構造改革への取り組みについて申し上げます。

当町では、「地方分権の受け皿のモデル」を目指して、全庁的に行財政構造改革に取り組むため、平成16年度に吉田町行財政構造改革推進本部を立ち上げ、672項目に及ぶすべての事務事業をゼロベースで検証するとともに、事業仕分けの根幹となる「第1次行財政構造改革推進方針」を策定いたしました。また、平成17年度には国から示された「新地方行革指針」に沿った「第3次吉田町行政改革大綱」や「吉田町集中改革プラン」を策定いたしましたが、計画期間最終年度であります平成22年度に、第3次大綱の総括とあわせ、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とする「第4次吉田町行政改革大綱」と「行政改革プラン」を新たに策定いたしました。

平成20年9月の米国における大手証券会社の経営破綻を契機とした世界同時不況がもたらした社会的、経済的不安はいまだ解決されず、国を初めとする各自治体の財政は厳しい状況にあります。そのような中で、町民の皆様の理解と信頼を得ながら地方分権型社会、あるいは地域主権型社会を確立するためには、今後も地域の実情に即した新たな計画に基づき、より一層行財政改革の徹底を図っていく必要がございます。

第4次大綱は、第3次大綱において掲げた7つの重点項目が一過性の課題ではなく、不断に検証していかなければならない課題であることから、この考え方を継承するとともに、新たな行政課題を加味した9つの推進項目を掲げました。「事務事業の合理化」、「高度情報化への対応」、「町民参画型の町づくり」、「多様な主体・形態の活用により戦略的な業務の推進」、「定員管理の適正化・給与の適正化」、「人材育成基本方針の推進」、「健全財政への取り組み」、「時代の要請に即した新たな行政経営手法の検討」、「地方公営企業の経営健全化」でございます。

今後につきましても、継続して絶え間ない改善改革を推し進めてまいりますが、「地方分権の受け皿のモデル」づくりは、一朝一夕に実現するものではなく、不断の努力と議会や町民の皆様方の御理解と御協力なしに進めることはできないものであると認識しておりますので、ぜひとも御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、平成23年度を迎えるに当たり計画しております事業の概要や行財政運営の基本的な姿勢でございますが、先ごろ平成22年10月に実施いたしました国勢調査の結果が報告され、当町は県下で人口増加率が2番目に高く、世帯数の増加率は最も高い町でございました。この結果からも、我が町は住みやすく勢いのある町であると感じております。今後とも、町民の皆様が住んでよかったと思える町づくり全力で進めてまいる所存でありますので、議員各位におかれましても、格段を御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政方針といたします。

○議長(増田宏胤君) 町長の施政方針が終わりました。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長(増田宏胤君) 続いて、日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を委員長から報告を 願います。

総務文教常任委員会委員長、お願いします。

5番、藤田和寿君。

[総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇]

○総務文教常任委員会委員長(藤田和寿君) 5番、藤田和寿。

それでは、総務文教常任委員会から、議会閉会中の調査活動について御報告申し上げます。 1月17日、役場4階第2会議室におきまして、午前9時、社会福祉課、水野課長、鈴木課 長補佐、久保田統括、高齢者支援課、池ヶ谷課長、柿沼統括、生田統括の出席をいただき、 出席委員6名、番外1名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

6番委員は駿遠学園の公務と重なり欠席いたしました。

調査案件の健康福祉に関する調査について、協議事項に入りました。

先進地の委員会視察をパワーポイントにまとめ、各担当課に御報告し、その後質疑を行いました。

なお、委員会視察報告書と各委員から提出された視察レポートを担当課へ事前に参考資料 として配付し、委員会に臨みました。

冒頭、スライドにて11月11、12日の愛知県長久出町、社会福祉法人愛知たいようの杜、ゴジカラ村の高齢者福祉、児童福祉について、愛知県東浦町役場、高齢者福祉について、12日の愛知県幸田町役場、児童福祉について、愛知県一色町役場、児童福祉について、順次説明を行い、その後報告内容について担当からの質問や確認の時間をとりましたがなく、委員からの質疑に入りました。

委員、東浦町の認知症サポーターについて関連し、我が町の徘回高齢者の現状は。

課長、家族から見守りリストを包括支援センターに提出されている方は9名です。視察報告を受けました認知症サポーターの件は、平成19年から21年までに町内の257名の方が研修を受け登録しております。3月にも4名研修予定です。また、認知症サポーターに多くの方になっていただきたく、サポーター研修の紹介をお願いいたします。

委員、特定高齢者の生活機能評価の基本チェックリストが国の目標が40から60%になっていたが、我が町は。

課長、基本チェックリストの回収率は79.1%です。

委員、介護保険制度の改正を受け、東浦町では医療と介護、予防と診断体制、地域の支援 体制、居宅介護の4点を主に推し進めていくことを、我が町で検討されていることは。

課長、地域支え合い対策事業として、徘回見守りSOSネットワーク構築事業として、推 進会議開催を検討しています。また、医療と介護の結びつけとして、主治医とケアマネ連絡 表をつくり、包括支援センターと医師会や薬剤師会と連携して進めていきます。

委員、ファミリーサポートセンターを検証してきたが、町内の需要は。

課長、次世代育成支援計画の後期計画の中で、平成26年度中に1カ所を目標にしていますが、今現在、具体的な実施計画は持っておりません。実施に当たっては、直営か社協やシルバー等への委託など検討を進めていきたい。平成21年度に行ったニーズ調査結果は、ファミリーサポートセンターを利用したいが、就学前で27.4%、小学生在籍者で23%でした。利用

目的は、祖父母や近所の方や友人などに預かってもらえないときが、就学前で69.6%、小学生で69.7%、子供の病気やけがなど緊急時に利用したいが、就学前44.2%、小学校で38.5%、保護者の冠婚葬祭や買い物などで外出時利用したいが、就学前で32%、小学校で20%でした。なお、町内で事業を実施されてない状況などを踏まえた調査であることを、ファミリーサポート事業を町民の方々に十分御理解されていないことを踏まえた数字であることを、あわせて担当課から報告を受けました。

委員、視察先で高齢者移動支援として、循環バスやタクシー補助券等を行っていたが、町 の移動支援で10月から募集したボランティアの状況や今後は。

課長、現在、移動支援ボランティアは7名の方に登録いただきました。また、はつらつ講座へ参加者の方11名、要援護者は16名の方々が利用登録されました。実績は6名の方が月2回程度、病院へ通院で利用されています。今後は、ひとり暮らしの方へアンケート調査を行い、買い物弱者への対応などを考えています。

委員、多様な保育ニーズの実情と放課後児童クラブの状況は。

課長、保育園の平成23年度申し込み状況は、0歳児12名、1歳児67人、2歳児80人、3歳児111人、4歳児148人、5歳児116人で、例年と比べて3歳児未満が多くなっています。

また、放課後児童クラブ利用者は、4月1日時点の数で平成18年110人、19年161人、20年190人、21年190人、22年194人です。

委員、今後の子育て支援の方向性は。

課長、女性の社会進出に伴い、共働き世帯が増えている中で、子育て支援の政策として保育の多様化策を行い、一方、特に乳児の段階を含め、親と子と一緒にいることが重要であるとの認識のもと、育児休業の制度の推進と浸透を図っていく親子体験サポートなど、両方ともに必要な施策と考えています。

委員、あやめ保育園の今後は。

課長、平成20年度に統合を目指す方向を出して、平成21年から3年間をかけて保護者の意向を踏まえながら統合を図っています。昨年10月の申し込み時に、あやめ保育園を第1希望とされる方が全くありませんでした。その状況を踏まえ、来年度は休園する形を考えています。来年度の施設の利用については、子育て支援センターとして利用していく予定です。全体面積4,298平方メートルのうち、2,439平方メートルが町有地で残りは個人の借地となっており、費用の面で借地料がかなりかかっております。将来的な施設のありようを含めて考えていかなければなりません。

以上が主な質疑でした。

質疑を終え、担当課の方々に退席をいただき、引き続き調査案件のまとめについて協議を行いました。まとめについては、2月7日9時から報告書案を協議し、21日13時半から委員会で決定することを委員に諮ったところ、異議がなく決定いたしました。閉会は11時でした。2月7日、4階第2会議室におきまして、午前9時より出席委員数7名、番外1名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

調査案件のまとめについて行いました。

委員会活動報告と調査の結果、意見についての案について協議を行いました。

各委員に報告内容について、お諮りしたところ、全員異議がなく承認いただきました。 また、次回委員会は2月21日13時30分から開会を決定し、委員会を閉会いたしました。10 時でした。

2月21日、4階第2会議室におきまして、午後1時半より当局より総務課長、企画課長、町民課長、社会福祉課長、高齢者支援課長の御出席をいただき、出席委員7名、番外1名、定足数に達していることを確認し、委員会を開会いたしました。

初めに、平成23年度第1回議会定例会に上程を予定されている議案について、概要を各担 当課長より報告いただきました。その後、所管事務調査に入るため、当局の皆様に御退席い ただき、議会閉会中の調査案件について、健康と福祉に関する調査の報告書を確認と、調査 案件を本日で終了することを委員にお諮りしたところ、全員異議がなく決定しました。閉会 は14時45分でした。

続きまして、調査結果について報告いたします。

調査の結果、第4次吉田町総合計画の目指す将来都市像として、「人と人、心やすらぐ健康で住みやすいまち、吉田町」を掲げ、計画体系の第1章に健康福祉を上げて、健康で生き生き暮らせる町づくりへ向け、事業展開を行っている。今回、当委員会調査案件は健康と福祉に関する調査であり、本年度が後期基本計画の策定年度に当たり、前期計画の事業の着実な進捗状況とあわせて、後期計画の方向性も具体的に確認できました。今後の施策における事業展開を期待いたします。

1、高齢者福祉について。

町内の主な高齢者介護施設を回り、介護実態と状況を確認いたしました。施設利用ということで、町内すべての需要を満足するには、受け入れ施設の収容能力等の制限がありますが、在宅介護など、地域において包括支援体制で賄っていることを確認できました。特に、他地域と比べても特定高齢者把握事業など、介護予防事業において高い割合で実施されていることもわかりました。一般高齢者や特定高齢者向けの事業においては、さまざまなメニューで高齢者の健康を保つための施策を行っていることが確認できました。今後において、ますますの参加者の増加を期待いたします。

今回の調査の中で、厚生労働省の2011年度の老人保健福祉関係で、徘回、見守り、SOSネットワーク事業が補助枠を新設したとの報告があり、町も来年度において同関連事業のネットワーク及び捜索発見システムの構築に向け、推進会議の設置を検討しているとの報告を受けました。その事業が発展し、視察先の東浦町で調査した徘回高齢者捜索模擬訓練や、認知症介護セーフティネットなど、地域と一体となるさらなる取り組み展開を望みます。

2、児童福祉について。

児童館、子育て支援センター、5カ所の保育園、3小学校区の放課後児童クラブを視察し、 子供が健やかに育つ環境づくりに向けての施策を確認できました。今後においても、子供を 産みやすく育てやすい環境整備を期待したい。

なお、以下の事項について意見といたします。

①ファミリーサポートセンターの開設。

吉田町次世代育成支援行動計画の後期計画において、平成26年度までに1カ所を目標とされている子育で支援は、地域社会の担い手づくりてとも言われており、早期の開設を望みます。特に、保育園の利用は保育に欠けるが条件づけされており、子育で支援を専業主婦層まで広げる方策として必要なものであると考えます。子育で支援センター、児童館、保育園、幼稚園、放課後児童クラブなどの各種施設と連携して、すべての親や子供が利用できる体制

整備が必要であり、ファミリーサポートセンター事業の推進が一助となると考えます。育児の援助を受けたい人と行いたい人が、子供を中心としたつながりを持つことで、子育て支援の輪が広がり、出会いと交流の新たな場づくりとなると考えます。

2、小学校の活用。

放課後児童クラブが現在3小学校区で4カ所設置され、待機者もなく年々利用者も増え、 盛況であることが確認でき安心しました。しかし、中央小学校区の2施設は学校と離れた設 置で、移動等においても課題を伺えました。今後において、中央小学校の敷地拡張や校舎建 てかえ等が予定されており、その折には学童保育やファミリーサポートセンターなど、子育 て支援としての学校の活用も視野に入れた計画を望みます。

3、あやめ保育園の利用。

建物の老朽化が著しく、園児数が町内保育園で最も少ないことから、保護者意向を調査しながら、段階的に縮小、廃止予定であったが、平成23年度休園することが決定し、今後の有効利用が期待される。視察先においては、改修工事後、子育て支援センターとして利活用されている事例を見学してきました。広い園庭を有し、他の保育園において日影も多く、子育て支援施設の拠点としての位置づけを望みます。既存の子育て支援センター機能だけでなく、新たにファミリーサポートセンター機能を持つことで、地域の子育て支援ネットワークのかなめとなることと考えます。

また、併設することにより、子育て支援員やファミリーサポートコーディネーターを含む 職員育成や、管理運営上の集中等によるコストメリットも期待できると考えます。施設面積 全体の4,298平方メートルのうち、約43%が借地であり、今後のあり方について検討しているとの報告であった。次世代育成の重点拠点として、子育て支援の環境づくりが今後も求められてくることは明白であり、最少の投資で最高の結果が得られる方向づけを早期に打ち出すことを望みます。

なお、健康と福祉に関する調査の結果は、本定例会最終日に配付し、報告といたします。 以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長(増田宏胤君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長(増田宏胤君) 日程第5、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告願います。 13番、八木 栄君。

[議会改革特別委員会委員長 八木 栄君登壇]

〇議会改革特別委員会委員長(八木 栄君) 13番、八木 栄です。

議会改革特別委員会の活動報告をします。

平成22年12月15日水曜日、午後1時30分より、役場4階第1会議室にて、第32回議会改革

特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、議会基本条例についてと議会報告会のまとめであることを告げ、早速協議に入りました。

基本条例についてでは、修正が必要なところの協議を行い、修正を加える作業を行い、その後法令審査を受けることに決定しました。

議会報告会のまとめでは、アンケートの集計を枝村議員にお願いしました。アンケート結果の活用や報告書の作成について協議しました。報告書については、藤田議員にまとめていただくことになりました。また、報告書の配布については、アンケートの集計を報告書に添えて、各自治会を初め関係各位に配布することに決定しました。

次回、特別委員会の開催は12月24日、午前9時から、議会報告会のまとめ、シンポジウムの開催について、修正後の議会基本条例の確認についてであることを告げ、本日の委員会を閉会しました。散会は午後4時30分でした。

平成22年12月24日金曜日、午前9時から、役場4階第2会議室にて、第33回議会改革特別 委員会を開催、出席委員は6名で定足数に達していることを告げ、協議に入りました。

最初に、議会報告会のまとめについてですが、藤田議員がまとめてきました議会報告会の報告と、八木、佐藤議員、市川議員、杉村議員がまとめてきました各地区での意見交換会の内容について協議しました。

報告書については、前回と同じような形に仕上げることになりました。当局を初め各自治会、案内を出した各種団体に配布することになりました。

意見交換については、持ち帰った質問が3件ありましたので、大至急3名の方に文書にて 回答することにしました。

議会基本条例についてですが、でき上がった素案を全員協議会にて内容を協議していただき、法令審査を受け、当局との懇談会を行い調整していくことに決定しました。

シンポジウムについては、開催するということに決定しました。また、内容については、 今後決めていくこととなりました。

今後の議会改革の取り組みについては、来月早々全員協議会にて議会基本条例素案の内容について協議する。シンポジウムについての説明を行うことに決定しました。議会基本条例のシンポジウムは、会場の都合から2月20日日曜日、午後7時から9時まで、学習ホールにて江藤先生に講演をしていただくことまでは決定しました。

以上で、本日の委員会を閉会しました。

平成23年1月18日火曜日、午後1時30分から3時30分、役場4階第2会議室において、賀茂郡南伊豆町の議会改革調査特別委員会の視察研修がありました。南伊豆町からは、委員長を初めとする特別委員会委員9名に議会事務局長1名の10名が吉田町を訪れました。当町は、議長と議会改革特別委員会委員7名で応対しました。あいさつを交わした後、自己紹介を行い研修事項に入りました。研修事項は、議会基本条例について、1、通年議会、夜間議会、一般会議の開催について。2、議会報告会の開催に関する基本的な考えやテーマの選択について。3、自由討議、反問権に関する考え方と条文の規定について。4、条例制定に向けての基本姿勢、考え方、苦労している点、以上のことについて、当町の現状などを報告し、その後、質疑応答を自由討議の形で行いました。予定時間を多少オーバーしましたが、お互いに有意義な時間を過ごしたと思います。

平成23年1月31日月曜日、午前9時から、役場4階第1会議室において、第34回議会改革 特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項であります議会基本条例案については、全員協議会にて内容の検討を行い、 修正されたものを法令審査していただき、再度内容の検討を行いました。2月15日には、当 局との懇談会を予定しているので、いま一度全議員による内容の確認を行い、修正が必要で あれば修正を加えていくことに決まりました。

次に、シンポジウムについて協議しました。期日は2月20日日曜日、午後7時から9時まで、会場は吉田町学習ホール、内容は江藤敏昭教授による基調講演、テーマは開かれた議会への改革です。

次に、議会基本条例案の説明、その後、参加された方との意見交換会という内容に決定しました。司会は佐藤副委員長で、開会の言葉、議長のあいさつで始まり、副委員長の閉会の言葉で終了となります。会場の準備については、特別委員会委員と事務局とで行い、受付は各地区別に地区の代表議員が行うことになりました。

次回の委員会開催は2月8日であることを告げ、委員会を閉会しました。散会は10時30分でした。

平成23年2月8日火曜日、午前9時から、役場4階第1会議室にて、第35回議会改革特別委員会を開催、出席委員は6名で定足数に達していることを告げ、協議に入りました。

本日の協議事項は、議会基本条例シンポジウムについてです。日程案の確認をしました。また、シンポジウムの案内を各自治会に配布したが、そのほか参加の呼び込みを各議員で努力するようお願いしました。シンポジウムの日程について、再度確認しました。その後、議会基本条例案の内容について、再度確認をしました。全員協議会において、議員のタイムスケジュールを報告、確認することにしました。以上で、本日の委員会を閉会しました。散会は11時39分でした。

平成23年2月16日水曜日、午後1時30分から、役場4階第1会議室にて、第36回議会改革 特別委員会を開催、出席委員は7名全員です。

昨日の当局との懇談会において、当局よりいただいた所見をもとに、法令審査の修正箇所も重ねて議会基本条例案の修正を実施しました。前文から始まり、第1条から1条ずつ協議して修正していきました。

2月20日のシンポジウムが目前でありますので、委員みんなで必死になって議会基本条例 案の修正を行いました。修正を終え、本日の委員会を閉会しました。

平成23年2月28日月曜日、午前9時から、役場4階第1会議室にて、第37回議会改革特別 委員会を開催、出席委員は7名全員です。

本日の協議事項は、シンポジウムの反省と議会基本条例案の今後の扱いについてです。シンポジウムの反省では、まず開催日の決定が難しいという意見が多くありました。参加者が非常に少なかったので、今後、日程や議員個々の集客の仕方を検討していきたいと思います。議会基本条例案の今後の扱いについてですが、シンポジウムへの参加者の方も基本条例の作成に参加したいという御意見や、基本条例の制定については必要と考えるが、もう少しじっくり考えてつくっていったほうがよいというアンケートでの御意見がたくさんあったことや、改正後の基本条例案については、当局とも懇談会を開いて、すり合わせが必要であるというように、時間的な余裕もないことを踏まえ、全議員によって、どのようにするか決定するこ

とが必要であるということに決まりました。 以上で、本日の委員会を閉会しました。散会は11時17分でした。 以上、議会改革特別委員会の報告です。

○議長(増田宏胤君) 報告が終わりました。 委員長報告に対し、質疑を許します。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結いたします。

委員長、御苦労さまでした。 ここで暫時休憩とします。 再開は10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長(増田宏胤君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第3号~議案第24号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(増田宏胤君) 日程第6、議案上程を行います。

第3号議案から第24号議案まで一括上程いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 平成23年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の廃止について1件、条例の一部改正について3件、補正予算について8件、当初予算について1件、組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について1件、人事案件について2件の合計22件でございます。

それでは、各議案につきまして、御説明申し上げます。

第3号議案は、吉田町水防協議会条例を廃止する条例の制定についてでございます。

本議案は、水防法の一部改正により、町の水防計画の調査審議は従来の水防協議会に加え、市町村防災会議でも諮ることが可能となったことから、水防を含む地域防災計画の作成及びその実施を推進するための機関である町の防災会議に調査審議を一元化し、さらなる防災対策の総合化、効率化を目指すことを目的として、水防協議会を廃止する所要の改正をお認めいただこうとするものでございます。

第4号議案は、吉田町立集落センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでご ざいます。

本議案は、片岡下地区のコミュニティ活動の拠点及び災害時の避難場所として利用されて

いる下片岡会館が建築当初からの地区人口が約3倍増えたことにより、既存の規模では手狭になってきていることや、耐震診断の結果、耐震性が不足しているとの評定から、地元住民から会館の建てかえ要望がなされた現状があり、これらのことから検討を重ねた結果、町として今後も避難所としての役割を持つ施設が必要との判断のもと、新しい施設については、町立コミュニティ・センターとしての更新はせず、地区住民が事業主体となり建築事業を実施することとなることから、所要の改正をすることをお認めいただこうとするものでございます。

第5号議案は、吉田町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)により、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、老人保健制度は平成19年度限りで廃止されましたが、老人保健特別会計につきましては、3カ年の期間に限って存続することが義務づけられている中、平成23年3月31日限りで老人保健特別会計の義務づけがなくなることから、所要の改正をお認めいただこうとするものでございます。

第6号議案は、吉田町表彰条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、議会からの見直し要請及び第2次地方(町村)議会活性化研究会最終報告を勘案し、委員職についての見直し方針を決定したことから、吉田町表彰条例ほか4条例の所要の改正をお認めいただこうとするものでございます。

第7号議案は、平成22年度吉田町一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

本議案は、平成22年度一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億8,238万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億8,611万7,000円とするとともに、大幡川幹線道路改良事業費、木造耐震補強事業費、吉田中学校空調設備設置事業費、図書館資料整備事業費に係る合計9,225万8,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を170万円減額する補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第8号議案は、平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第3号)でございます。本議案は、平成22年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,481万6,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第9号議案は、平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について でございます。

本議案は、平成22年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,011万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億2,810万2,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第10号議案は、平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成22年度の老人保健事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ403万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84万4,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第11号議案は、平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成22年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出 それぞれ504万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億9,107万3,000円とする補正 予算をお認めいただこうとするものでございます。

第12号議案は、平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成22年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,138万4,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ15億439万2,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第13号議案は、平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、平成22年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,920万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9億7,865万1,000円とするとともに、地方債の限度額を1,920万円を減額する補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第14号議案は、平成22年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)についてでございます。本議案は、平成22年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の既定額から63万4,000円を減額し、総額を5億4,488万3,000円に、収益的支出の既定額に663万9,000円を追加し、総額を5億3,174万9,000円とするとともに、資本的収入の既定額から4,107万4,000円を減額し、総額を7,752万2,000円に、資本的支出の既定額から1億6,831万5,000円を減額し、総額を3億4,700万円とするとともに、企業債の限度額を3,400万円減額する補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第15号議案は、平成23年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成23年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5,300万円と定めるとともに、10の事業につきまして、総額6億1,730万円を限度とする地方債を持つこと及び一時借入金の最高額を5億円と定めることについて、お認めいただこうするものでございます。

第16号議案は、平成23年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成23年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億4,769万5,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第17号議案は、平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。 本議案は、平成23年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 24億9,801万3,000円と定めるとともに、一時借入金の最高額を1億円と定めることについて、 お認めいただこうとするものでございます。

第18号議案は、平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。 本議案は、平成23年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞ れ1億9,711万4,000円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第19号議案は、平成23年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成23年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億6,089万4,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただこうとするものでございます。

第20号議案は、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成23年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,423万9,000円と定めるとともに、公共下水道事業につきまして、総額2億2,350万円を限度とする町債を計上するほか、一時借入金の借り入れの最高額を2億5,000万円と定める予算をお認めいただこうとするものでございます。

第21号議案は、平成23年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成23年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億4,672万2,000円とし、収益的支出の総額を5億1,638万9,000円とするとともに、資本的収入の総額を5,172万円とし、資本的支出の総額を4億6,228万9,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する4億1,056万9,000円は減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,160万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,231万4,000円、当年度分損益勘定留保資金3,664万6,000円で補てんするものと定め、限度額2,900万円の企業債を措置するほか、一時借入金の限度額を5,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただこうとするものでございます。

第22号議案は、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

本議案は、本組合の構成団体である御前崎市が本組合から脱退することや、あわせて議会の議員定数を減員することから、本組合規約を変更する部分につきまして、お認めいただこうとするものでございます。また、平成20年12月10日に交付された障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害、保健、福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律により、障害者自立支援法を引用している条文についての法律に従い、本組合規約を変更する部分につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第23号議案は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

本議案は、現委員であります大畑一松委員が平成23年10月1日をもって任期満了となりますことから、引き続き吉田町神戸3897番地の1、大畑一松さんを人権擁護委員に推挙することにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第24号議案は、同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。 本議案は、現委員であります久保田和子委員が平成23年10月1日をもって任期満了となり ますことから、引き続き吉田町住吉507番地の1、久保田和子さんを人権擁護委員に推挙す ることにつきまして、お認めいただこうとするものでございます。

以上が上程いたします22議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から御 説明申し上げます。

なお、第7号議案の平成22年度吉田町一般会計補正予算(第5号)につきましては、速やかに事業執行を行う必要がありますことから、本日の議決をお願いするものでございます。 それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長(増田宏胤君) 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細説明をお願いします。

総務課長、中村久義君。

[総務課長兼防災監 中村久義君登壇]

〇総務課長兼防災監(中村久義君) 総務課でございます。

第6号議案、第8号議案、第16号議案、第23号議案、第24号議案の計5議案について、御 説明申し上げます。

初めに、第6号議案 吉田町表彰条例等の一部を改正する条例の制定についての内容につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の7ページと8ページ及び参考資料ナンバー3をごらんいただきたいと存じます。 本議案は、議会からの見直し要請及び第2次地方議会活性化研究会最終報告を勘案し、議 員職についての見直し方針を決定したことから、吉田町表彰条例外4条例の主要の改正を行 うものでございます。

見直し方針の概要につきましては、1点目に法定参加以外の審議会と附属機関に係る議員 委嘱は原則取りやめることとし、2点目に議員委嘱を取りやめる時期は原則として平成23年 3月末とし、3点目として他市町村その共同で設置している審議会等、附属機関については、 他の構成市町と調整する必要もあり、今回は見直さないものとして、対象となる附属機関の うち、表彰審査委員会以外のものについて、平成23年4月1日以降、議員委嘱を行わないこ ととするものでございます。

第1条では、吉田町表彰条例を一部改正するものでございます。

改正の内容でございますが、表彰条例第3条第2項中「、町議会副議長」を削り、「7 人」を「6人」に改めるものでございます。

以上が、本条例第1条で改正する吉田町表彰条例の一部改正の改正内容でございます。

次に、第2条では、吉田町水道料金等審議会条例の一部の改正を規定しております。

改正の内容といたしましては、審議会条例第2条第2項中、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

以上が、本条例第2条で改正する吉田町水道料金等審議会条例の一部を改正の改正内容で ございます。

次に、第3条では、吉田町開発審議会条例の一部の改正を規定しております。

改正の内容といたしましては、審議会条例第3条第2項、各号をそれぞれ行政委員会の委員、公共的団体の役員、地域住民の代表者、識見を有する者に改めるものでございます。

以上が、本条例第3条で改正する吉田町開発審議会条例の一部を改正の内容でございます。 次に、第4条では、吉田町緑のオアシス条例の一部改正を規定しております。

改正の内容といたしましては、オアシス条例第6条第2項中、「次の各号で掲げる者」を 「識見を有する者」に改め、同項各号を削るものでございます。

以上が、本条例第4条で改正する吉田町緑のオアシス条例の一部改正の改正内容でございます。

次に、第5条では、吉田町下水道料金等審議会条例の一部改正を規定しております。

改正の内容といたしましては、審議会条例第2条第2項中、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とするものでございます。

以上が、本条例第5条で改正する吉田町下水道料金等審議会条例の一部改正の改正内容で ございます。

本条例の施行期日等につきましては、附則第1項におきまして、施行日は平成23年4月1日から施行するものであります。

以上が、第6号議案の吉田町表彰条例等の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第8号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書をごらんください。

今回の補正は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億4,481万6,000円とするものでございます。

予算内容は、財産収入を増額補正し、その収入金額を土地開発基金に積み立てようとする ものでございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。1ページをごらんください。

1 款財産収入3万3,000円は、土地開発基金の利子でございます。歳入合計で3万3,000円を増額補正させていただくものでございます。

次に、歳出の1款総務費でございますが、歳入で計上いたしました土地開発基金の基金利子の3万3,000円を、土地開発基金に積み立てるもので、歳出合計で3万3,000円増額補正させていただくものでございます。

以上で、平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第3号)についての説明でご ざいます。

続きまして、第16号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

議案書の27ページから29ページをごらんください。

平成23年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第1条にありますとおり、歳入歳出をそれぞれ1億4,769万5,000円とするものでございます。

主な予算内容は、用地を取得するための財産取得費と総合運動公園整備用地整備に係る起 債償還でございます。

それでは、歳入から御説明申し上げます。議案書29ページをごらんください。

1 款財産収入の3,000円は、土地開発基金の利子収入1,000円と財産売り払いの収入2,000円でございます。

2款繰入金の1億4,769万円は、土地開発基金から繰入金1,500万円と一般会計からの繰入金1億3,269万円でありますが、一般会計からの繰入金につきましては、総合運動公園整備用地買収に係る起債償還金でございます。

3 款繰越金は1,000円、4 款諸収入とも1,000円で歳入総額は1億4,769万5,000円でございます。

歳出につきまして、1款総務費に歳入総額と同額の1億4,769万5,000円を計上させていただきましたが、内容としては、用地を取得するための財産取得費1,500万円と公債費1億3,269万円が主なものでございます。

以上が、平成23年度吉田町土地取得事業特別会計予算についての概要でございます。

続きまして、第23号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。議案書50ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております大畑一松委員が、平成23年10月1日に任期満了 となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としまし ては、大畑一松さんを人権擁護委員の候補者として、法務大臣に推挙するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

大畑さんの住所は、吉田町神戸3897番地の1、氏名は大畑一松、生年月日は昭和23年3月10日で、現在62歳でございます。

なお、大畑さんは現在人権擁護委員として、平成20年10月1日から1期在職していただい ております。

続きまして、第24号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。議案書51ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、人権擁護委員に就任されております久保田和子委員が、平成23年10月1日に任期満 了となりますことから、静岡地方法務局長より候補者の推薦依頼がございました。町としま しては、久保田和子さんを人権擁護委員の候補者として法務大臣に推挙するに当たり、人権 擁護委員法第6条第3項に基づきまして、議会の御意見を求めるものでございます。

久保田さんの住所は、吉田町住吉507番地の1、氏名は久保田和子、生年月日は昭和22年6月1日で現在63歳でございます。

なお、久保田さんは現在人権擁護委員として、平成20年10月1日から1期在職していただいております。

以上が、総務課からの5議案につきましての説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(増田宏胤君) 次に、企画課長、塚本昭二君。

[企画課長 塚本昭二君登壇]

〇企画課長(塚本昭二君) 企画課でございます。

企画課からは、第7号議案、第15号議案の2議案について、御説明申し上げます。

それでは、第7号議案 平成22年度吉田町一般会計補正予算(第5号)についての内容から御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の表紙裏面をごらんいただきたいと思います。

第1条第1項でございますが、現計予算に歳入歳出それぞれ2億8,238万2,000円を増額いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ95億8,651万7,000円とする内容を既定しております。

また、第2項にありますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、1ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただこうとするものでございます。

次の第2条でございますが、繰越明許費を設定することにつきまして、お認めをいただこうとするものでございます。

内容は、5ページの第2表繰越明許費に掲げてございますが、今回の補正予算で計上いたします地域活性化交付金、きめ細かな交付金の対象となります地方特定道路整備事業大幡川幹線の一部、それと大幡川幹線道路改良事業の全額、第4号補正でお認めいただきました木造耐震補強助成事業の全額、吉田中学校空調設備設置事業の全額、地域活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金の対象となる図書館資料整備事業の一部、それぞれを平成23年度に繰り越して執行することをお認めいただこうとするものでございます。

また、第3条でございますが、地方債の補正でございます。この内容につきましては、6ページに掲げてございますが、事業費の減額に伴いまして、地方特定事業大幡川幹線整備事

業における起債限度額を減額することについて、お認めいただこうとするものでございます。 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によって御説明を申し上げます。 9ページからの歳入をごらんいただきたいと思います。

1 款町税でございますが、2億6,145万6,000円の増額でございます。

これは、1項2目の法人町民税の現年課税分、法人割額を2億5,045万6,000円増額するとともに、4項1目の町たばこ税の現年課税分を1,100万円増額とするものでございます。

次に、2款地方譲与税でございますが、200万円の減額でございます。

これは、2項1目の自動車重量譲与税を200万円減額するものでございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

3款利子割交付金でございますが、200万円を減額するものでございます。

次に、4款配当割交付金でございますが、160万円を増額するものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

5款株式等譲与所得割交付金でございますが、250万円の減額でございます。

次に、6款の地方消費税交付金ですが、2,000万円の増額でございます。

12ページの7款自動車取得税交付金でございますが、600万円の減額でございます。

10款の交通安全対策特別交付金でございますが、50万円の増額でございます。

13ページにございます11款分担金及び負担金でございますが、325万円を減額いたします。これにつきましては、1項1目の農林水産業費分担金のうち、小規模局部改良事業費を45万円減額するとともに、2項1目の民生費負担金のうちの保育所保護者負担金を280万円減額するものでございます。

次に、13ページから14ページにかけての12款使用料及び手数料でございますが、108万円の減額でございます。このうち、1項5目の教育使用料のうち、社会教育使用料でございますが、公民館、学習ホール、図書館の使用料を15万4,000円減額するものでございます。

また、保健体育使用料でございますが、40万円減額となります。

2項1目総務手数料につきましては、50万円の減額でございまして、これは戸籍窓口手数料の減額によるものでございます。

2目衛生手数料でございますが、2万6,000円の減額でございます。清掃許可手数料を1万円増額する一方で、犬の登録手数料を3万6,000円減額しております。

15ページをごらんいただきたいと思います。

13款国庫支出金でございますが、1,152万7,000円の増額でございます。

1項国庫負担金、1目民生国庫負担金でございますが、1,318万6,000円の減額となります。これにつきましては、決算見込みにより障害者自立支援医療費負担金188万8,000円、本算定により保険基盤安定制度負担金を44万8,000円、それぞれ増額といたします。また、一方で決算見込みより保育所運営費を12万2,000円、それから子ども手当国庫負担金を1,540万円減額するものでございます。

2項国庫負担金でございますが、2,447万8,000円を増額いたします。

ただ、2目の衛生費国庫負担金でございますが、171万4,000円の減額となります。これにつきましては、実績に基づき汚水処理施設整備事業費を減額するものでございます。3目の土木費国庫補助金でございますが、こちらも10万円の減額となります。これは、実績に基づきまして、橋梁の長寿命化修繕計画策定事業費を減額するものでございます。

16ページの4目教育国庫負担金でございますが、ここでは906万9,000円の増額となります。このうち、教育総務補助金でございますが、幼稚園就園奨励費を対象者の増加と要綱の改正に伴う単価の変更によりまして、44万3,000円増額するとともに、平成22年11月26日に成立いたしました国の平成22年度第1次補正予算に計上された安心・安全な学校づくり交付金、891万2,000円を増額するものでございます。また、小・中学校費補助金では内示額の変更に伴い、28万6,000円減額となっております。

5目の地域活性化交付金でございますが、1,722万3,000円の増額となります。これは、国の第1次補正予算において、地域活性化交付金、きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金が創設されたことに伴いまして、当町に交付されることとなった額を計上させていただきました。

3項国庫委託金でございますが、23万5,000円を増額するものでございます。

1目総務費国庫委託金でございますが、35万円の増額でございます。これにつきましては、 外国人登録事務費交付金の決定に伴い、増額となるものでございます。

3目教育費国庫委託金でございますが、11万5,000円の減額でございます。これは、実績に伴いまして、学力向上実践研究推進事業委託金を減額するものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

14款県支出金でございますが、622万8,000円の増額でございます。このうち、1項県負担金でございますが、1,087万4,000円の増額となります。このうち、1目民生費県負担金でございますが、1,034万9,000円増額するものでございます。このうち、社会福祉費負担金でございますが、平成21年度障害者自立支援給付費の精算金が確定したことに伴いまして、自立支援給付費を906万3,000円増額するとともに、決算見込みより保険基盤安定制度負担金を404万7,000円増額する一方、決算見込みによりまして、保育所運営費を6万1,000円、子ども手当負担金を270万円減額するものでございます。

2目の衛生費県負担金でございますが、52万5,000円の増額でございます。これは、後期 高齢者医療事務費の交付決定に伴う増額でございまして、高齢者の医療の確保に関する法律 第99条第1項に基づく低所得世帯の均等割額減額分の増額が主なもので、このほか同条第2 項に基づく社会保険の扶養者の均等割額減額分に対する減額がございます。

2項県補助金でございますが、470万7,000円を減額するものでございます。

2目民生費県補助金でございますが、6万1,000円を増額いたします。これにつきましては、医療費の増額に対応した母子家庭等医療費助成事業費を増額するものでございます。

続きまして、18ページの3目の衛生費県補助金でございますが、426万8,000円を減額するものでございます。健康づくり総合支援事業費の県の事業見直しにより廃止されましたことから、減額となるものでございます。そのほか、合併処理浄化槽整備事業費につきましては、実績により減額がございます。それから、多胎児県外償還払い、早期出産転出者の増加に伴い、健診回数が減少しましたことから、妊婦健康診査支援事業費助成補助金も減額となります。また、実績によりまして、エコマイハウス支援事業費につきましても、減額となります。健康づくり総合支援事業が廃止されたことに伴い、新たに創設された特定健康課題支援事業費補助金において、歯科保健対策支援事業が対象となったことから、特定健康課題支援事業費につきましては、増額とさせていただきます。

4目農林水産業費県補助金でございますが、50万円の減額となります。これにつきまして

は、昨年の9月8日の台風9号によりまして、県内の被害が発生いたしましたことから、県 の小規模局部改良事業費の配分が変わりまして、内示額が減額されたという事情によるもの でございます。

続きまして、18ページから19ページにかけまして、3項県委託金、1目総務費県委託金でございますが、6万1,000円の増額でございます。これは、交付額の確定に伴いまして、工業統計調査費、県単独統計調査費、農林業センサス経費、統計調査委員確保対策費を増額する一方、経済センサス調査区設定を減額するものでございます。また、国勢調査費でございますが、決算見込みによりまして3,000円増額となっております。

15款財産収入でございますが、219万7,000円を増額いたします。

1項1目財産貸付収入でございますが、110万7,000円を増額いたします。これは、土地であります普通財産の新規貸付などに伴う増額でございます。

2項1目不動産売払収入でございますが、109万円を増額いたします。これは、法定外財産となる道路、河川敷等の売り払いに伴う増額でございます。

20ページの16款寄附金でございますが、80万円を増額いたします。これは、1項1目一般 寄附金において、ふるさとよしだ寄附金を80万円増額するものでございます。

17款繰入金でございますが、120万円を減額いたします。

これは2項1目基金繰入金において、吉田高等学校奨学金の交付が確定したことに伴い、 教育振興基金繰入金を減額するものでございます。

21ページから22ページにかけましての19款諸収入でございますが、399万6,000円の減額となります。

5項2目雑入でございますが、399万6,000円を減額いたします。これは、総務費雑入におきまして、交付額が確定したことに伴い、県市町村振興協会市町交付金を減額するとともに、実績によりまして、県市町村振興協会上海万博ステージ出展助成事業助成金を53万円減額いたしております。また、民生費雑入において実績に伴い、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業を1万8,000円減額しております。また、衛生費雑入において実績に伴い、がん検診徴収金、施設実習委託料、総合体育館教室受講料、チャレンジョガ講座参加料、後期高齢者健康診査委託金、健康づくりセミナー参加料、イキな男の料理教室参加料を減額しております。

一方において、平成21年度高齢者医療給付費負担金返還金と、平成21年度広域連合事務費 負担金精算金の確定に伴う増額がありましたことから、283万8,000円の減額となるものでご ざいます。また、教育費雑入でございますが、決算見込みによりまして、図書館におけるコ ピー代等を減額するとともに、教育委員会事務局で所管する公の施設内に設置されている自 動販売機につきまして、平成22年度の契約から庁舎内に設置しております自動販売機と同様、 売り上げの一部の寄附をいただけるという仕組みが整いましたことから、町有地使用料を減 額し、61万円を減額する措置を講じております。

次に、20款の町債でございますが、170万円を減額するものでございます。

これは、1項3目土木債において、地方特定道路整備事業大幡川幹線改良事業費が減額となりますことから、170万円を減額するものでございます。

続きまして、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

23ページからごらんいただきたいと思います。

1 款議会費でございますが、100万1,000円を減額するものでございます。これは、1項1 目議会費において、決算見込みより職員人件費及び議会運営費を減額するとともに、議会調 査活動における自動車借上料を実績に応じて減額するものでございます。

24ページの2款総務費でございますが、1,314万2,000円の増額でございます。このうち、24ページから25ページにかけての1項1目一般管理費でございますが、228万7,000円の増額でございます。これは、勧奨退職等に係る退職手当負担金2,688万1,000円を含む職員人件費を増額する一方、行財政構造改革推進事業費において、決算見込みにより減額を伴うものでございます。

5目財産管理費でございますが、1,300万円を減額するものでございます。これは、役場 庁舎と神戸集落センターの防水改修工事における契約実績に応じ減額するものでございます。

6目の企画費でございますが、27万3,000円を増額するものでございます。これは、初倉線のバス運行において、バス利用者の減少により経常収益が経常費用の20分の11に満たないことから、収益の不足額相当分を沿線の市町が補助する生活交通確保対策費補助制度に基づき、補助金を増額する一方、実績に基づいて上海万博ステージ出展事業費を減額するものでございます。

26ページの10目人事管理費でございますが、230万2,000円を減額しております。これは、健康保険料率、介護保険料率、厚生年金保険料率の増加に対応するほか、実績に基づき緊急雇用創出事業臨時特例対策事業において雇用する臨時職員の社会保険料を増額するとともに、職員研修事業費を増額する一方、実績に基づき職員福利厚生費、人事管理費を減額するものでございます。

27ページの2項1目税務総務費でございますが、72万円の減額でございます。これは決算 見込みにより、職員人件費を減額するものでございます。

2目の賦課徴収費ですが、704万7,000円の増額でございます。これは、固定資産税、都市計画税、法人町民税、個人町民税、それぞれにおいて過年度分徴税還付金が既決予算以上となるために、増額をお願いするものでございます。

27ページから28ページにかけましての3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、85万9,000円の減額でございます。

また、4項1目選挙管理委員会費は11万5,000円を減額するものでございます。これらは 決算見込みにより、職員人件費の減額でございます。

5項1目統計調査総務費でございますが、県委託金の交付額決定に伴い、1万1,000円財源振りかえをする補正でございます。

29ページの2目諸統計調査費でございますが、3万3,000円を増額するものでございます。これは、県委託金の交付額決定に伴い増額するものでございます。

6項1目監査委員費でございますが、7万6,000円を減額するものでございます。これは、 実績に基づき事務研修負担金を減額するものでございます。

30ページの3款民生費でございます。6,701万2,000円の減額となります。

1項1目社会福祉総務費でございますが、449万5,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みより職員人件費と福祉介護手当を減額するものでございます。

30ページから31ページにかけての2目国民年金事務費でございますが、9万1,000円の減額でございます。これは、決算見込みにより職員人件費の減額でございます。

31ページから32ページにかけての3目国民健康保険費でございますが、447万4,000円の増額となっております。これは、決算見込みより職員人件費86万9,000円、老人保健事業会計繰出金33万4,000円を減額する一方で、基準日における保険基盤安定制度に基づく繰入金の決定などによりまして、国民健康保険事業会計繰出金を567万7,000円増額するものでございます。

32ページから33ページにかけての4目老人福祉費でございますが、635万9,000円の減額でございます。これは、実績に基づきまして、老人福祉対策費、敬老会費、社会福祉施設管理事業費、老人保護措置費を減額するものでございます。

33ページから34ページにかけての5目心身障害者福祉費は147万6,000円の増額でございます。これは、実績に基づきまして、心身障害者施設等負担金及び障害者自立支援施設整備事業費を減額する一方、心身障害者自立支援事業費において、平成21年度の障害程度区分認定事務費補助金、障害者自立支援給付金国・県負担金、平成17年度支援費負担金に係る返還金が増額となりましたことから、地域生活支援事業費について、平成21年度の国及び県の地域生活支援事業に係る返還金が増額となるものでございます。

7目介護保険費でございますが、1,259万5,000円を減額するものでございます。これにつきましては、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、介護保険事業会計繰出金において、介護給付費繰出金、地域支援事業繰出金、事務費繰出金を、それぞれ実績に基づき減額するものでございます。

35ページの2項1目児童福祉総務費でございますが、126万6,000円の減額となります。これは、決算見込みによりまして、人件費並びに児童福祉費を減額するものでございます。

2目児童措置費でございますが、2,080万円の減額でございます。これは、決算見込みによりまして、子ども手当費を減額するものでございます。

36ページの3目保育所費でございますが、2,735万6,000円を減額するものでございます。 これは、決算見込みによりまして、職員人件費を減額するほか、保育所管理費において、臨 時保育士の任用が減少したことにより、減額をするものでございます。それとともに、広域 入所の実績に基づき、保育園児他市町委託料を減額するものでございます。

37ページをごらんいただきたいと思います。

4款の衛生費でございますが、9,558万7,000円の減額でございます。

1項1目保健衛生総務費でございますが、6,562万円を減額するものでございます。これにつきましては、決算見込みにより職員人件費を減額するほか、健康増進計画策定委員委託の契約実績により、保健衛生管理費を減額するとともに、年度末に向け未収金の回収状況や経費の支出予定が明確となったことなどにより、榛原病院負担金を減額するものでございます。

38ページの2目予防費でございますが、102万1,000円を減額するものでございます。これは、日本脳炎予防接種につきまして、平成22年4月1日付厚生労働省からの勧告解除の通知に基づき、6月からの実施となったために、当初予定した予防接種の実施回数が減ったために、医師謝礼金を減額するものでございます。

3目環境衛生費でございますが、154万5,000円の減額でございます。これは、決算見込みによりまして、環境衛生費及び環境保全費を減額するものでございます。

39ページでございますが、4目の公害対策費でございます。138万4,000円の減額でござい

ます。これは、公害対策費において、実績に応じ旅費を減額するほか、環境調査及び分析調査委託料を契約実績に応じて減額するものでございます。

5目の母子保健衛生費でございますが、4万7,000円を減額するものでございます。これは、4カ月児健診や10カ月児健診において、想定した受診者よりも少なかったということによる減額のほか、妊婦健診においても、多胎児県外償還払い、早期出産など、健診回数が減少したことにより、乳幼児妊婦健診委託料を減額する一方、件数及び医療費が伸びております乳幼児医療費を増額するものでございます。

6目の健康づくり事業費でございますが、79万4,000円の減額でございます。これは、実績に基づきまして、健康づくり事業費及びダンス健康づくり事業費を減額するものでございます。

40ページの7目老人保健事業費でございますが、383万9,000円を減額いたします。これは、 決算見込みより老人保健事業事務費を減額するほか、後期高齢者医療事業事務費について、 高齢者の医療の確保に関する法律第99条第1項及び第2項に基づく低所得世帯の均等割額減 額の増額と、社会保険の扶養者の均等割額減額分の減額に伴いまして、保険基盤安定繰出金 を増額する一方、同法第98条に基づく療養給付費負担金を減額することなどによりまして、 減額となるものでございます。

41ページの8目健康増進事業費でございますが、2,143万1,000円の減額でございます。これは、実績に基づきまして、それぞれのがん検診委託料を減額する一方、平成21年度健康増進事業費等助成金の精算に伴う返還金を増額するものでございます。

5款の労働費でございますが、1万4,000円の減額でございます。

1項2目勤労者会館運営費でございますが、1万4,000円の減額となります。これは、実績に基づき勤労者会館運営委員会委員報酬を減額するものでございます。

42ページの6款農林水産業費でございますが、591万1,000円を増額するものでございます。 1項1目農業委員会費及び2目農業総務費につきましては、決算見込みより職員人件費の 減額でございます。

43ページの3目農業振興費においても、20万円の減額となります。これにつきましては、 米需給調整総合対策事業費において、本年度の生産調整による転作達成者がいないというこ とから、榛南地域水田協議会補助金を減額するものでございます。

5目の農地費でございますが、こちらにつきましては、859万1,000円の増額でございます。これは、平成22年度の国営かんがい排水事業大井川用水1期地区負担金の負担額が確定したことに伴いまして、大井川土地改良区負担金を減額する一方で、国の道整備交付金が平成22年度をもって廃止されることに伴い、平成23年度に予定していた榛南広域営農団地農道整備事業を平成22年度に繰り上げて実施するため、県営事業負担金を増額するとともに、特別賦課金が確定したことに伴い、大井川土地改良連合負担金を増額するものでございます。

3項の水産業費でございますが、215万2,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みによる職員人件費の減額でございます。

44ページの3目漁港管理費でございますが、201万8,000円の減額でございます。これは、 決算見込みによる人件費の減額のほか、県の補助交付金の変更に伴う小規模局部改良事業費 の減額でございます。

44ページから45ページにかけての7款商工費でございますが、55万円の減額でございます。

これは、1項1目商工総務費で55万円を減額するものでございますが、これは職員人件費の減額でございます。

8款土木費でございますが、373万5,000円を減額するものでございます。このうち、1項1目土木総務費でございますが、46万4,000円を減額するものでございます。これにつきましても、職員人件費の減額でございます。

2項3目道路新設改良費でございますが、870万7,000円を増額するものでございます。これは、決算見込みによる職員人件費の減額のほか、物件補償費の単価見直しに伴い、地方道路特定整備事業大幡川幹線改良事業費を減額するとともに、契約予定者の都合によりまして、年度内契約を見送る西ノ坪大浜5号線道路改良事業費を減額する一方、国の平成22年度の第1次補正予算によってできました地域活性化交付金、きめ細かな交付金942万3,000円を充当する事業として、大幡川幹線道路改良事業費を1,000万円増額計上させていただくことにしたものでございます。

47ページの4目橋梁維持費でございますが、45万4,000円の減額でございます。これは、 橋梁長寿命化調査委託事業の確定に伴い、橋梁維持補修費を減額するものでございます。

3項3目河川新設改良費でございますが、6万4,000円の減額するものでございます。これは、決算見込みによる人件費の減額でございます。

47ページから48ページにかけての4項1目都市計画総務費でございますが、37万6,000円の減額でございます。これは、決算見込みより職員人件費の減額でございます。

2目土地区画整理事業費でございますが、883万5,000円を減額するものでございます。これは、決算見込みによる職員人件費の減額のほか、浜田土地区画整理組合における負担金対象事業費の確定に伴う土地区画整理事業費の減額でございます。

49ページの3目街路事業費でございますが、224万9,000円を減額するものでございます。 これは、人件費の減のほかに、県の事業が進捗しないために関連する設計業務委託を発注で きないことから、榛南幹線整備事業費を減額する一方、榛南幹線改良事業に伴う事業費が増 額されたことに伴い、県単街路整備事業負担金を増額するものでございます。

50ページの9款消防費でございますが、246万7,000円の減額でございます。このうち、1項2目非常備消防費は152万1,000円の減額でございます。これは、実績に基づき、消防団運営費を減額するほか、決算見込みにより消防団福利厚生費を減額するものでございます。

5目の災害対策費でございますが、94万6,000円を減額するものでございます。これは、 実績に基づく地震対策費の減額でございます。

51ページの10款教育費でございますが、4,631万3,000円の増額でございます。このうち、 1項1目教育委員会費は16万円の減額でございます。これは、教育委員会の委員視察等の実 績に基づく減額となっております。

51ページから52ページにかけての2目事務局費でございますが、733万円を減額するものでございます。これは、人件費の減のほか、住吉小学校と吉田中学校におけるアスベスト除去工事の契約実績に応じ、事務局事務費を減額する一方、幼稚園就園奨励費、幼稚園運営費補助事業費において、対象者の増加と積算単価の変更に伴い増額するものでございます。

52ページから53ページの3目教育諸費でございますが、158万円の減額でございます。これは、実績に基づきまして、小・中学校健康診断費及び教育振興事業費を減額するほか、小さな理科館事業費において、旅費や事務用パソコン借上料、玄関マット、モップ借上料を減

額する一方で、国の地域活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金を充当する事業といたしまして、理科備品購入経費80万円を増額計上するものでございます。

53ページから54ページの2項1目学校管理費でございますが、39万1,000円の増額でございます。これは、決算見込みによる職員人件費の減額のほか、住吉小学校維持管理費において、平成23年度から普通学級及び特別支援学級の学級数が増加いたしますので、現在、生活科室として使用している教室を、特別支援学級の教室として利用するための工事費を増額する一方、実績に基づき教材、備品に係る経費を減額いたすものでございます。また、中央小学校維持管理費において、屋内運動場肋木やトイレ、手洗い場の修繕料を増額計上する一方、実績に基づき、教材、備品に係る経費を減額する補正でございます。

また、自彊小学校維持管理費におきましては、実績に基づき学力向上実践研究事業に係る 旅費、特定消耗品費を減額するほか、教材備品に係る経費を減額する一方、修繕不能な教卓、 事務机、いすなどを購入する経費を増額計上させていただいております。

54ページから55ページにかけての2目の教育振興費でございますが、47万6,000円の減額でございます。これは、実績に基づき各小学校要保護、準要保護児童就学援助費を減額するものでございます。

3目の特別支援学級費でございますが、7万2,000円の減額でございます。これは、実績に基づく中央小学校特別支援学級費の減額でございます。

55ページから56ページにかけての3項1目学校管理費でございますが、4,959万7,000円の増額でございます。これは、決算見込みによる人件費の減と、複写機借上料及び教材備品に係る経費の減がある一方で、国の安全・安心な学校づくり交付金、これを活用いたしまして、吉田中学校の普通教室27教室と、特別支援学級3教室の計30教室に空調設備の設置を行うための設計管理委託料と、設置工事費を増額計上させていただくという予算でございます。

2目教育振興費でございますが、10万円を増額するものでございます。これは、実績に基づく吉田中学校要保護、準要保護生徒就学援助費の増額でございます。

56ページから58ページにかけての4項1目社会教育総務費でございますが、91万2,000円の減額でございます。これは、職員人件費の減額のほか、実績に基づき社会教育総務費、社会教育委員費、芸術文化振興事業費、生涯学習推進事業費を減額するものでございます。

2目の公民館費でございますが、16万6,000円の減額でございます。これも、実績に基づくそれぞれの減額でございます。

59ページの3目学習ホールの運営費でございますが、歳入において学習ホール使用料が減額したことに伴い、財務振りかえとなる措置でございます。

4目図書館費でございますが、719万円を増額するものでございます。これは、静岡県立中央図書館が発行する図書館統計、静岡県の図書館という本がございますが、これに年間の図書館の入館者数を掲載するということから、当図書館においても人数を把握するという必要から、来客カウンターを設置する工事費を増額計上させていただきました。それと、国の地域活性化交付金、住民生活に光を注ぐ交付金の充当事業として、図書及び視聴覚資料を購入する経費を増額計上させていただいております。

5項1目保健体育総務費でございますが、30万5,000円の減額でございます。これは、実績に基づく減額でございます。

60ページの3目体育館運営費でございますが、2万7,000円の増額でございます。これは、

実績に基づきまして、総合体育館運営費を増額する一方で、吉田体育センター運営費を減額 しております。

60ページから61ページにかけての12款公債費でございますが、141万8,000円の減額でございます。これは、平成21年度に借り入れを行いました起債の利息が確定したことに伴い、前年度借入金償還利子を減額するものでございます。

13款諸支出金でございますが、3億8,880万円の増額でございます。これは、2項1目基金費において、今回の補正で増額となる一般財源の留保分の3億8,880万円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

ただいま申し上げました内容によりまして、第5号の補正予算につきましては、歳入歳出 それぞれ2億8,238万2,000円を増額させていただくことといたしております。

以上が、補正の内容でございます。

○議長(増田宏胤君) ここで暫時休憩とします。

再開は13時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長(増田宏胤君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画課長、塚本昭二君。

〔企画課長 塚本昭二君登壇〕

〇企画課長(塚本昭二君) それでは、企画課から第15号議案 平成23年度吉田町一般会計予 算について、御説明を申し上げます。

議案つづりの18ページをごらんいただきたいと思います。

当初予算の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億5,300万円といたす予算でございますが、この款項区分ごとの金額につきましては、19ページから25ページに掲載してあります第1表歳入歳出予算のとおり、お認めいただこうとするものでございます。この総額につきましては、前年度と比べますと3.3%の増加となります。

第2条でございますが、26ページに掲げました第2表地方債のとおり、総額6億1,730万円の地方債を措置することをお認めいただこうとするものでございます。

第3条につきましては、一時借入金の最高額を5億円と定めることにつきまして、お認め をいただこうとするものでございます。

第4条でございますが、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めるものでございまして、同一款内の各項に提示をした経費のうち、人件費相互間において流用することができる規定をさせていただいたものでございます。

それでは、19ページからの第1表歳入歳出予算について、御説明を申し上げます。説明につきましては、別冊の予算に対する説明書によって行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、説明書の3ページの歳入からごらんいただきたいと思います。

1款の町税でございますが、54億3,515万8,000円を計上いたしまして、対前年度比1億

7,685万2,000円、3.4%増とするものでございます。 歳入総額に占める割合は60.7%となっております。

1項町民税でございますが、19億3,136万3,000円、対前年度比2億5,431万1,000円、 15.2%の増でございます。最近における景気動向や徴収実績を勘案いたしまして、個人町民税では対前年度比6.5%増の13億9,055万5,000円を計上しております。法人町民税につきましては、対前年度比45.6%増の5億4,080万8,000円を計上するものでございます。

3ページから4ページにございます町税総額の55.8%を占める2項の固定資産税でございますが、対前年度比2.3%減の30億3,289万9,000円を計上しております。これは、家屋における新規課税分が見込まれるものの償却資産において減価率を上回る設備投資が見込めないということで、減額を見込んでおります。

3項の軽自動車税でございますが、6,438万1,000円で対前年度比136万1,000円、2.2%の増となるものでございます。これは、660 cc未満の軽自動車が増加しているということで増を見込んでおります。

4項町たばこ税でございますが、1億4,085万7,000円で対前年度比6.7%の減で見積もっております。

5ページの5項都市計画税でございますが、2億6,565万8,000円で対前年度比0.7%の増 ということで、微増の見込みでございます。

次に、5ページから6ページにかけての2款地方譲与税でございますが、平成22年度決算 見込み額及び地方財政計画の伸び率などを留保しまして、1項地方揮発油譲与税を2,800万 円、2項の自動車重量譲与税を7,600万円、3項地方道路譲与税を1,000円、合計1億400万 1,000円を計上するものでございます。前年度比較では299万9,000円、2.8%の減ということ で見積もっております。

なお、地方揮発油譲与税につきましては、平成21年度に地方道路譲与税法から地方揮発油譲与税法に改正されたことに伴いまして、平成21年度は平成20年度に道路譲与税として課税されていたものにつきまして、平成21年度に譲与されたものを地方道路譲与税として計上させていただき、平成22年度当初予算では廃目としておりましたけれども、平成21年3月31日以前の地方道路譲与税につきましては、他の税と同様滞納繰り越し等の理由によりまして、収入が発生する場合がございますので、改めてその受け皿として目を新設させていただいたものでございます。

次に、6ページから9ページにかけての3款利子割交付金から8款地方特例交付金まででございますが、平成22年度決算見込み額及び地方財政計画を勘案いたしまして、3款の利子割交付金を1,100万円、4款の配当割交付金を650万円、5款の株式等譲渡所得割交付金を150万円、6款の地方消費税交付金を3億1,300万円、7款の自動車取得税交付金を3,200万円、8款の地方特例交付金を4,550万円計上するものでございます。

利子割交付金につきましては、個人県民税収入決算額の県計に対する割合の前年度以前3年度分の平均値で算定した額となりますので、景気動向の影響から対前年度比250万円、18.5%の減ということで見積もりをしております。

7ページの配当割交付金につきましては、県民税として一括して、その徴収額の一部を市町村に配当割交付金として配分されるものでございまして、対前年度比32.7%の増、160万円の増で計上いたしております。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、県民税として一括徴収し、その一部を市町村に 配当するというものでございますが、これにつきましては、対前年度比66.7%の減というこ とで計上しております。

8ページの地方消費税交付金につきましては、県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございますが、これにつきましては、対前年度比7.9%の増で計上いたしました。

自動車取得税交付金につきましては、県の自動車取得税収入のうち、本来市町村分と考えられる額から県における徴税経費を差し引いた額が交付されるものでございますが、これにつきましては、23.8%の減ということで計上しております。

9ページの地方特例交付金でございますが、児童手当及び子ども手当特例交付金につきまして、平成22年度の税政改正に伴う地方の増収を踏まえた減額というものを見込みまして、減収補てん特例交付金につきましては、住宅借入金等特別税額控除による減収を補てんするための額、これと自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするための額、こうしたものでございますが、これにつきましては、対前年度26.5%の減ということで計上してございます。

次に、9款の地方交付税でございますが、1億7,000万円ということで、前年度比70%の増ということで計上いたしました。これにつきましては、今回試算した結果、交付団体ということで基準財政需要額が収入額を上回っているという算定試算をいたしましたことから、普通交付税を1億円、特別交付税につきましては、国の措置として、これまで6%特別交付税の割合が交付税総額の中にあったわけですが、それを24年度までに段階的に4%に引き下げるというような国の方針が出ておりまして、23年度は6%だった割合が5%ということで1%減じられます。こうした影響を勘案いたしまして、7,000万円という計上にとどめております。

それから、10ページの10款交通安全対策特別交付金でございますが、前年度と同様の500 万円を計上するものでございます。

11款の分担金及び負担金でございますが、1億3,118万4,000円と対前年度比0.1%の増という計上でございます。

1項の分担金でございますが、18.1%の増でございます。これは、農林水産業費分担金において、漁港事業の財源の一部に充てるための吉田町漁港建設分担金条例に基づいて徴収するものでございます。これは、小規模局部改良事業費が前年度よりも伸びているということによる増でございます。

10ページから11ページにかけての2項の負担金は、対前年度比0.9%の減でございます。 これにつきましては、民生費負担金でございまして、措置入所者の人数と所得要件などを考慮し、老人施設入所者負担金を微増と見込む一方で、平成23年度の保育園入園児の減少を見込んだことから、保育所保護者負担金が減となっているものでございます。

11ページから12ページをごらんいただきますと、12款の使用料及び手数料でございますが、 6,425万1,000円と対前年度比3.7%の減でございます。

1項の使用料でございますが、3.5%の減でございまして、これは神戸西会館、健康福祉 センター、漁港施設、観光施設、道路、河川、公園の占用料、それから教育施設などに係る 使用料でございまして、民生使用料、土木使用料、教育使用料において、それぞれ減という ことで見込んでおります。

2項の手数料でございますが、4.2%の減となっております。衛生手数料を微増と見込む 一方で、総務手数料及び土木手数料の減を見込んだものでございます。

14ページから16ページにかけましては、13款国庫支出金でございますが、8億8,188万5,000円と対前年度比1億9,529万7,000円、28.4%の増ということで見込んでおります。

1項の国庫負担金でございますが、7億5,953万6,000円と28.3%の増でございます。これにつきましては、障害者自立支援法、児童手当法、国民健康保険法、児童福祉法等に基づき、町が行う事業の一部について、国が義務的に負担するもので、民生費国庫負担金において、自立支援給付費負担金や子ども手当国庫負担金が増加していることが主な要因でございます。

2項の国庫補助金でございますが、1億1,160万1,000円でございまして、35.7%の増でございます。これは、これまで地域再生計画に基づいて汚水処理施設整備交付金の交付を受けてまいりましたが、平成22年度で計画期間を終了するということから、循環型社会形成推進交付金に切りかえてまいるものの汚水処理施設の設置建設見込みが減少することから、衛生費国庫補助金を減額するほか、安全・安心な学校づくり交付金が減額となるなど、教育費国庫補助金などが減額ということで見込んでおります。また、一方で地域生活支援事業費が増額いたします民生費国庫補助金、公共榛南幹線整備事業に充てられる地域活力基盤創造交付金事業費補助金、東名高速道路に係る前玉橋と中川原橋の補修工事に係る橋梁補修業務委託料に充てられる既存施設の長寿命化推進事業費補助金が増額する土木国庫補助金、それと戸別所得補償制度導入推進事業費が増額となる農林水産業費国庫補助金、これなどについては、それぞれ増額を見込んで計上しております。

3項の国庫委託金でございますが、1,074万8,000円で13.1%の減となっております。

総務費国庫委託金、民生費国庫委託金、教育費国庫委託金において、それぞれ減ということで見込んでおります。

17ページから23ページにつきまして、14款の県支出金でございますが、5億6,389万円と対前年度比1億2,650万4,000円、28.9%の増でございます。

1項の県負担金は1億9,689万5,000円で12.0%の増となりますが、国庫負担金と同様、民生費県負担金において、自立支援給付費や子ども手当県負担金の増加が主な要因でございます。

2項の県補助金でございますが、3億1,028万5,000円で65%の増でございます。これは、 事業量の減少に伴い、水産基盤整備事業費が減となることによりまして、農林水産業費県補助金が減とはなっておりますけれども、一方で空港隣接地域振興事業費や緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費などによる総務費県補助金の増や、地域生活支援事業、介護基盤緊急整備等特別対策事業費、地域子育て創生事業補助金などによる民生費県補助金の増、またワクチン接種事業費補助金による衛生費県補助金や大規模地震対策等総合支援事業補助金による消防費県補助金などの増、そうしたもろもろの増加要因がございまして、総額では増という計上になっております。

3項県委託金でございますが、22.8%の減でございます。主な要因でございますが、総務 費県委託金において、参議院議員選挙費、国勢調査費などがなくなったことによるものでご ざいます。

23ページから24ページの15款財産収入でございますが、617万6,000円で対前年度比47.7%

の減でございます。これは、財産運用収入で対前年度比83.9%の増を見込んでおるものの、 2項の財産売払収入で88.9%の減を見込むという内容になっております。

25ページの16款寄附金でございますが、53万円と対前年度比47.2%の増でございます。これにつきましては、庁舎内に設置しております自動販売機からの売り上げに応じた寄附と同様に、教育委員会から所管の自動販売機からの寄附も見込めるということで、47.2%の増を計上しております。

なお、指定寄附金につきましては、収入の受理金額等が明確になった時点で予算計上いた しますので、今回は廃目としております。

25ページから26ページにかけての17款繰入金でございますが、2億6, 372万6, 000円と対前年度比2億4, 959万1, 000円、48.6%の減ということで計上いたしました。これは、財政調整基金を2億6, 000万円取り崩すほか、奨学金制度に充当する財源として教育振興基金繰入金を360万円見込むものでございます。

18款の繰越金でございますが、2億3,000万円と対前年度比1,000万円、4.2%の減でございます。

27ページから31ページにかけての19款の諸収入でございますが、7,039万9,000円と対前年度比10.4%の減でございます。この内容につきましては、1項の延滞金、加算金及び過料、それと2項の町預金利子を増で見込んでおりますが、3項の貸付金元利収入、4項の受託事業収入の減を見込むことによるものでございます。また、5項の雑入でございますが、6,768万7,000円で対前年度比10.9%の減ですが、これはがん検診において、これまでの集団検診から委託先の医療機関で実施する方式に変えることになったため、衛生費雑入の減を見込むほか、県の主要地方道吉田大東線歩道設置工事に伴う消防費雑入、教育費雑入がなくなったことから、それぞれにおいて減となるものでございます。

31ページから32ページの20款町債でございますが、6億1,730万円と対前年度で60万円、0.1%の減でございます。

なお、地方交付税制度の中で算定される財源不足補てん措置の臨時財政対策債につきましては、対前年度比2,000万円減少の3億8,000万円で計上しております。また、起債につきましては、総額でも償還元金の7億5,040万4,000円を下回る額ということで、借入額をとどめておる状況でございます。

続きまして、歳出でございますが、33ページからごらんいただきたいと思います。

1款の議会費でございますが、1億1,867万9,000円と対前年度比29.4%の増でございます。 これは、地方議会議員年金制度の廃止に伴いまして、平成23年度に地方公共団体が負担すべ き額を計上することになったというものが主な増加要因でございます。

35ページの2款の総務費でございますが、12億7,682万7,000円と対前年度比10.2%の増で ございます。

1項の総務管理費は9億2,895万3,000円で対前年度比14.4%の増となっております。第4次吉田町総合計画後期基本計画の策定の時期にある今回の一般会計当初予算編成では、総合計画の体系に予算を対応させるために、実施計画事業と予算事業について、目的と手段の関係が整合しない内容の一部について、組み替えを行っております。これは、全般的にそうした見直しを今回の予算の中では行っておりますが、一例といたしまして、総務管理費の一般行政事務費から庁舎管理費に係る経費を移すということもやっております。また、総務管理

費内で申し上げますと、契約管理費、国土利用計画事業費、生活交通確保対策費、住民参画 推進事業費、ユニバーサルデザイン推進費、コミュニティ施設整備事業費、防犯灯整備事業 費、ホームページ運営事業費、こうしたものを新設いたしたという措置もやっております。 こうしたことで、22年度の当初予算との対比では一部対比しにくい部分もございますので、 御了解いただきたいと思います。こうした要因以外で総務管理費の増減を見てみますと、第 4次総合計画後期基本計画策定業務委託料を計上していた企画調査費、男女共同参画プラン 策定業務委託料を計上していた男女共同参画推進費、これらにつきましては、事業終了によ り減額ということで見込んでおります。

それから、庁舎電話交換システムを新たに入れかえるための経費、それから電話機借上料の増額などを計上する庁舎管理費、それと県補助の空港隣接地域振興事業費を活用して、下片岡会館、それから住吉上集会所の建設に係る補助金を計上するコミュニティ施設整備事業費、それに県補助の緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費を活用して、全額補てんされる防犯灯調査事業委託料を計上しております防犯灯整備事業費、また緊急雇用創出事業臨時特例対策事業に伴う臨時職員の雇用保険料や社会保険料、こうしたものを計上しております臨時職員対策費、それから職員派遣負担金を計上する人事管理費、LGWAN関連機器保守の充実を図るLGWAN業務委託料を計上する情報化推進費、こうしたところは新たな事業発生のために増加要因というふうになっております。

54ページから56ページについての2項徴税費でございますが、2億4,730万8,000円で対前年度比5.8%の減でございます。これは、基準地評価委託料や固定資産税課税基礎作成業務などの減が主な要因でございます。

57ページの3項戸籍住民基本台帳費でございますが、6,876万8,000円で対前年度比39.1%の増でございます。これは、住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修経費を含む住民ネットワークシステム委託料などを計上する戸籍事務費の増が主なものでございます。

59ページの4項選挙費でございますが、2,915万2,000円で対前年度比22.7%の増でございます。これは、参議院議員選挙費などがなくなるものの、新たに県議会議員選挙費、町長、町議会議員選挙費、農業委員会委員選挙費、大井川土地改良区総代選挙費、こうした新たな選挙費を計上したための増でございます。

63ページの5項統計調査費でございますが、対前年度比84.5%の減となります。これは、 経済センサス活動調査に係る経費は増となっておりますが、国勢調査等がなくなったという ことで、全体としては減になるものでございます。

6項の監査委員費でございますが、112万円で対前年度比1.2%の減でございます。

66ページの3款民生費でございますが、23億1,283万9,000円と対前年度比753万3,000円、0.3%の減でございます。

1項の社会福祉費でございますが、9億7,758万2,000円で対前年度比13.4%の減でございます。これは、平成22年8月31日に完成いたしました「あつまリーナ」の建設に係る経費がなくなって減要因となったということがございますが、それ以外に保険基盤安定制度に係る一般会計繰り出しに要する経費を計上する国民健康保険事業会計繰出金、それや第6期吉田町高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定を行うための経費を計上する高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、また扶助費の増額に伴う心身障害者自立支援事業費や介護保険システム改修に伴う経費などを計上する介護保険事業会計繰出金、こうしたものに

ついては増ということで計上させていただいております。

80ページをごらんいただきますと、2項の児童福祉費が載っておりますが、13億3,493万7,000円でございまして、対前年度比11.1%の増でございます。これは、児童手当費や園児の減少に伴う影響を踏まえた経費などを計上する保育園管理費、また休園するあやめ保育園の管理費などが減となっておりますが、需要に応じて家庭相談員の勤務時間を拡充する経費を計上する児童福祉費や、電算システム改修委託料などを計上する子ども手当事務費のほか、3歳未満の児童に対して月額1万3,000円に7,000円を上乗せして月額2万円となる子ども手当費などが増要因となって計上されております。

また、93ページから94ページでございますが、3項生活保護費でございます。前年度と同額でございます。

4項災害救助費につきましても、同額とさせていただいております。

95ページの4款衛生費でございますが、17億6,715万4,000円でございまして、対前年度比1.5%の増ということで計上しております。これは、榛原病院負担金や吉田町・牧之原市広域施設組合負担金のし尿処理費とごみ処理費などが減とはなっておりますが、子宮頸がん等ワクチン接種委託料を計上する感染症予防費のほか、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく療養給付費負担金と、低所得世帯の均等割額減額分と、社会保険の扶養者の均等割額減額分である社会基盤安定繰出金を計上する後期高齢者医療事業事務費などが増要因となっており、総額としては増ということになるものでございます。

109ページの5款の労働費でございますが、297万9,000円と対前年度比1.0%の減という計上でございます。

110ページの 6 款農林水産業費でございますが、 2 億647万6,000円と対前年度比2.4%の減でございます。

1項の農業費でございますが、7,884万5,000円でございまして、対前年度比8.2%の減となっておりますが、これは下片岡集落センター解体に伴う施設補助金返還金を計上する農業振興費や、戸別所得補償制度において現行の水田台帳を調整水田等の作付しない農地の情報等も反映したものに改修する必要があるため、現地確認等も行いつつ水田台帳整備委託に係る経費を計上する戸別所得補償制度導入推進事業費、それに大地排水機場発電装置起動用バッテリー交換や、水門修理などの経費を計上する水門排水機場管理費などが増となっております。反面、国の道整備交付金が平成22年度をもって廃止されることに伴い、県営事業負担金などを計上する土地改良事業費が減となっており、全体として減となるものでございます。

117ページの2款林業費でございますが、1,354万5,000円で対前年度比21.9%の増でございます。ここでは、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費を活用した保安林等保護環境整備事業委託料などを計上する保安林等保護環境整備事業費が増となっております。

118ページの3項水産業費でございますが、1億1,408万4,000円で対前年度比0.3%の減でございます。これは、港外しゅんせつ工事の増加に伴いまして、小規模局部改良事業費などが増となってはおりますが、工事事業量の減少に伴い、水産基盤整備事業費が減となったことにより、全体としては減という計上になるものでございます。

122ページでございますが、7款商工費でございます。5,326万円と対前年度比8.0%の減でございます。

続いて、127ページの8款土木費でございますが、13億7,128万9,000円と対前年度比1億

4,257万6,000円、11.6%の増でございます。

このうち1項の土木管理費でございますが、8,583万6,000円で対前年度比166.1%の増となっております。これは、緊急雇用創出事業臨時特例対策事業を活用いたしまして、道路河川専用につき電算化を図る経費などを計上する土木管理費や、県が施工する国道150号社会資本整備総合交付金工事に伴う負担金を計上する県単道路整備事業負担金などが増要因となっているものでございます。

2項の道路橋梁費でございますが、2億3,135万7,000円で対前年度比12.4%の増でございます。これは、道路維持費、道路新設改良費などが減となるものの、愛宕前2号線道路改良事業費や、国庫補助の社会資本整備総合交付金事業を活用して、東名高速道路に係る跨道橋の補修工事に伴う委託料を計上する橋梁維持補修費などが増要因となるものでございます。

3項の河川費でございますが、6,133万5,000円で対前年度比46.3%の増でございます。これは、問屋川水系治水対策に伴う排水計画策定業務委託で、測量業務と設計業務に係る経費として、問屋川水系排水計画業務委託料などを計上する河川維持管理費のほか、大窪川改修事業費などが増要因となるものでございます。

4項の都市計画費でございますが、9億8,494万1,000円で対前年度比5.3%の増でございます。これは、土地利用対策費や公共下水道、公園管理費などが減となってはおりますが、 榛南幹線関係工事費と関連した浜田土地区画整理組合区画整理組合補助金を計上している土地区画整理事業費や公共榛南幹線整備事業費、また県費中央幹線整備事業費や県費住吉幹線整備事業費などが増要因となって増となっているものでございます。

5項の住宅費でございますが、782万円で対前年度比40.6%の減でございます。

144ページの9款消防費でございますが、3億1,615万8,000円と対前年度比6.2%の増でございます。これは、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金の消防費や、静岡地域消防救急デジタル無線システムの基本設計と電波伝搬調査経費の消防救急デジタル無線基本設計業務委託負担金を計上する消防救急広域化事業費、また任命後5年経過する機能別団員に係る退職団員報償金などを計上する消防団員福利厚生費、それに8月28日の日曜日に島田、牧之原、吉田、川根本町の2市2町を中央会場とした静岡県総合防災訓練を行う地震対策費や、静岡県総合防災訓練事業費などが増要因となっているものでございます。

151ページの10款教育費でございますが、6億1,643万4,000円と対前年度比4.6%の減でございます。

1項教育総務費でございますが、対前年度比26.6%の減でございます。これは、小さな理 科館の建設費が減となるものによる、それが影響しているものでございます。

2項の小学校費は、8,608万2,000円で対前年度比1.3%の減でございます。

3項の中学校費は、5,677万9,000円と対前年度比2.4%の増でございます。

社会教育費につきましては、1億5,465万4,000円で対前年度比0.1%の減でございます。

5項の保健体育費につきましては、1億7,283万2,000円で対前年度比15.3%の増でございます。これは、吉田中学校第2グラウンドナイター設備新設工事費を計上する体育館施設広場維持管理費や、吉田町・牧之原市広域施設組合負担金の給食施設費などが増要因となっております。

186ページの11款災害復旧費でございますが、前年と同額でございます。

187ページからの12款公債費でございますが、8億9,048万4,000円と対前年度比859万

8,000円、1.0%の増でございます。これは、償還元金が1,646万8,000円で増となり、償還利子が787万円減となっております。

189ページには13款諸支出金が載っておりますが、32万3,000円と対前年度比34.9%の減でございます。これは、基金運用利子収入を見込んだものでございます。

190ページには14款、最後の予備費を計上してございますが、2,000万円で計上させていただいております。

以上が、平成23年度一般会計当初予算の歳入歳出の総額89億5,300万円の内容でございます。本議案の参考資料として、資料ナンバー4の資料も用意させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、2件の企画案件の議案を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

〇議長(増田宏胤君) 次に、町民課長、大石修司君。

〔町民課長 大石修司君登壇〕

〇町民課長(大石修司君) 町民課でございます。

町民課からは、第5号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第17号議案、第18号 議案の6議案について、お認めをいただこうとするものでございます。

最初に、第5議案 吉田町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定について、説明をさせていただきます。

議案書の5ページをごらんください。

健康保険法等の一部改正する法律によりまして、老人保健制度が平成19年度をもって廃止され、平成20年度からは後期高齢者医療制度が創設されましたが、老人保健特別会計につきましては、3年間に限り設置の存続が義務づけられておりました。この改正法第7条の規定にあります施行後3年間という期限が平成23年3月31日でありますので、この条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、6ページをごらんください。

同条例の第1条第2号を削除して、第3号を第2号とし、第4号を第3号に繰り上げようとするものでございます。

以上が、吉田町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明であります。 次に、第9号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、説明させていただきます。

議案書の11ページと別冊の平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算書をごら んください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,011万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ24億2,810万2,000円にしようとするものでございます。

今回の補正は、これまでの実績に基づきまして、平成22年度の決算を見込んだものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、5ページをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入から申し上げますと、2款手数料につきましては、督促手数料で10万円の増額、 3款国庫支出金のうち、国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金1,023万1,000円の 減額、高額医療費共同事業負担金15万7,000円の減額、これらは拠出金額の確定によるもの、 さらに6ページの国庫補助金は財政調整交付金740万8,000円の減額と、介護従事者処遇改善臨時交付金3,000円の増額で、交付額の見込みと確定によるものでございます。これらを合わせまして1,779万3,000円の減額。

7ページの4款療養給付費等交付金につきましては、交付決定に基づくもので685万4,000円の減額、6款県支出金のうち、県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金が拠出金額の確定によりまして15万7,000円の減額、県補助金の財政調整交付金は交付額を見込みまして1,773万5,000円の減額、合わせまして1,789万2,000円の減額。

8ページの7款共同事業交付金のうち、高額医療費共同事業交付金は2,138万4,000円の増額、保険財政共同安定化事業交付金は3,504万3,000円の増額、これは交付額の確定によるもので、合わせまして5,642万7,000円の増額。

9ページの8款財産収入につきましては、基金利子で実績を踏まえまして15万円の減額、 9款繰入金は、国民健康保険給付費等支払準備基金と一般会計からの繰入金で、国民健康保 険給付費等支払事務基金は特定財源の増加による財政調整で3,600万円の減額、保険基盤安 定化繰入金は低所得者に対する保険税の軽減分509万7,000円の増額と、10ページの支援分は 89万8,000円の増額、職員給与費等繰入金は27万9,000円の減額、その他繰入金は3万9,000 円の減額、合わせて3,032万3,000円の減額。

11款諸収入につきましては、延滞金を30万円増額し、11ページの雑入は第三者行為納付金、返納金、前期高齢者療養費で607万1,000円の増額、合わせまして637万1,000円の増額をしようとするものであります。

歳出は12ページをごらんください。

1 款総務費につきましては、一般管理費に26万5,000円の減額、連合会負担金は217万4,000円の増額、13ページの賦課徴収費は405万6,000円の減額、運営協議会費は1万7,000円の減額、合わせまして216万4,000円の減額で、これは国保連合会へのシステム最適化の分担金が新たに発生したものと、非自発的失業者の保険税軽減に係るシステム変更の電算委託料や賃金、旅費、需用費等の減額であります。

2款保険給付費につきましては、14ページをごらんください。

療養諸費のうち、療養給付費の一般被保険者分は財源振替で、退職被保険者等分は619万6,000円の増額、15ページの退職被保険者等療養給付費は10万3,000円の増額、審査支払手数料は手数料の単価の変更によりまして174万1,000円の減額、葬祭費は実績を踏まえて45万円の減額、合わせまして410万8,000円の増額であります。

16ページの4款前期高齢者納付金につきましては、納付金額の確定を受けて3万円の増額。 17ページの7款共同事業拠出金のうち、高額医療費拠出金63万5,000円の減額、保険財政 共同安定化事業拠出金1,039万6,000円の減額は、拠出金額の確定を受けまして、合わせまして1,103万1,000円の減額。

18ページの8款保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費は事業がほぼ終了しましたことから275万6,000円の減額、保健事業費は人間ドックの利用者の増等によりまして169万9,000円の増額、合わせまして105万7,000円の減額であります。

以上が、平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についての説明であります。

続きまして、第10号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)に

ついてでございます。

議案書の12ページと別冊の平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ403万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ84万4,000円にしようとするものでございます。

これは、平成22年度の決算を見込んだものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、3ページをごらんください。

歳入では、まず1款支払基金交付金につきましては、医療費交付金199万8,000円の減額、 審査支払手数料交付金3万6,000円の減額で、これらは精算に基づくものでございます。

2款国庫支出金につきましては、こちらも精算に基づくもので133万3,000円の減額。

さらに、4ページの3款県支出金につきましても、精算に基づくもので33万3,000円の減額。

4款繰入金につきましても、一般会計繰入金で、こちらも精算に基づくもので33万4,000 円の減額であります。

次に、6ページをごらんください。

歳出では、1款医療諸費につきまして、医療給付費が387万円の減額、医療費支給費が12 万4,000円の減額、審査支払手数料が3万5,000円の減額。

7ページの2款諸支出金につきましては、償還金の5,000円の減額と、一般会計繰出金は 財源振替で、これらの減額はいずれも決算見込みによるものでございます。

以上が、平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についての説明でございます。

続きまして、第11号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

議案書の13ページと別冊の平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算書をご らんください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ504万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ1億9,107万3,000円にしようとするものでございます。

これは、本算定に基づきまして、後期高齢者医療広域連合納付金等が確定したことによるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、3ページをごらんください。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料につきましては、575万円を減額し、3款繰入金は保険基盤安定に係る一般会計からの繰入金で、後期高齢者医療広域連合負担金が確定したことで、70万1,000円を増額しようとするものでございます。

5ページの歳出では、1款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、504万9,000円の減額で、納付金額が確定したことによるものでございます。この納付金は、後期高齢者医療保険料と低所得世帯の均等割額減額分及び社会保険等被扶養者の均等割額減額分を合わせたものでございます。

以上が、平成22年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてでございま

す。

続きまして、第17号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、説明をさせていただきます。

議案書の30ページから33ページと、別冊の平成23年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の中ほどにあります吉田町国民健康保険事業特別会計をごらんいただきたいと思います。

まず、議案書の31ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ24億9,801万3,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと、2億2,352万6,000円、9.8%の増額でございます。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は 1億円と定めるものでございます。

第3条では、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により、歳出予算の保険給付費における各項間の流用について定めるものでございます。

それでは、議案書の32ページから33ページ、予算に関する説明書の歳入歳出予算事項別明 細書の3ページからごらんいただきたいと思います。

1 款国民健康保険税につきましては、一般被保険者分として 6 億3,102万2,000円、4ページの退職被保険者等分が6,841万5,000円、合わせまして 6 億9,943万7,000円で、前年度と比べますと1,472万8,000円、2.2%の増となっております。

なお、算定方法につきましては、歳出総額から歳入のうち、国や県の支出金、療養給付費等の交付金、一般会計繰入金等を差し引いた残額を必要額として計上しておりますことは、 従来と変わりございません。

5ページの2款使用料及び手数料につきましては10万円で、前年度と同額であります。

3款国庫支出金のうち、国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金4億5,750万円、高額療養費共同事業負担金901万円で、拠出金額に基づき、6ページの特定健康診査等負担金は補助単価に基づき373万3,000円、国庫補助金は財政調整交付金4,245万7,000円、出産育児一時金補助金が45万円、これらを合わせまして5億1,315万円とし、前年度と比較して2,514万7,000円、5.2%の増となっています。これは、国庫補助金のうちの財政調整交付金の増が主な要因であります。

7ページの4款療養給付費等負担金につきましては、1億5,864万2,000円で前年度と比べまして4,354万3,000円、37.8%の増となっております。これは、退職被保険者数の増加、療養給付費等も増加が見込まれることによるものでございます。この交付金は退職者の療養給付費等の支払いについて、保険税収入で賄うことのできない分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

5款前期高齢者交付金につきましては、6億1,048万8,000円で前年度と比較しまして1億5,497万7,000円、34%の増となっております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者に係る医療費の増加によりまして、交付金の増加が見込まれることによるものでございます。

なお、この制度は前期高齢者に係る保険者間の不均衡の調整を図るもので、保険者から徴収する前期高齢者納付金を財源としまして、社会保険診療報酬支払基金から市町村国保に対まして交付されるものでありまして、交付割合につきましては、各市町の前期高齢者数で按分をされております。

8ページの6款県支出金のうち、県負担金につきましては、国庫負担金同様に高額医療費共同事業負担金は、拠出金額に基づき901万円、特定健康診査負担金は補助単価に基づき373万3,000円、県補助金は財政調整交付金で9,235万1,000円、合わせまして1億509万4,000円で、前年度と比較しまして497万9,000円、4.5%の減となっております。これは、県補助金のうちの財政調整交付金の減が主なもので、高額療養費等の増により、共同事業交付金の増加が見込まれることによるものでございます。

9ページの7款共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金2,823万4,000円、保険財政共同安定化事業交付金1億8,017万5,000円で、合わせまして2億840万9,000円、前年度と比較しまして1,402万8,000円、7.2%の増となっております。これは、高額療養費等が増加していることによりまして、交付金の増加が見込まれることによるものでございます。この交付金は、国民健康保険における高額な医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するための事業で、一般被保険者を対象に一定の交付基準額を超えた給付費の一定部分を交付して、保険者の財政負担の緩和を図るものでございます。

8 款財産収入につきましては15万円で、前年度と比べまして9万円、37.5%の減となっております。これは、基金利子の収入減を見込んだものでございます。

10ページの9款繰入金のうち、基金繰入金につきましては、国民健康保険給付費等支払準備基金からの繰入金で1億1,850万円、一般会計繰入金につきましては、低所得者に対する保険税の軽減分3,497万9,000円と支援分1,183万4,000円からなる保険基盤安定化繰入金と、職員給与費等繰入金1,325万1,000円、出産育児一時金等繰入金1,230万円、11ページの財政安定化支援事業繰入金の100万円で、合わせまして1億9,186万4,000円、前年度と比較しまして2,782万8,000円、11%の減となっております。

10款繰越金につきましては、1,000万1,000円で前年度と同額であります。

12ページから13ページにかけての11款諸収入につきましては、延滞金、預金利子と雑入の第三者行為納付金、払戻金、前期高齢者療養費で67万8,000円、こちらも前年度と同額であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、14ページをごらんください。

1 款総務費につきましては、一般管理費に732万1,000円、連合会負担金109万1,000円、15ページの賦課徴収費は556万5,000円、運営協議会費36万9,000円、合わせまして1,434万6,000円で、前年度に比べまして460万9,000円、24.3%の減となっております。これは、賦課徴収費の電算委託料の減が主な要因であります。

16ページの2款保険給付費のうち、療養諸費につきましては、療養給付費の一般被保険者分が13億7,627万3,000円、17ページの退職被保険者等分が1億2,558万円、療養費の一般被保険者分が1,583万7,000円、退職被保険者等分が120万円、18ページの審査支払手数料につきましては391万5,000円、高額療養費につきましては、一般被保険者分が1億3,731万6,000円、退職被保険者等分が1,595万6,000円で、19ページの高額介護合算療養費は一般被保険者分が50万円、退職被保険者等分が10万円、さらに20ページの移送費は一般被保険者分が10万円、退職被保険者等分が5万円、出産育児諸費のうち、出産育児一時金は1,890万円、21ページの出産育児一時金支払手数料は1万円、葬祭諸費では葬祭費が225万円、これらを合わせまして16億9,798万7,000円で、前年度に比べまして1億5,102万円、9.8%の増となってお

ります。これは、療養給付費、高額医療費等の伸びが大きな要因でありまして、保険給付費 が歳出全体の大半を占めていることに変わりございません。

22ページの3款後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者支援金等3億4,120万円と後期高齢者等関係事務費拠出金3万4,000円で、合わせまして3億4,123万4,000円、前年度に比べまして3,816万8,000円、12.6%の増であります。これは、被用者保険や国保の保険者が後期高齢者の医療給付費等を賄うために、現役世代からの支援金であります後期高齢者支援金を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものですが、後期高齢者に係る医療費が増加していることが主な増加要因でございます。

23ページの4款前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者納付金95万8,000円と前期高齢者関係事務費拠出金3万3,000円、合わせまして99万1,000円、前年度に比べまして44万6,000円、81.8%の増であります。これは、各保険者の前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の額が、各保険者の義務的支出に占める割合を勘案しまして、全保険者で公平に再按分する負担調整措置でございまして、加入者の増加、それから納付金算定に係る前期高齢者の1人当たりの単価のアップによるものが大きな要因でございます。

24ページの5款老人保健拠出金につきましては、老人保健医療費拠出金62万3,000円と老人保健事務費拠出金2万1,000円、合わせまして64万4,000円、前年度に比べまして213万4,000円、76.8%の減となっています。これは、老人保健事業の財源であります医療費拠出金、事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございまして、前々年度の拠出金の確定に伴い精算するものでございますが、制度が終了することから、大幅な減となっております。

25ページの6款介護納付金につきましては、1億5,931万8,000円で前年度に比べまして2,113万2,000円、15.3%の増となっております。これは、介護保険法の40歳から64歳までの第2号被保険者を対象にしたもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するものですが、これは被保険者数の増加と被保険者の1人当たりの負担金が増額したものでございまして、前々年度納付金の精算分の減少によるものでございます。

7款共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金が3,604万1,000円、26ページの保険財政共同安定化事業拠出金が2億841万円、その他の分を合わせまして2億4,445万3,000円で、前年度に比べまして1,893万8,000円、8.4%の増となっております。これは、保険者間の財政運営の不安定を解消するため、高額医療費等の共同事業の実施主体であります静岡県国民健康保険団体連合会が運営する事業でありまして、町が拠出金として負担するものでございます。

27ページの8款保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費1,843万4,000円、28ページの保健事業費820万6,000円、合わせまして2,664万円で、前年度に比べまして29万4,000円、1.1%の増となっております。これは、糖尿病等の生活習慣病の予防のため実施します特定健康診査や国保事業の円滑なる運営と健康増進のための費用であります。

29ページの9款基金積立金につきましては15万円で、前年度に比べまして9万円、37.5%の減となっております。これは、国民健康保険給付等支払準備基金への積立金でありまして、歳入の財産収入であります基金利子を充当するものでございます。

10款公債費につきましては、6万3,000円で前年度と同額であります。これは、一時借上金の利息分であります。

30ページの11款諸支出金につきましては、218万7,000円で前年度に比べまして36万1,000円、19.8%の増となっております。これは、保険税還付金と償還金で、主に償還金の増によるものでございます。

32ページの12款予備費につきましては、1,000万円で前年度と同額であります。これは、 医療費の伸びや突発的な医療費の必要性を考慮させていただいたものでございます。

以上が、平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明であります。 続きまして、第18号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてで ございます。

議案書の34ページから37ページと別冊の予算に関する説明書の後期高齢者医療事業特別会計をごらんください。

まず、議案書35ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,711万4,000円と定めるものでございます。前年度と比較しますと108万円、0.6%の増となっております。

議案書の36ページから37ページ、予算に関する説明書は歳入歳出予算事項別明細書の2ページからごらんください。

歳入の内訳を申し上げますと、1款後期高齢者医療保険料につきましては、1億6,331万5,000円で前年度比較しますと114万6,000円、0.7%の減です。これは、75歳以上の後期高齢者の皆様からいただく保険料でございます。

2款使用料及び手数料につきましては、2万1,000円で前年度と同額であります。これは、 証明手数料及び督促手数料であります。

3ページの3款繰入金につきましては、3,327万1,000円で前年度と比べますと222万6,000円、7.2%の増であります。これは、保険基盤安定制度に係る低所得世帯の均等割額減額分及び社会保険等の被扶養者の均等割額減額分で、一般会計から繰り入れるものでございます。4款繰越金につきましては、1,000円で前年度と同額であります。

4ページから5ページにかけましては、5款諸収入でございまして、50万6,000円でございます。これは、前年度と同額であります。これは、延滞金、加算金及び過料等でございますが、主に資格の喪失に伴う保険料の還付金の収入であります。

以上が歳入であります。

次に、歳出ですが、6ページからごらんください。

1 款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億9,651万6,000円で前年度に比べまして108万円、0.6%の増であります。これは、後期高齢者の皆様からいただいた保険料と低所得者等の減額した保険料を一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページの2款諸支出金につきましては、50万2,000円で前年と同額で主に資格の喪失に伴う過年度分の保険料還付金等で、歳入の諸収入、償還金及び還付加算金を充てたものでございます。

8ページの3款予備費につきましては、2万6,000円で前年度と同額で、歳入の手数料と 諸収入を充てたものでございます。

以上が、平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明であります。 これで、町民課からの6議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願い 申し上げます。 〇議長(増田宏胤君) 次に、社会福祉課長、水野辰明君。

[社会福祉課長 水野辰明君登壇]

〇社会福祉課長(水野辰明君) 社会福祉課でございます。

社会福祉課から、第22号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明を申し上げます。

提出議案の47ページから49ページ、参考資料ナンバー7をごらんください。

駿遠学園管理組合は昭和44年4月1日、志太榛原地域の3市10町で組織する地域の知的障害児の自立支援のため、生活指導や教育を目的とする一部事務組合として発足し、今日に至っております。今回、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体のうち、御前崎市が駿遠学園利用者を東遠学園等に移行するため、平成23年3月31日をもって当管理組合から脱退し、組合を組織する地方公共団体の数が1団体減少することから、これに伴い組合規約に定める組合を組織する地方公共団体及び議会の組織における組合議会の議員の定数の減少と、さらに障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害、保健、福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布をされたことにより、規約中の根拠規定であります障害者自立支援法の条項の繰り下げについて改正する規約の一部変更につきまして、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決をお願いするものでございます。

規約の変更の要旨でございますが、初めに組合規約第2条におきまして、組合を組織する 地方公共団体として、各市町が掲げて議決しておりますが、このうち御前崎市を削るもので ございます。

次に、組合規約第3条、組合の共同処理する事務においては、第2号の短期入所事業及び第4号の相談支援事業の根拠法であります障害者自立支援法につきまして、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害、保健、福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が平成22年12月10日に公布され、新たに同行援護が創設されることになりましたことによりまして、条項が繰り下げられることから、第2号中の第5条8号を第5条9号に、第4号中の第5条第17項を第5条第18項に改めるものでございます。

組合規約第5条、議会の組織においては、組合議会の議員定数と構成市町の各議員定数を 定めておりますが、議員定数を11人から1人減じまして10人とするとともに、構成市町のう ち第4号の御前崎市を削り、第5号から第7号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

規約の附則第2項で、平成22年度における御前崎市の分担金の人口割について定めておりますが、脱退によりまして、これを削るものでございます。

変更規約の附則におきまして、施行期日を平成23年4月1日としておりますが、障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害、保健、福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行のうち、関連する改正規定が平成24年4月1日までの政令により定める日とされまして、施行期日が確定していないこと。それから、平成22年第1回議会定例会で議決をいただきました規約変更によりまして、組合規約第3条第3号中、組合の共同処理事務であります共同生活介護事業が平成23年4月1日から施行され、これとの整合を図るため、施行時期に応じた必要な規定を

行い、共同生活介護の根拠条項であります障害者自立支援法の改正により、第5条第10項を 第5条第11項に改めるものでございます。

この規約の変更は、御前崎市の脱退について、組合規約第11条第2項第1項にある事務に移管する分担金のうち、平成4年5月8日に借り入れた組合が償還する地方債、償還期日、平成27年3月25日の元利償還金に係る分担金につきまして、御前崎市は脱退後も支払うとの条件を付すものでございます。

以上、第22号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更 についての説明でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

〇議長(増田宏胤君) 次に、高齢者支援課長、池ヶ谷恭子君。

[高齢者支援課長 池ヶ谷恭子君登壇]

〇高齢者支援課長(池ヶ谷恭子君) 高齢者支援課でございます。

本議会に上程いたしました第12号議案、第19号議案について、御説明申し上げます。 それでは、議案ごとに御説明申し上げます。

第12号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

提出議案の14ページと別冊予算書をごらんください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,138万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ15億439万2,000円とするものでございます。

歳入歳出ともに介護サービス費、支援サービス費及び地域支援事業費の実績値にかんがみ、 それぞれの見込み額により予算額との増減を補正するものでございます。

歳入から申し上げます。 3ページをごらんください。

1 款保険料の1,011万7,000円を減額し、2億9,042万8,000円とするもので、保険料の所得段階別被保険者が、当初見込み数より所得段階の低い第1、2、3段階が増加したことにより減額するものでございます。

3 款国庫支出金は1,948万2,000円を減額し、3 億895万5,000円とするもので、1 項1目介護給付費国庫負担金は施設給付費、居宅その他給付費が減額する見込みであることから、1,819万1,000円を減額し、2 項国庫補助金は財政調整交付金の負担率が当初見込み3.49%から3.84%に変更となったことと、給付費の見込みが減額したことにより、34万2,000円増額し、地域支援事業国庫補助金は介護予防事業費、包括任意事業費の減額によるもので、介護予防事業費が149万3,000円、包括任意事業費は14万円、それぞれ減額になるものでございます。

4款支払基金交付金は3,539万8,000円を減額し、4億1,763万3,000円とするもので、介護 給付費、地域事業費の減額が見込まれるため減額をするものでございます。

5 款県支出金は1,980万3,000円を減額し、2億635万2,000円とするもので、1項県負担金は介護給付費が当初の見込みより減額が見込まれるため1,898万6,000円を減額、2項県補助金は地域支援事業の減額が見込まれるため81万7,000円を減額するものでございます。

7款繰入金は658万4,000円を減額し、2億5,189万8,000円とするもので、1項一般会計繰入金を1,170万5,000円減額し、2項基金繰入金を512万1,000円の増額をするものでございます。

次に、歳出でございます。8ページをごらんください。

2款保険給付費でございますが、8,507万7,000円を減額し、13億9,482万1,000円とするもので、1項介護給付費につきましては、実績見込みにより8,659万7,000円を減額、2項高額介護サービス等諸費につきましては、実績見込みにより187万円を増額し、4項特定入所者介護サービス諸費につきましては、実績見込みにより35万円を減額するものでございます。

10ページをごらんください。

4 款地域支援事業費は630万8,000円を減額し、4,093万4,000円とするもので、介護予防事業、包括任意事業の実績見込みにより減額をするものでございます。

13ページをごらんください。

6 款諸支出金は1,000円を増額し、653万6,000円とするもので、平成21年度介護給付費財 政調整交付金が交付決定額を下回ったため精算を行う返還金でございます。

次に、19号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

提出議案の39ページから41ページと、別冊介護保険事業特別会計予算に関する説明書の1ページ以降をごらんください。

第1条の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,089万4,000円とするものでございます。

第2条では、地方自治法220条の2項ただし書きの規定により、保険給付費の同一款内で の各項の流用を定めるものでございます。

歳入歳出予算の総額は、前年度対比6.1%の増額でございます。

それでは、歳入から申し上げます。別冊予算書の2ページからごらんください。

1款は、1号被保険者保険料3億315万3,000円で前年度対比0.9%の増でございます。年金からの特別徴収として2億5,913万4,000円、普通徴収は4,344万3,000円、滞納繰越分は57万6,000円でございます。

2款使用料及び手数料1万8,000円は督促手数料等でございます。

3款国庫支出金3億5,577万円につきましては、介護給付費国庫負担金として介護給付費に対して施設給付費15%、居宅給付費20%の2億8,015万5,000円、財政調整基金は6,029万5,000円、地域支援事業の介護予防事業費の25%、583万6,000円、包括任意事業費の40%、948万4,000円でございます。

4款支払基金交付金4億7,805万2,000円は、第2号被保険者40歳から64歳までの方の介護保険料が支払基金より交付されるもので、介護給付費及び地域支援事業の介護予防給付費の30%でございます。

5 款県支出金 2 億3,780万9,000円は、介護給付費が施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%の 2 億3,014万9,000円、地域支援事業補助金は介護予算事業費が12.5%の291万8,000円、包括任意事業費が20%の474万2,000円でございます。

6款財産収入2万9,000円は基金利子でございます。

7款繰入金2億8,505万5,000円は、1項一般会計からの法定繰入金で介護給付の12.5%の1億9,627万1,000円、地域支援事業費は介護予防事業が12.5%の291万8,000円、包括任意事業が20%の474万2,000円、その他一般会計繰入金は包括支援センター臨時職員1名分の人件費と事務費分で4,194万4,000円、2項基金繰入金の1目介護給付費準備基金繰入金は3,864万3,000円、2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は53万7,000円でございます。

8款繰越金100万円は前年度繰越金でございます。

9款諸収入8,000円は第三者納付金、預金利子、延滞金等でございます。

次に、歳出を申し上げます。11ページをごらんください。

- 1款総務費は3,955万9,000円で、前年度比7.6%の増でございます。
- 1項一般管理費は742万円、2項賦課徴収費は164万3,000円、3項介護認定審査会費3,036 万8,000円、4項趣旨普及費3万円、5項介護保険運営協議会費は9万8,000円でございます。
 - 2款保険給付費は15億7,016万3,000円で、前年度対比6.1%の増でございます。
- 1項介護サービス等諸費の14億9,079万9,000円は、要介護者が利用した在宅や施設サービス等に対する保険給付と、要支援認定者に対しましては、介護度が上昇しないように介護予防給付を行うものでございます。
- 2項高額介護サービス等諸費1,788万7,000円は、利用者負担額が負担限度額を超える場合、 払い戻されます。
- 3項その他諸費につきましては、審査支払手数料123万4,000円、4項特定入所者介護サービス費6,024万3,000円は、低所得の要介護者が施設サービスや短期入所サービスを利用したときの食費、居住費について、負担限度額を超える場合、給付されます。

18ページをごらんください。

- 3款基金積立金1万5,000円は、前年度の余剰金を介護給付準備基金に積み立てるもので ございます。
 - 4款地域支援事業費は4,997万2,000円でございます。
- 1項1目介護予防二次事業費1,038万5,000円、2目介護予防一次予防事業費1,295万6,000円、2項1目包括的支援事業費2,286万9,000円、2目任意事業費376万2,000円でございます。
 - 5款公債費は一時借入金の利子でございます。
 - 6款諸支出金18万4,000円は、保険料還付金、償還金、一般会計繰出金でございます。
 - 7款100万円は予備費でございます。

以上、2議案の御説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(増田宏胤君) 次に、産業課長、田村政博君。

〔産業課長 田村政博君登壇〕

〇産業課長(田村政博君) 産業課でございます。

産業課関係の議案は、第4号議案 吉田町立集落センター設置条例の一部を改正する条例 の制定についてでございます。

議案書の3ページから4ページ及び参考資料ナンバー1をごらんいただきたいと思います。本案件は、吉田町立集落センター設置条例を根拠として設置されている施設のうち、下片 岡会館について、平成23年5月31日をもって公の施設から除外することから、吉田町立集落 センター設置条例の一部を改正するものでございます。

下片岡会館は、農業生産技術の向上と農家相互の交流の促進を目的に、昭和56年に吉田町が整備し、片岡下町内会のコミュニティ活動の拠点として、多くの住民に利用されているとともに、災害時の避難所としても利用されている施設であります。しかし、片岡下町内会の人口は昭和56年当時の876人から、平成22年12月末現在2,765人と増加し、現在の施設規模ではコミュニティ活動に支障を来す状況となっております。また、平成17年度に実施しました耐震診断では、耐震性が不足しているという評定が下されており、避難所としての機能も維持することができない状況であります。

こうした状況から、町及び町内会で検討した結果、当該施設を解体撤去し片岡下町内会が 事業主体となり、コミュニティ活動の拠点となる地区集会所を建設することになったことか ら、下片岡会館を公の施設から除外するため、吉田町立集落センター設置条例の一部を改正 するものでございます。

現在の施設は、平成23年5月31日をもって使用を中止し、関係機関等と調整が済み次第、解体する計画でございますので、この計画に従いまして、使用を中止した翌日の平成23年6月1日から、公の施設として取り扱いを行えないように条例上で措置するものでございます。このため、第2条の表中第1項及び別表中第1項を削るための改正を行うものでございます。また、附則の施行期日につきましては、平成23年6月1日から施行するものでございます。以上が、産業課からの議案の説明でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(増田宏胤君) 次に、都市建設課長、大石悦正君。

〔都市建設課長 大石悦正君登壇〕

〇都市建設課長(大石悦正君) 都市建設課でございます。

都市建設課関係の議案は、第3号議案 吉田町水防協議会条例を廃止する条例の制定についてでございます。

議案書の1ページ、2ページをごらんいただきたいと存じます。

本議案は、水防法第33条第1項の規定により、指定管理団体の水防計画、その他水防に関し、重要な事項を調査、審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置かなければならないということで、昭和62年6月に設置されました水防協議会を廃止しようとするものでございます。

吉田町の水防計画は、吉田町の水防管理者が定め、または変更するものでありますが、その際には水防協議会に諮り、審議していただいておりますが、平成11年7月に水防法の一部改正により、水防協議会を置くことができるに改まり、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議が加わることになりました。水防計画等の審議について、水防協議会、または市町村防災会議に諮ることとなりました。

吉田町防災会議は、水防を含む一般災害、地震災害等の地域防災計画の作成及び実施を推進するための機関であり、会長が防災会議に諮り審議していただいております。このようなことから、町の水防について2つの協議会で審議していることから、水防協議会を廃止し吉田町防災会議に一元化し、水防計画等の審議について、今後、吉田町防災会議の中で審議していただくこととするものでございます。

なお、附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。 以上が、吉田町水防協議会条例を廃止する条例の制定についての説明でございます。よろ しく御審議のほどお願い申し上げます。

〇議長(増田宏胤君) 次に、下水道課長、芝原弘幸君。

[下水道課長 芝原弘幸君登壇]

〇下水道課長(芝原弘幸君) 下水道課でございます。

第13号議案、第20号議案の2議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第13号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書2号をごらんいただきたいと思います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,920万円を減額し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,865万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。これは、2ページに掲げてございます公共下水道 事業に充当する起債限度額を1億9,370万円に減額をお認めいただこうとするものでござい ます。

今回の補正につきましては、決算見込み額による公共下水道事業費の減額、それに伴いま す町債の減額をお願いするものでございます。

4ページ、5ページの歳入歳出予算事項別明細書をごらんいただきたいと思います。 歳入でございます。

7款町債、1項町債は1目下水道事業債を1,920万円減額し、1億9,370万円とするもので、 細節公共下水道事業費、管渠建設費の減額に伴い、管渠建設費の起債分を1,920万円減額す るものでございます。

次に、歳出でございます。

1 款公共下水道事業費、1項公共下水道費は1,920万円減額し、4億8,078万4,000円とするものでございます。これは、1目管渠建設費の町単管渠建設費、15節町単下水道管渠整備1,100万円と、22節水道管移設補償費820万円を減額し、3億6,865万3,000円とするものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,865万1,000円とさせていただきたいというものでございます。

続きまして、第25号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

提出議案の42ページから45ページ並びに別冊の平成23年度一般会計及び特別会計予算に関する説明書、参考資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,423万9,000円とし、またこの款項区分ごとの金額は44ページに掲げました第1表歳入歳出予算でございます。この総額は、前年度と比べ583万6,000円、0.6%の増額でございます。

第2条は、45ページに掲げました第2表地方債のとおり、起債限度額を2億2,350万円、 利率を6%以内とする地方債を起こすことをお認めいただこうとするものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を2億5,000万円と定めることについて、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、44ページの第1表歳入歳出予算について、御説明いたします。

別冊の予算説明書によって、御説明させていただきます。歳入の2ページからごらんください。

1款分担金及び負担金、1項負担金は受益者負担金でございます。予算額1,841万7,000円、前年度比146万3,000円、8.6%の増額でございます。これは、管渠整備され供用開始された土地に賦課するもので、前年度より賦課される面積増によるものでございます。

2款使用料及び手数料は予算額6,806万8,000円、前年度比485万1,000円、7.7%の増額でございます。これは、1項使用料、予算額6,804万7,000円、前年度比404万7,000円の増額、2項手数料2万1,000円、前年度比9万6,000円の減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金は予算額8,900万円、前年度比300万円、3.5%の増額、 地震対策下水道事業費増のためでございます。管渠整備につきましては、地域再生計画に基づき、内閣府の汚水処理整備交付金により整備をしてまいりましたが、22年度で終了するため、23年度からは国土交通省の社会資本整備総合交付金により、地震対策下水道事業費補助金と合わせまして事業を進めてまいります。また、地震対策下水道事業により、23年度から浄化センターの耐震化を計画しており、このため歳出に1款公共下水道事業費、4目浄化センター建設費を設けてあります。

4 款繰入金、1 項繰入金は一般会計からの繰入金で予算額 5 億7,324万円、前年度比1,607 万8,000円、2.7%の減額でございます。

5款繰越金、1項繰越金は予算額800万円、前年度比100万円、14.3%の増額でございます。

6款の諸収入は予算401万4,000円、前年度比100万円、33.2%の増額でございます。これは、1項延滞金、加算金及び過料、予算額5,000円、2項預金利子、予算額1,000円で前年度同額でございます。3項の雑入は予算額400万8,000円、消費税還付金400万円を計上したもので主なもので、前年度比100万円の増額でございます。

7款町債、1項町債は予算額2億2,350万円、前年度比1,060万円、5%の増額でございます。これは、地震対策下水道事業による浄化センター耐震化事業の着手に伴う事業費増のためでございます。

以上、収入合計は9億8,423万9,000円でございます。

次に、歳出でございます。 7ページからごらんください。

1 款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費は予算額4億8,794万円、前年度比808万円、 1.7%の増額でございます。

1目の管渠建設費は予算額3億6,731万7,000円、前年度比1,351万8,000円、3.5%の減額でございます。これは、地震対策事業の工事はあるものの、住吉小学校のマンホールトイレの完成による減額でございます。

2目の管渠維持管理費は予算額694万7,000円、前年度比6万4,000円、0.9%の減額でございます。

3 目浄化センター維持管理費は予算額 1 億265万1,000円、前年度比1,063万7,000円、 11.6%の増額でございます。これは、浄化センターの機器の点検整備を実施することによって、故障によるトラブル防止と延命化を図ってきましたが、本年は機械設備器具の点検整備を増やすため、予算の増額をお願いするものでございます。

4目の浄化センター建設費は予算額1,102万5,000円、これは浄化センターの耐震補強実施設計委託料をお願いするためでございます。

2款の公債費、1項公債費は予算額4億9,529万9,000円、前年度比224万4,000円、0.5%の減額でございます。

1目元金は予算額3億248万5,000円、前年度比400万6,000円の増額、2目利子は予算額1億9,281万4,000円、前年度比625万円の減額でございます。これは、年次償還に基づくものが主なものでございます。

3款予備費、1項予備費は予算額100万円、前年度同額でございます。

以上、歳入歳出予算それぞれ9億8,423万9,000円でございます。

これで、平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計予算の御説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

〇議長(増田宏胤君) 次に、水道課長、八木利幸君。

[水道課長 八木利幸君登壇]

〇水道課長(八木利幸君) 水道課でございます。

それでは、第14号議案、第21号議案の2議案について、御説明申し上げます。

初めに、第14号議案 平成22年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

別冊の平成22年度吉田町水道事業会計補正予算書(第1号)をごらんください。

なお、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、執行計画については、消費税込みの金額で計上おりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページ、第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、御 説明申し上げます。

第1款水道事業収益は、既決予定額から63万4,000円減額し、5億4,488万3,000円にしよ うとするものでございます。

第1項の営業収益は、48万1,000円減額し5億4,007万3,000円にするもので、その内容は 給水収益は350万円増額したものの、受託工事収益の給水工事収益及び修繕工事収益の減少 により393万1,000円の減額、その他営業収益の手数料等の減により5万円の減額によるもの でございます。

第2項の営業外収益は、受取利息及び配当金及び雑収入が減少したことにより、15万3,000円減額の415万3,000円とするものでございます。

次に、収益的支出の第1款水道事業費は、既決予定額に663万9,000円増額し、5億3,174万9,000円にしようとするものでございます。

第1項の営業費用は、22万5,000円減額し4億2,361万2,000円にしようとするもので、その内容は原水、浄水及び配水費の委託料、動力費等の減少により497万9,000円の減額、総経費の賃借料等の減少により17万1,000円の減額、減価償却費の再積算により110万1,000円の増額、資産減耗費の再積算により382万4,000円の増額によるものでございます。

第2項の営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費、繰延勘定償却、雑支出が減額した ものの、消費税が増額したため686万4,000円増額し、1億613万7,000円にしようとするもの でございます。この結果、本予算による予定純利益は797万1,000円を見込んでおります。

次に、2ページ、第3条の資本的収入は、既決予定額から4,107万4,000円減額し、7,752万2,000円にしようとするものでございます。

第1項の企業債は、県施行事業の施行時期の見直しや配水管整備事業の入札結果等により 3,400万円減額し、5,900万円とするものでございます。

第2項の他会計出資金は、新設の消火栓設置工事がなかったことにより130万円減額、第3項のその他資本的収入は、工事負担金が下水道工事の減少によりまして457万4,000円の減額、加入分担金が新規加入者の減少により120万円の減額となり、その他資本的収入全体では577万4,000円を減額し、1,852万2,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出は、既決予定額から1億6,831万5,000円減額し、3億4,700万円にしようとするものでございます。

第1項の建設改良費の委託料が事業の見直しや入札結果により6,131万2,000円減額、工事請負費につきましては、他事業関係工事の見送りや入札結果などにより8,821万9,000円の減額になり、また土地購入費につきましては、新水源の調査により用地を確保するまでには至らなかったため減額とし、建設改良費全体では1億6,831万5,000円減額し、2億5,501万1,000円とするものでございます。

第2項の企業債償還金につきましては、補正はございません。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億6,947万8,000円は、減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,047万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,900万7,000円で補てんさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、17ページから26ページに平成22年度吉田町水道事業会計予算 執行計画が計上してございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第21号議案 平成23年度吉田町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

別冊の平成23年度吉田町水道事業会計予算書と参考資料ナンバー6をごらんください。

なお、補正予算でも申し上げましたように、本書は損益計算書、貸借対照表は消費税抜きの金額で、吉田町水道事業会計予算実施計画、資金計画、給与費明細書、執行計画については、消費税込みの金額で計上していますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ、第3条の収益的収入及び支出の収入につきまして、御説明申し上げます。

第1款水道事業収益の予定額は5億4,672万2,000円で、前年度対比100.2%の120万5,000円の増額でございます。

第1項の営業収益は5億4,267万9,000円で、前年度対比100.3%の146万8,000円の増額となります。その主な内容につきましては、給水収益につきましては、有収水量の大幅な増加は見込まれない状況であるため、5億3,650万円の予定額とさせていただきました。受託工事収益については、給水工事手数料の増加により、43万7,000円増額の437万7,000円とさせていただき、その他営業収益につきましては、手数料及び消火栓維持管理料が少し増え180万2,000円とさせていただきました。

第2項の営業外収益につきましては、受取利息及び配当金が利率の低下に伴い4万9,000 円減額し35万円、消費税還付金につきましては、本年度は見込んでおりません。雑収益につ きましては、下水道事業への資料提供単価の減少に伴い、21万4,000円減額の369万3,000円、 営業外収益全体では26万3,000円減額の404万3,000円の予定額とさせていただきました。

次に、収益的支出につきまして、御説明申し上げます。

第1款水道事業費の予定額は5億1,638万9,000円で、前年度対比98.3%の872万1,000円の 減額でございます。

第1項の営業費用は4億1,620万1,000円で、前年度対比98.2%の763万6,000円の減額となり、その主な内容は原水、浄水及び配水給水費では、委託料及び手数料の増加はあるものの水道施設の修繕費等減少、路面復旧費及び動力費の減額により、1,203万7,000円減額の1億2,812万9,000円とさせていただきました。受託工事費では、手数料が増えたものの工事請負費の減少により、12万3,000円減額の447万7,000円とさせていただきました。業務費は、人件費、通信運搬費の増額で328万1,000円増額の4,394万9,000円、総経費は人件費等の減額で

22万1,000円減額の2,318万3,000円、減価償却費は前年度建設改良費分が増え157万5,000円増額の2億1,140万2,000円、資産減耗費は前年度同様の502万円、その他営業費用は前年実施しました普通貨物自動車の買いかえに伴う重量税、代行料等分11万円減額の4万1,000円とさせていただきました。

第2項の営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費が200万1,000円減額の7,453万1,000円、繰延勘定償却が69万円減額の1,796万6,000円、雑支出が70万2,000円減額の262万8,000円、消費税が230万8,000円増額の306万3,000円とさせていただき、営業外費用全体では9,818万8,000円で、前年度対比98.9%の108万5,000円減額とさせていただきました。

予備費につきましては、前年同様200万円とさせていただきました。

この結果、本予算における予定純利益は1,483万2,000円と見込まれます。

次に、2ページ、第4条の資本的収入及び支出の収入につきまして、御説明申し上げます。 第1款資本的収入の予定額は5,172万円で、前年度対比43.6%の6,687万6,000円の減額で ございます。その内容は、第1項の企業債が配水管布設工事費のみの借り入れとなり6,400 万円減額し、前年度対比31.1%の2,900万円、第2項の他会計出資金は前年同様130万円、第 3項のその他資本的収入につきましては、工事負担金では下水道工事の減少で187万6,000円 減額の1,302万円、加入分担金が100万円減額の840万円とし、その他資本的収入全体では287 万6,000円減額の2,142万円とさせていただきました。

次に、資本的支出につきまして、御説明申し上げます。

第1款資本的支出の予定額は4億6,228万9,000円で、前年度対比89.7%の5,302万6,000円の減額でございます。

第1項の建設改良費は3億7,358万4,000円で、前年度対比88.2%の4,974万2,000円の減額となり、その内容は建設改良費としまして、新水源の調査などの業務委託料が4,880万円減額、材料費におきましては前年と同額、工事請負費は県施行関連の工事の増加により1,413万3,000円増額、固定資産購入費としまして、新水源用地の土地購入費1,362万5,000円の減額によるものでございます。

第2項の企業債償還金は8,870万5,000円で、前年対比96.4%の328万4,000円の減額とさせていただきました。この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億1,056万9,000円は、減債積立金2,000万円、建設改良積立金2,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,160万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3億2,231万4,000円、当年度分損益勘定留保資金3,664万6,000円で補てんさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、32ページから41ページに平成23年度吉田町水道事業会計予算 執行計画が計上してございます。

以上が、水道課からの2議案についての御説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(増田宏胤君) 各担当課長からの説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

再開は15時20分とします。

休憩 午後 3時06分

○議長(増田宏胤君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ただいま説明のありました議案のうち、総務文教常任委員会へ審議を付託する 予定でおります議案について、質疑を行います。

第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第16号議案、第17号議 案、第18号議案、第19号議案の10議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

お諮りします。

第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第16号議案、第17号議 案、第18号議案、第19号議案と連合審査で行う第15号議案の10議案については、総務文教常 任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございません か。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、第8号議案、第9号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第15議案、第 16号議案、第17号議案、第18号議案、第19議案の10議案については、総務文教常任委員会に 付託することに決定しました。

次に、産業建設常任委員会へ審議を付託する予定の第13号議案、第14号議案、第20号議案、 第21号議案について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

お諮りします。

第13号議案、第14号議案、第20号議案、第21号議案の4議案については、産業建設常任委員会に付託し、本会期中に審議をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、第13号議案、第14号議案、第20号議案、第21号議案の4議案については、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(増田宏胤君) 日程第7、第7号議案 平成22年度吉田町一般会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、八木宣和君。

〇8番(八木宣和君) 8番、八木です。ちょっと、何点か質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、18ページ、この県の補助金で歳出の健康づくり総合支援事業費、先ほどの御説明によりますと、県の事業として廃止されたことよって、この歳入がなくなったということでございますけれども、これに当初対応する歳出の事業としては、何を予定されていたのか、ちょっとその辺の御説明をいただきたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、24ページ、総務費の一般管理費の細節の職員人件費の退職手当負担金でございますけれども、これが今度2,688万1,000円の増額補正によりますけれども、当初の計上してあった予算に対して、これちょっと5,000万円ぐらいになりまして、倍ぐらいの予算計上となりますけれども、これが先ほどの説明によりますと、勧奨退職の方が増えたということで、これを増額というふうな説明を受けました。今回、今年度この勧奨退職をされる方というのは、何人ぐらいいらっしゃるのか、その辺をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

それから、3点目でございます。46ページをお願いいたします。

ここの大幡川幹線道路改良事業費としまして、1,000万円の増額補正されております。これは、きめ細かな交付金を財源としての事業であるということは説明を受けましたけれども、この道路改良1,000万円というのは、これ場所の要するに箇所づけされたものなのかどうか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

以上、3点、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 退職手当金の関係でございますけれども、勧奨でおやめになる方は4名でございます。先ほど、企画課長は6名分と御説明があったかと思いますけれども、あと2名の分につきましては、退職手当の勧奨分ではございませんけれども、特別負担金というものがございまして、その分が増額になりまして、合わせてこの金額の2,688万1,000円ということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(増田宏胤君) 健康づくり課長。
- **〇健康づくり課長(八木三千博君)** 健康づくり課でございます。

18ページの県支出金の関係で、一番上の健康づくり総合支援事業費がなくなったが、そのかわりのものはということでしたけれども、まず健康づくり総合支援事業ですけれども、こちらのほうはたしか3月から4月くらいにかけてだと思いますけれども、県知事によりまして、事業見直し、これに乗っかってしまったということで事業が廃止になりました。この総合支援事業ですけれども、吉田町の事業で何が該当するかといいますと、幼児の歯科保健、妊婦の歯科保健、健康づくりセミナー、保健協力員の活動費、それから健康づくり食生活推進協議委員会、食育推進連絡会議、若返り貯金塾、健康増進計画の策定事業とか、こういうものが総合支援事業で該当になっていた事業です。これが認められなくなったということで、そのかわりのものというわけではないんですけれども、一番下にあります9番のところにあります特定健康課題支援事業、こちらが新たに新設された事業になります。こちらの事業は何かといいますと、幼児、妊婦の歯科検診と健康増進計画の策定事業の、この3つだけに抑えられてしまったということです。

吉田町の場合は、特定健診やがん検診で受診率が比較的高いということで、そちらのほうはいいから、もっと受診率が低いとか、その町に問題があるような事業に力を入れなさいということで、健康課題事業というのに当てはまったんですけれども、そちらのほうが先ほど言った事業が吉田町では該当するわけなんですけれども、主に歯科の関係が事業の対象となっているということであります。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 都市建設課長、大石悦正君。
- **〇都市建設課長(大石悦正君)** 46ページの大幡川幹線改良事業の関係でございます。

大幡川幹線につきましては、本年度も舗装の打ちかえをやっておりまして、それに引き続き場所は三浦製菓、川尻地内になりますが、そちらのほうの舗装の打ちかえをやりたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 8番、八木宣和君。
- ○8番(八木宣和君) ありがとうございました。

定年退職前に早期退職されるという方が4人ということでわかりましたけれども、定年前にやめるということは、もしその方が男性の職員の方であるならば、やはり定年前にやめるということは、一家を支える方でありますので、むしろやめざるを得ないような、何か事情があって退職されるとは思いますけれども、その退職理由が例えば純粋に個人的なことによる退職ならともかくも、例えば仕事上にかかわる問題とか、あるいは精神的に追い詰められたとかというような、もし労務管理面上の問題というふうなものが退職理由だとすれば、これは今後における労務管理という面で考えていかなければならないものだろうと思いますけれども、町としては、このように早期退職をされる方の退職理由といいますか、その辺の把握には努めていらっしゃるかどうか、その辺をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

- ○議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 勧奨でやめられる方は、理由は勧奨退職でということですので、それ以上のものは聞いておりません。あと2名の方は、定年退職をする方もいらっしゃいますし、ほかの方もいますけれども、詳しい理由等については退職理由等、退職届には書いてございません。
- ○議長(増田宏胤君) ほかに質疑はありませんか。 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) 補正の2点聞きます。

民生費、保育所費、36ページ、臨時職員の賃金が2,282万4,000円ということで、先ほどの企画課長の説明ですと、実績に応じて補正をしましたということなんですけれども、当初から見ると2,200万円の減額というのは、ここまでやる要因というんですか、どうしてここまで最後に来て、実績がそういう実績だったというのは、なぜそのような計画をしてあったのにかかわらず、使えなかったんですよという理由を、ちょっと聞きたいのと、もう一つ、先ほども41ページ、これは衛生費です。健康推進事業費が2,100万円減額になっていますので、これも全部オール三角になっているわけですから、ここもちょっと見込み違いというか、当初から見て、どこでどういう見込みが違ったのかということを、ちょっとお聞きします。

〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。

○社会福祉課長(水野辰明君) 36ページの保育所費の臨時職員の賃金の減額でございますが、この内容につきましては、保育所費、臨時職員の賃金を当初予算で組む場合に、前年度の10月末現在に保育園の入所の申請をしていただきまして、それを11月1日で取りまとめをするという形で、この人数をもとに職員の配置等を検討して予算上策定をするわけでございます。それで、当初予算の策定時には入所者数が536人というようなことで想定をしておりましたが、実際に4月1日に入所者数が517人という人数になったことと、その人数の差と、あと保育所を配置する基準が3対1と、非常に厳しい配置基準があります。0歳児、こうした低年齢の児童を中心に減少したために、この人件費が実際の金額が減少になったと。当初は、47人を配置するという予算でおりましたが、実際に4月1日には37人という形になりました。これが一番最も大きな要因だというように考えております。

それから、勤務時間の短縮等もありましたので、それも影響があった、10分の1程度しているという形になっております。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 健康づくり課長、八木三千博君。
- ○健康づくり課長(八木三千博君) 41ページの健康増進事業費の2,100万円の減額なんですけれども、ちょうど1年前になりますけれども、22年度の当初予算をお願いするときに、国のほうが22年から3年間かけて、がん検診の受診率50%を目指しましょうという事業を立ち上げたところで、吉田町におきましても50%を目指して事業を進めていきたいという考えの中で、どうせ事業を一生懸命やるなら、高い目標を設定して一生懸命、それに向かって推進していきたいと、そういう気持ちの中で昨年度、22年度の予算50%というのをお願いしたわけなんですけれども、実はそのときの50%の算出の根拠としまして、吉田町の対象者、がん検診の中でも、特に女性特有のがん検診について、重点的に吉田町はやっていこうということで進めていたわけですけれども、そのときに対象者が吉田町の対象者に対しまして、50%ということですから半分、それを事業費というか、予算に反映させたわけなんです。

実は国が言う受診率50%の根拠ですけれども、推計対象者数というものを用いて通知を出すわけなんですけれども、実はその推計対象者数というのが、実際の数とは異なった数字でありまして、ある意味低い数字になっているということで、分母が低くなれば当然率が上がってくるという形になりますので、ある意味緩やかなものになっているように見えるんですけれども、それはどういう意図でそういう推計対象者数というのは、はっきりわからないんですけれども、国としては全国で統一したような出し方をして比較ができるような、不公平がないような条件のもとで、こういう形にしたということでありますけれども、果たしてそれがすごくいい数字なのかと、どうなるかというのは、ちょっとわからない部分があるんですけれども、その推計対象者数が例えばですけれども、吉田町の対象者が1,000人います。それが、推計対象者数にすると800人、200人減ってしまいますとか、そういうことで同じ対象者が1,000人のうちの半分の500人と、800人になってしまった半分の400人では、そこで差が出てくると、そういうぐあいになっていまして、実は子宮がんでは当時22年度の予算のときには6,000人を見込みました。それが、推計対象者数では5,025人ということで、既にそこで975人の差が生じています。

乳がんにつきましても、4,400人という数字を吉田町の対象者を予算のときには見ていましたけれども、推計対象者数でいきますと3,918人という形で、500人弱の差がもう出ている

ような状態でありますので、同じ50%を目指すという中で一生懸命やってきたんですけれども、最終的には子宮頸がんでは43.6%、乳がんでは41.2%、それから大腸がんですけれども、大腸がんに関しましては、低くて37.3%という数字でしかありませんでした。ということで、一生懸命やってきたわけなんですけれども、50%に届かなかったということで、今回減額をお願いするわけなんですけれども、ただし今回一生懸命やってきた43.6%、41.2%という数字としましては、女性特有のがん検診につきましては、2年やって初めて1サイクルというか、2年で一回りするものですから、2年たたないと本当の数字が出てこないと。

今回、43.6%、41.2%の数字の根拠は、平成20年度が最新版の数字でありますけれども、 平成20年度の公表している数字に数字を入れかえて算出した数字なんですけれども、それが 21年度と比較的受診者が多かった22年度と並行して出すという形になってしまって、43とい う数字になります。ですから、そういう数字の出し方はないんですけれども、もし単年度で いけば50%近くいったんではないかなと、そういうふうに思っております。

O議長(增田宏胤君) 1番、佐藤正司君。

以上でございます。

○1番(佐藤正司君) 予算ですから、ある程度見込みと違うというのはある得ると思うんですけれども、ただ今の健康増進事業費については、国のほうとの基準が違っていたというところは、ちょっと問題かなと思います。ただ、23年度予算では、そこを見ると修正されているわけですから、それはそれでいいと思います。

それと、保育のほうの臨時職員のほうですけれども、やはり子育て支援にお金をかけるよというのは、積極的なところはわかります。ただ、保育士が10人ぐらい余るような子供の数だったというところは、見込み違いということは言えると思うんです。ただ、両方に共通して言えるのは、見込みが違っていたというのはわかります。ただし、何でここまで引っ張ったのか、最後の最後まで補正をここまで引っ張った、もうちょっと早くその事実に気がつけば、12月補正すれば、その分はほかの財源に回せる可能性もあったんではないかと私は思うんですけれども、税金の使い道ですから、今、道もあっちこっち悪いですしね、そういう面では早く補正ができるものなら、最後になって補正をして、それを翌年に回すんだよということは、それはそれで済むのかもしれないけれども、そこのところはもうちょっと計算違いなり、見込み違いがあるのはしょうがないと思うんですけれども、あった時点で即補正するというふうにすべきだと思うんですけれども、どちらか、町長か企画課長。

- 〇議長(増田宏胤君) 企画課長、塚本昭二君。
- ○企画課長(塚本昭二君) ただいまの御質問ですけれども、確かに財源の有効利用という点からいけば、議員さんのおっしゃるとおりでございますが、このケースの場合はいつでも保育所については、0歳児の受け入れを途中で行わなければいけないというような、経過的なものがずっと年間を通してあるわけでございます。

それと、がん検診につきましても、一部基準が違う部分の見込み違いというのは、担当課長からあったやに説明がありましたので、その部分についての減額というのは可能なわけですが、減額をする額をどれだけにするかというのは、非常に難しい問題でして、一度減額の補正をいたしまして、さらに減額という補正を組むのは、なかなか議員さんからまたおしかりをいただくようなところもございまして、非常に見積もりが難しいというのもございます。本当に財源のない折であれば、こうしたところまで精査をして途中で財源を生み出すことは

行いますが、途中経過で変動するような要素があるものについては、最終での補正という措置も一般的には用いているところでございます。これを行うことによって、財政調整基金への積み立て財源等にもなりますので、トータルとして財源の活用を考えて財政を運営しております。

以上です。

- ○議長(増田宏胤君) ほかに質疑はありませんか。 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 5番です。今の1番議員と関連するんですが、今回の補正、大きな増額もあるわけで、非常に町として助かることでありますけれども、町民法人税が2億5,000万円のプラス要因で、今、同僚議員からありましたように、保育園の臨時保育士の金額、それと健康増進事業の2,000万円、それと榛原病院の運営費の6,000万円等々出てきているわけで、これは締めてみなければわからないという、確かにわかるんですけれども、予算の最初の組み方において、多少それぞれの理由はあると思うんですが、それを取り仕切る財政部門として、この経験を生かして23年度当初に、その数字を生かすような格好の方策の指導をしていると思うんですが、どのような形の各担当課に対して、この数字というのが結果的に収入が増えて費用は減っているということで、両方ともプラス要因で財調のほうに積み立てできたということで、町にとっはて大変いい結果になったんですが、そういう結果もありますでしょうし、逆もあり得るということで、やはり現下にとっては詳細なる予算の積み上げが必要だと考えるわけでありまして、だれが予想できると言われれば、それで終わってしまうものですから、そういうことではなく、それは重々わかってはいるんですが、どのような形で指導を行ったかというを、少しお聞きしたいなと思います。

それが1点と、もう1点です。今回、初日議決を行うに当たりまして、中学校の空調関係の設計委託と施設整備に議案を本日可決して、着々と事業を進められると思うんですが、今後の予定をどのような形でお考えで、初日に議決した以上、早期の運用というのを、この暑い時期にかかってやるような格好で、今後の予定を教えていただきたいと思います。その2点、お願いします。

- 〇議長(増田宏胤君) 企画課長、塚本昭二君。
- ○企画課長(塚本昭二君) まず1点目の御質問のところですが、御指摘のとおり、法人町民税関係、入では大きく今回いたしたと。それから、出のほうでも、両方合わせて1億円ぐらいの財源が余剰となったというようなことになるわけですが、以前、景気のいいような高度経済成長時期であれば、国の指導でも単年度の収入は単年度に使ってしまえということで、残すなというような指導だったですね。それで、財政調整基金も余り多く持つなというような、国の方針そのものがそんな形で指導があったのが、かなり前の話でございます。

今の状態が、どういう指標を持ってしても、今は財政調整基金、基金保有高というのが財政健全化の大きな要素になってまいります。当町の場合は、非常に苦労しながら財政調整基金10億円ぐらいまで、ようやくまた戻しましたけれども、財政の弾力性を持たせるためには、どうしても基金をある程度は保有しなければいけないというふうに思っております。そういう中で、町税については絶えず税務課と連携をとりながら、どういう状況にあるかというのは、絶えず把握をしております。もう少し出るかもしれないとか、そういう状況はすべて税務課と財政担当とは共有しております。ただ、その収入の見込みをいつ確定させるかという

ことについては、財政サイドがイニシアチブを持って全体の運営の中で判断するというよう にしております。

それから、今回、榛原病院かなり大きな額が出たんですが、この榛原病院の場合だけは、 ちょっと自主的な判断ができなくて、先方の様子を聞きながら、ここまで伸びてきたと。余 るかもしれないというのは、ずっと情報としてはいただいておりますので、余るということ は想定しておりましたが、額が決定したのがつい先ごろということで今の時期になっており ます。

保育所、がん検診の不用額については、先ほどの答弁のとおりでございますので、財政運営の主眼としては、当然必要な財源は必要なところに振り分けるというのは、これは当然でございますが、自治体、単年度で終わるわけではないと、もっと継続的な財政運営を図らなければいけないということが、今、主な財政的な課題だと思っておりますので、ある程度の弾力性は念頭に置きながら運営させていただきたいと、かように思っております。以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 教育委員会事務局長、髙橋政旨君。
- **〇教育委員会事務局長(高橋政旨君)** 教育委員会事務局でございます。

ただいまの御質問の吉田中学校の空調設備の工事の今後の予定ということについて、お答えをさせていただきたいと思います。

本日、初日の議決をいただいた暁には、あしたから業者の募集に入ります。それから、3 月の中旬に締めまして、それから4月上旬の入札という形で事務を進めていって、6月末までには完了したいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) まず、財政部門の話なんですけれども、私も余ったお金は使い切るというのは、やはりまずいと思いますので、事業計画をして新たな事業を途中でというのは、なかなかいかがなものかと思いますので、基金へ積み立てて次年度以降の財源にするというのはいいと思いますが、その答えは私もあれなんですけれども、これはイレギュラーなことがあったりということで、非常に庁舎内で同じ役場の職員として言いづらいと思うんだけれども、もっとしっかり査定しろといったような指導をなされているかどうかというのは、もちろんやっていると思うんですが、そういったお話を確認したいなといったことが1点です。もし1点で、中学校の空調の関係は国の経済対策での一環の予算だと考えて、臨時補正で入ったお金だと考えておりますので、地元の業者もたくさんいると思いますので、その地元の業者も土俵の中に入れるような、公正、公平な入札をやっていただくことで、なおかつ安ければ非常にいいと思うんですが、地元への還元という形で、その土俵に上げてもらうようなことを考えているのか、ちょっとその辺のところ、わかっているようでしたら、お教え願いたいなと思います。
- 〇議長(増田宏胤君) 企画課長、塚本昭二君。
- **〇企画課長(塚本昭二君)** まず1点目の御質問のほうですが、査定をどうしているのかということですが、内部からは財政当局嫌われていまして、大分うるさいことを言うということで、今回の場合は補正も第5号ということで、補正の機会が非常に多かったものですから、その都度ヒアリング等で事情を聞きながら、かなり厳しい中での査定をしてまいったという

ふうに思っております。したがって、こうした事情、不用額が出るだろうというような事情は、あらかじめ把握はしている部分もあったんですが、どの程度の減額を行えるかというような、そういうちゃんとした額の確定ができないと予算にはなりませんので、そういうところまで確定させる時期をもって補正の時期というふうに考えておりますので、そうしたチェックはしているんだけれども、補正としての形になるかどうかというのは、また別問題だというふうにお考えいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(増田宏胤君) 教育委員会事務局長、高橋政旨君。
- ○教育委員会事務局長(高橋政旨君) ただいまの町内業者の配慮というような御質問かと思います。当然ながら、町内の業者につきましても配慮をして、いろいろな制限をつけさせていただいたというふうにお答えさせてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長(増田宏胤君) ほかに質疑はどうでしょうか。

11番、勝山徳子君。

- **○11番(勝山徳子君)** 11番です。35ページの子ども手当費のマイナス2,080万円ですけれ ども、この子ども手当、新たな申請をする人が手続上しなかったのかどうかととか、その詳 細をちょっと教えていただきたいと思います。
- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) 歳出のほうの当初の見込みで、ちょっと順に申し上げておきますが、被用者の 0歳児から 3歳未満の子供の数が当初7,300人を見込んでおりましたが、決算の見込みでは7,100人、それから非被用者の 0歳から同じく 3歳未満の方、この方が当初子供の数が2,000人を見込んでおりましたが、決算見込みが1,700人、3歳以上の小学校終了前が第1子、第2子の方、この子供の数が2万5,200人の支出見込みが2万4,500人、それから3歳以上、小学校終了前の第3子以降の方、子供の数が3,500人が決算見込みが3,400人というようなこと。それから、中学生につきましては、子供の数が9,000人、これを決算見込みが8,700人というようなことで、合計で4万7,000人当初見込んでおりましたが、決算見込みでは4万5,400人というような形で、実際にこうした人数になっておりますので、その部分でそれぞれ減額を調整しておりまして、その合計額がマイナス2,080万円というような形になっております。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 11番、勝山徳子君。
- **〇11番(勝山徳子君)** 当初の人数の見込みと実際の人数が違うということで、この差額が 出たということは理解いたしました。現実に、この人数、対象者の中で実際に手続をされな かったという方はいないというふうに思っていてよろしいんでしょうか。
- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) 住所の移動等で転出をされた方で所在が不明な方がありまして、その方、ちょっと今人数の把握をしておりませんが、そうした方が数名いた記憶があります。ちょっと、今、正確な人数を記憶しておりませんが。
 以上です。
- 〇議長(増田宏胤君) 12番、河原崎昇司君。

○12番(河原崎昇司君) 12番、河原崎です。1点お伺いをいたします。

ページ20の寄附金であります。ふるさとよしだ寄附金、奇特な方がおいでるようで、80万円の寄附を町がいただいたと、こういうことではないかなと思います。無論、この方は吉田町出身か、何か吉田町に縁のある方だとは思いますが、こういう好意的な方々には町としての対応、どうしておいでるか、御礼はどのような形でされておるのか。

また、今この時期、納税の申告が始まっておるわけですが、このような方々には免税というか、減免というか、何かこういうのもに対象になるのかどうか、ひとつお伺いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 企画課長、塚本昭二君。
- ○企画課長(塚本昭二君) ふるさとよしだ寄附金でございますが、おっしゃるとおり、当町にゆかりのある方が80万円寄附をしていただいたものを計上させていただくものでございます。このふるさとよしだ寄附金をいただいた場合には、御礼状を差し上げるのは当然でございますが、それ以外に広報を1年間必ずお送りさせていただくということで、町とのつながりができるような形で広報を送らせていただくという措置をしております。

それと、ふるさとよしだ寄附金、寄附行為を行った場合には、当然、税の寄附控除を受けられるというようなものでございます。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君)税務課長、何かありますか。税務課長、仲田京司君。
- ○税務課長(仲田京司君) 寄附金控除ということで出ましたものですから、5,000円の控除ということで、昨年、21年については5,000円控除と、22年につきましては、2,000円の控除、残りの額が控除額になるという形になっております。
 以上です。
- ○議長(増田宏胤君) ほかに質疑はありませんか。
 「発言する人なし」
- O議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(増田宏胤君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。御協力いただきありが とうございました。 次回の本会議は3月15日火曜日午前9時から本会議一般質問であります。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 4時05分

開議 午前 9時00分

○議長(増田宏胤君) 改めて、おはようございます。

本日は定例会第14日目でございます。

◎開議の宣告

○議長(増田宏胤君) ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりま すので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

〇議長(増田宏胤君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告順次によって行い、1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内であります。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 佐藤 正 司 君

〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。

[1番 佐藤正司君登壇]

○1番(佐藤正司君) おはようございます。

佐藤です。一般質問に入る間に、大変痛ましい事態になっております、3月11日午後に発生した東日本大震災で亡くなられた方に心からお悔やみ申し上げます。そして、被災された多くの方にお見舞いを申し上げます。地震発生から4日過ぎても、被害の全容がまだ判明されていないほどの地震と津波は、想定を超えたものでした。また、福島第一原発では、1号機、3号機で水素爆発が起き、2号機でも、けさのニュースでは爆発音がしたという深刻な事態が進んでいるようで、大変心配をしております。当町でも、被災地への支援金など、支援に当たって取り組みを始めていくことと思います。私も、町民の皆さんと協力して行っていきたいと考えております。

それでは、通告してある子育て支援策について質問します。

町長は、議会初日に新年度に向けて、施政方針並びに各種事業の運営方針について述べて おられます。その中の健康福祉関係事業で、子供を生みやすく育てやすい環境整備を図る事 業が予定されていますが、昨年末から日本共産党吉田支部で町民の皆さんにアンケートを実 施した回答の中にも、子育て支援策の意見や要望が多く寄せられていました。その中から3 点について町の考えを質問いたします。 1点目は、保育所の充実と子育て支援策についてお聞きします。

アンケートには、町の子育て支援策を評価する声もありましたが、さらに充実を求める要望もありました。

以下4つについてお聞きします。

一つとして、療育支援センターの具体策は。

それから、2番目に日曜保育の実情はどうか、必要な人が利用しにくい状況はないか。

三つ目に、働く母親の子育て応援の姿勢が徹底されているか。

四つ目に、子育て支援センターは、どこにどんな体制で自立させていくのかということです。

2点目に、小・中学生の医療費支払い手続についてお聞きします。

町では、中学生までの医療費無料化を県下で先進的に進めています。本来、国がどの地域に住んでいる子供でも平等に無料化するべきだと考えますけれども、国や県に先駆けて実施していることは、とても助かるとの声があります。

しかし、アンケートには、小学生以上も保健センターに行かなくてもよくしてほしいです との要望もございます。

以下二つについてお聞きします。

- 一つとして、償還払いを現物支給に変えられないか。
- 二つとして、事務の効率化の観点でどうか。
- 3点目に、不妊治療費助成金の増額はできないか。

吉田町特定不妊治療費助成金交付要項があり、助成はされていますが、助成額を増やして ほしいとの声もあります。要項を見直して、助成額を増額する考えはないか、お聞きします。 以上を質問いたします。

〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

〇町長(田村典彦君) 保育所の充実と子育て支援策についてお答えします。

まず、1点目の療育支援センターの具体策についてですが、現在、幼児期における障害のある子供、障害が疑われる子供につきましては、保育所事業やわかめサークルでの発達訓練指導事業や、子供子育て応援ステーション事業において専門指導員による発達障害児の適切な療育指導が実施され、集団での遊びを通して発達を促し、家族の不安やストレスの解消に努めておりますが、専門的な療育が必要な場合には、療育施設への通所相談に応じております。

平成23年3月現在、吉田町在住の療育を必要とする児童29人は、定期通所11人と親子通所18人で、牧之原市にあります社会福祉法人一羊会が運営するつくしの家の児童デイサービス事業を利用されております。

このような中、送迎時間が短縮できる、保育園や幼稚園との並行通園がしやすいなどの理由により、町内での児童デイサービス事業の実施を希望する声も高まり、町内における受け入れ態勢の整備が望まれております。このため、施政方針で述べたとおり、すみれ保育園の改築については、平成23年度にプロジェクトチームを立ち上げ、療育支援センターなど多様な保育のニーズに対応できる施設の集大成として、整備内容を検討してまいりたいと考えております。

また、障害のある子供に関する課題、問題は一元的なものではなく、複雑で多岐にわたっております上に、保護者や子供を取り巻く環境が大きく関係しておりますので、障害のある子供の年齢や状態によっては、その対応に高い専門性が求められます。このため、町立保育園の保育所を対象に、平成22年5月から保育士の専門性向上のための研修を実施し、保育士が個々のケースに合った、よりよい保育ができる体制づくりを進めております。

次に、2点目の日曜保育の実情はどうか、必要な人が利用しにくい状況はないかについて お答えします。

町内保育園では、勤務形態等の事情により、日曜日に休日をとれない保護者のために、平成18年10月から日曜日の一日保育をわかば保育園において実施し、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応しているところであります。この日曜保育は、平日の実施基準と同様に、家庭外就労等により児童の保育ができないときとしており、保育料は1日当たり1人につき2,000円でございます。また、職員につきましては、日曜保育全体の監督者として、園長または園長補佐の中から交代で必ず1人を配置するとともに、主任保育士または保育士の中から2人も交代で配置する体制をとっております。このような体制は、焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、川根本町といった近隣市町では実施をしておらず、吉田町が先駆けて実施している子育て支援の取り組みでございます。

この日曜日の一日保育の申し込みにつきましては、入園時のオリエンテーションにおいて保護者へ説明し、御案内をしております。具体的な手続方法は、保護者が希望する実施月の前月の20日までに日曜保育申込書を所属園の園長に提出し、日曜保育通知書により実施日等を通知しております。

平成18年10月の日曜保育開始から現在に至るまでの間、実施要件を満たした保護者からの申し込みがあった日は、すべて実施をしております。

実施状況でございますが、平成18年度は実施日数1日で延べ3人、平成19年度は実施日数19日で延べ20人、平成20年度は実施日数8日で延べ9人、平成21年度は実施日数は1日で延べ1人、平成22年度は実施日数2日で延べ4人となっております。

この間、保護者からは特段の要望などはなく、現在の保護者への周知方法、実施方法等は、 保護者のニーズにあったサービス内容であると判断されますし、今後も利用しやすい環境に あると言えますので、必要な人が利用しにくい状況にはないと受けとめております。

次に、3点目の働く親の子育で応援の姿勢が徹底されているかについてお答えします。 近年、就労と育児の両立支援に対する町民の方々の要望は切実なものがございますが、これは保育所及び放課後児童クラブに対する保護者の意向にも顕著にあらわれております。

まず、保育所サービスにつきましては、子供の幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態等を十分に踏まえて、延長保育や一時保育、土曜保育、日曜保育等の多様な保育需要に応じ、幅広く利用しやすい良質なサービスを実施しているところであります。

さらにゼロ歳児の保育につきましては、さまざまな理由により育児休業を取得することが 困難な保護者のために、月齢を段階的に下げていく取り組みを行うことといたしました。平 成23年度からは、さゆり保育園において、従来から実施しております11カ月児から保育を10 カ月児とする取り組みを実施いたします。乳児の月齢では、一人一人の発達状況も異なりま すので、各園児の発達に合わせた適切な保育を実施してまいる所存でございます。

また、放課後児童クラブにつきましては、昼間、労働等により保護者がいない家庭の児童

に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所であり、共働きが一般化している中で、質の高い子育て支援対策の一つとして、事業を推進しているところでございます。

現在の放課後児童クラブの開設時間につきましては、通常は学校下校時から午後6時30分まで、夏季休業日及び冬季休業日、年度末、年度始めの休業日は午前7時30分から午後6時30分まで開設をしております。特に夏季休業日につきましては、小学校4年生までの保育を実施しております。また、平成22年度からは、月の第2土曜日に午前7時30分から午後5時30分までの開設を開始いたしました。

現在、平成23年4月からの入所決定児童数につきましては、住吉小学校放課後児童クラブで56人、中央小学校第1放課後児童クラブが41人、中央小学校第2放課後児童クラブが58人、自彊小学校放課後児童クラブが42人、町内合計197人で、平成15年度の7人から大幅な増加となっております。

このような状況は、労働力不足を初めとする経済社会情勢の変化に伴う女性の社会進出のあらわれであり、今後もこの増加基調は続くものと考えております。したがいまして、今後も女性の社会進出を支援する施策として、放課後児童健全育成事業に積極的に取り組んでまいります。

保育サービス及び放課後児童健全育成事業につきましては、子供の生活を第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえ、子供の利益が最大限に尊重されるよう配慮しながら、多様な個別ニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを推進してまいります。

次に、4点目の子育て支援センターはどこに、どんな体制で自立させていくかについてお答えします。

子育で支援センター事業につきましては、次世代育成支援対策推進法に基づき策定されました吉田町次世代育成支援行動計画において、地域における子育で支援サービスの充実を図るため、町が取り組む施策として定めた事業でございまして、わかば保育園内の地域子育で支援室にて実施をしております。

事業内容といたしましては、親子が安心して遊べるものを提供するとともに、育児不安解消のための相談や助言を実施し、現在は1日平均46人の利用人数となっております。この利用状況から、わかば保育園内の地域子育て支援センターわかばは、北区近隣の子育て家庭に定着し、少なからず子育て支援に寄与し、既に自立できているものと受けとめております。

しかしながら、町内の状況を見ますと、核家族化は依然として進行し、地域における近隣 関係が希薄になっていることから、子供を産み育てることへの不安や負担感がなかなか払拭 されず、当事業に対する需要もますます高くなっていくことが予測されます。

今後の体制につきましては、先ほど述べましたとおり、すみれ保育園の改築計画において、町内に二つ目の子育て支援センターを整備することを主として進めていく中で、あやめ保育園の空き教室や町内の公園、公民館などに出向き、移動支援センターを継続して実施することにより、親子の交流の場を広げるとともに、地域における子育てのネットワーク形成を促進してまいります。また、サービスの質の向上を図る観点から、利用者に十分周知できるよう情報提供を行うことが大切であると考えております。

続きまして、小・中学生の医療費支払い手続についてお答えします。

当町では、少子化対策の一環として、県の制度に先駆けて、平成20年度から小・中学生の

保護者を対象に、吉田町小・中学生医療費補助要綱に基づいて小・中学生医療費補助事業を 実施しております。この事業は、小・中学生の保険診療にかかわる医療費及び入院時の食事 療養費の自己負担分を補助するものであり、適切な療養を送りやすくし、疾病の慢性化を予 防するとともに、子育て支援の経済的負担の軽減を図り、小・中学生の健全な育成に寄与す ることを目的に実施をしております。

当町が実施している医療費補助に対し、県の医療費補助制度は、乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱が、平成22年10月診療分から子供医療費助成事業費補助金交付要綱に改正され、入院医療費についてのみ、その対象が未就学児から中学3年生までに拡大をされました。しかし、所得制限と入院時の1日につき500円の自己負担及び食事療養費の自己負担につきましては、従前どおりとなっております。

また、この補助対象の拡大に伴う各市町への県の補助につきましては、県の財政力指数と 各市町の財政力指数を比較し、県の指数を下回る市町の場合は入院医療費の2分の1、上回 る市町は3分の1となっておりまして、当町は3分の1の補助率でございます。

当町では、県が設けている所得制限もなく、小・中学生の保護者には等しく入院及び通院にかかる自己負担額を全額補助しておりますので、通院分の自己負担金額全額と、入院時の1日につき500円の自己負担及び食事療養費の自己負担額につきましては、当町単独の補助事業となっております。

近隣市町の小・中学生医療費補助の制度内容、給付方式の現状を見ますと、牧之原市では、 入院にかかる保険診療分の自己負担のうち、1日500円の自己負担分以外を償還払いで補助 しております。また、島田市におきましては、通院にかかる保険診療分の自己負担のうち1 回500円の自己負担分を除く部分と入院にかかる保険診療分の自己負担のうち、1日500円の 自己負担分以外を償還払い方式で補助をしており、当町のように全額補助とはなっておりま せん。また、入院時の食事療養費の自己負担分についても、両市とも補助対象としていない のが現状でございます。

当町における支払い手続は、保護者が診療を受けた月ごとに保険診療とわかる領収書、または証明書のコピーを添付して、申請書を平日は健康づくり課、日曜日におきましては日曜開庁時の社会福祉課窓口に提出をしていただいております。申請書受理後は、内容を審査し、交付の可否を決定し、申請者にその旨を通知した上で、交付決定をした申請者に対して補助金を指定口座に振り込むといった償還払い方式で、補助金を交付しております。

平成21年度の小・中学生医療費補助の実績は、入院につきましては72件382万円余、通院につきましては9,686件3,342万円余で、入院と通院にかかる総額は3,725万円余で、平成20年度の実績と比較しますと、約900万円増額となっております。

それでは、1点目の償還払いを現物支給に変えられないかについてお答えします。

平成20年10月1日に改正されました吉田町小・中学生医療費補助要綱第3条第2項におきまして、通院医療費の補助対象者として、対象保護者の公平性を保つため、町税を滞納している者は補助対象者としないと明記されており、補助金交付の可否決定における審査の一つとして、申請時に申請者の同意を得た上で、税務課へ町税納付状況の紹介を行っております。その結果、町税を滞納している保護者につきましては、不交付決定通知書をもって不交付理由を通知しております。

ご質問の現物支給といいますと、乳幼児医療費補助制度と同じように町が対象者に受給者

証を発行し、対象小・中学生が医療機関を受診する際に窓口で健康保険証と合わせて受給者 証を提示することで、その場で精算できること、すなわち、その場での医療費の支払いは不 要とすることと推察をします。

入院医療費につきましては、先に述べたとおり、県の子供医療費助成事業費補助金交付要項の改正に合わせ、町の吉田町小・中学生医療費補助要項を改正し、平成22年10月診療分より、対象者の町税滞納要件を外したことにより、乳幼児医療費と同様に受給者証の提示をもって医療機関の窓口で精算できると考えますが、通院医療費につきましては、町税滞納の有無の審査がある関係上、医療機関の窓口での精算は大変難しいと考えております。

また、町税の納付状況につきましては、毎日状況が変化するものと思われますので、小・中学生の保護者に対し、受診する時点での資格審査を行うことは不可能に近いかと考えております。

さらに吉田町小・中学生医療費補助要綱の通院医療における町税滞納者を対象者から除外する要件を外し、対象者全員に受給者証を発行した場合に要する経費としては、受給者証の発行に係る経費に加え、現在、乳幼児医療費補助事業で行っている支払い方法と同様に、国保連合会を通して各医療機関から町へ医療費を請求し、町から各医療機関へ医療費の支払いを行うこととなるため、国保連合会への支払い事務手数料が必要になってまいります。この支払い事務手数料は、現在、1日の入院、1回の受診につき約200円でありますので、平成21年度の入院72件と通院1万7,285回の実績から試算をしてまいりますと、約350万円の経費が新たに必要になります。また、適正受診の観点からも、受給者証を発行しての現物給付方式ではコンビニ受診につながると懸念され、医療機関の医療従事者の疲弊を招く結果も否定できず、給付費の増大、さらに補助件数、補助金の交付額も増大するものと考えられます。

このことから、受給者証を発行することには問題があり、また新たに事務手数料の経費が かかることや補助金の交付額の増大が懸念されることから、小・中学生医療費の事務手続は、 現在の償還払い方式のまま継続してまいりたいと考えております。

次に、2点目の事務効率化の観点でどうかについてお答えします。

先の御質問にお答えしましたように、当町の小・中学生医療費補助につきましては、償還払い方式での事務処理を行っておりますが、仮に現在の町内の小・中学生約2,700人全員に入院医療に係る受給者証を発行しても、平成21年度の72件の入院医療費の補助件数から、受給者証を利用する機会はごくわずかであり、受給者証の発行に係る経費と事務料を勘案しますと、効率的な対処方法とは言いがたいものと考えております。

したがいまして、現在の保護者に補助金交付申請をいただく償還払い方式での支払い方法 を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、不妊治療費助成金の増額はできないかの質問のうち、要綱を見直して助成額を増額 する考えはないかについてお答えします。

不妊治療を行っている夫婦は全国に46万人とも言われ、その中で特定不妊治療、いわゆる 体外受精や顕微授精をしている夫婦は、そのうちの3割程度と推計をされております。

医療の進歩に伴い、以前では不可能とされていたことが可能となり、特定不妊治療によって妊娠し、子供を授かる幸福を享受できるようになってきております。反面、経済的・精神的負担は大きく、特に特定不妊治療の成功率は2割から3割程度と言われておりますことから、苦しい治療を課されても、子供を授かることができる夫婦は、それほど多くないといっ

た現状がございます。また、不妊治療の後、妊娠しなかった場合の落胆は大変大きいものであると推測をされます。さらに、数回の治療によって妊娠しなかった場合、いつまで治療を続けるのか、治療を終了するのはいつかという決断をすることは、熱望している子供をあきらめるということであり、精神的苦悩はさらに大きなものになろうかと思われます。こうした精神的な負担に加え、1回の治療費は30万円から高いところでは70万円程度であり、年に数回の治療による経済的負担は大きいものとなります。

こうした中、静岡県は平成16年度から特定不妊治療費補助金交付要綱を定め、助成を開始し、現在、1回15万円を上限に1年間に2回までの助成をしております。また、県の助成に加え、不妊治療費の助成をしている市町は平成22年度では18市町あり、不妊に悩む夫婦への経済的支援が実施されております。その内容は、上限額が1回5万円から全額補助といったように市町によってはさまざまな状況でございます。

さて、当町では、平成18年度から特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦に対し、総合的な少子化対策の一環として、不妊治療の経済的負担を軽減するため、吉田町特定不妊治療費助成金交付要綱を定め、県内7番目に助成を開始いたしました。数回の要綱改正を経て、現在、1夫婦につきまして1年間に10万円を上限に通算5年間、特定不妊治療費の助成を行っているところでございます。

この間、30組の夫婦に延べ43回、総額で約348万円を助成し、経済的支援を続けてまいりました。複数回の申請をされている夫婦も5組あり、経済的支援の一助になっているものと受けとめております。

不妊治療費助成につきましては、平成18年度から制度を創設し、適宜に改正をしてまいりましたが、今回の御質問を契機に吉田町特定不妊治療費助成金交付要綱の助成金額等の見直しを前向きに検討してまいりたいと思っています。

- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- **〇1番(佐藤正司君)** それでは、再質問します。

町長の施政方針の中で、すみれ保育園を23年度からプロジェクトチームを立ち上げて準備をしていくという中に、療育支援センター並びに子育て支援センターも入っているということで、これはぜひ療育支援センターについても、どういうふうになるのかなと、ちょっとイメージわきませんけれども、十分な検討をしていただきたいと思います。

それで町長、延長保育や一時保育、それから土曜保育、吉田町の保育に対して、非常に子育て支援を十分にやっているというようなと、こう書かれていますけれども、私、確かにやっているのは事実だと思うんです。

今、答弁あった中に、例えば日曜保育を見てみると、数字、先ほど言いましたけれども、19年ぐらいまではすごく利用が多かったのに、21年、22年になると、もう極端に減ってしまっているわけですよね。私、これは何か、何らかの要因があるんじゃないかと思うんです。利用しにくくはないよという答弁でしたけれども、私は利用しにくいから利用していないんではないかと思うんですよ。そこに何があるのかは、ちょっとわかりませんけれども、やはりデータを見れば、例えば19年だったら、9カ月にわたって19日間実施して20人が利用しているというのに、例えば21年なんかは1年で1日しかやらなかった。それは利用がなかったと言えばそれまでなんですけれども、やはりそこには何かの理由があって利用できなかった、利用できにくかったと私は思うんですけれども、なかったからいいよって済ませていいのか

なと私は思うので、私はもう一回よく調査をしていただきたいとこれは思います。答弁あれば。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員の御質問でございますけれども、うちのほうは態勢とすれば完璧 にオープン態勢をとっておりますので、要望があればすべて、それにこたえることができるようになっております。

議員が、回数が年々ごとに減っていると、利用しにくい状況があったのではないかと思われるのでしたら、利用しにくい状況について、議員、具体的にお話しいただければ、非常に我々にとってはありがたくなりますので、ぜひお話しください。

- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) では、私ももうちょっと調べてから、やはり態勢に何らかの、日曜保育をやっているところは近隣には多分ない中で吉田町がやっているというのは、いいことだと思うんですけれども、ある以上は、やはり使いやすい制度にしていくべきだと私は思って質問しているわけで、これは、今はあれで、調べます。
- ○議長(増田宏胤君) いいですか。答弁もらいますか。
- ○1番(佐藤正司君) どうぞしてください。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 議員、常日ごろ、私や、また課長が申し上げていることでございますけれども、そのような発言をする場合には必ず裏づけをもってお話をしてもらいたいと。単に思いつきでもってお話しされることは、議員のいわば議員活動に対する、ある意味においては、まともにやっているのかどうかという憶測すらも生じかねないと思われますので、議員というものは、この町の最高意思決定機関である議会の構成員でございますので、ぜひとも発言をされる場合は裏づけをもってお話をしていただきたいと、こんなふうに思っております。よろしくお願いします。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) 確かな確証をもって、それではお話しするようにします。今、憶測で言ってもしようがないですから、それはきちんと調べて言いたいと思います。私は、やはり何らかの理由があってこうなっていると思っているもので、それは調べます。調べた上でお話しします。

それでは、延長保育についてですけれども、延長保育は、データをもらうと、朝の延長保育、それから夕方の延長保育、朝8時15分前と4時15分以降です。だから、その両方を合わせた延長保育というのが実施されているわけで、これは申し込んでしてもらうというシステムになっているわけですけれども、その実情、50.5%が延長保育をしているというデータを出してもらっているんですけれども、これは多分、当然申し込んでやっているということだと思うので、だから8時15分以降、4時15分までにお迎えに行かれる方が約50%いるということで、この数字がどう分析するかということは難しいと思うんですけれども、それだけ祖父や祖母、それから近隣、家族の協力があってその時間内で何とかやっているけれども、それ以外の50.5%の方は、やはり先ほど町長が言ったように共働きが多くなっているし、多様な働き方になっているわけですから、大変、私、これは苦労をしていると思うんですよ。遅くまで5時までとか5時半まで働いて、それからお迎え行って、うちで子供の世話をすると

いうような状況になるわけですから、こいう状況というのは、実際データの上では出ている わけで、この数字が吉田町の場合、それだけおじいさん、おばあさんがいて助かっているの かなというふうに思います。

私のほうのアンケートの中に、働いている親が大変苦労して保育園に預けながら働いているわけですから、やはりそういう親を職員は応援する立場で、いろいろ送り迎えのときなんかの接触には、子供の様子とかを、言葉を働きかけるとかという、そういう姿勢をもって私は保育士の方たちは接してほしいという思いがあるんです。というのは、やはり、また確証を持ってと言われるかもしれませんけれども、周りの声を聞くと、名前を出して言うということもなかなかできませんけれども、早く迎えに来てとか、休ませてとか、そういうちょっとしたことが大変負担になるというような声があるんですよ。送り迎えしている親の中には。ですから、私はぜひ、保育士さんの方も一生懸命やっているのはわかりますけれども、やはりそれ以上に、働きながら、子供を預けながら働いている親というのは大変な思いをしているわけですから、そこは温かくぜひ見て接してもらうような指導を、職員の教育という面でしていただきたいと思います。

ちょっと、これは職員を責めるような言い方になって申しわけないんですけれども、事実 そういうふうに感じている親からの声が、私のほうへ入ってくるわけですから、これは具体 的にだれがどうというところまでは言えませんけれども、そういう職員の姿勢をぜひ、町長 がよく言う、職員の役場の仕事はサービス業というようなことを言われますけれども、そう いう温かい目で私は応援していただきたいということで、今回こういう項目を取り上げまし た。なので、働く母親の子育て応援の姿勢が徹底されているかというのは、職員の姿勢がと いう意味でありまして、ちょっと具体的に書かなかったからわかりにくかったと思うんです けれども、ぜひ、そういう姿勢を管理者のほうは、そういう研修会を当然持っているとは思 うんですけれども、当然そういう研修はしていると思うんですけれども、一言一言で傷つく ような場合があるわけですから、そこはぜひ、そういう指導をしていただきたいと思います。 それから、一つ質問しますけれども、これもよく耳にする話で、確証をと言われるとまた 個人のプライバシーのことも入るもので、なかなかはっきりとだれがとは言えないんですけ れども、年度当初から入る人は問題ないと思うんですけれども、年度途中で保育園に入れて ほしいよといった場合、いっぱいだから入れないといって断られているというようなことも 聞くんですよ。実際、何とかしている、何とかほかを探してやっているというケースが私は 聞くんですけれども、こういうケース、例えば断ったケース、22年度で満杯だからちょっと 無理ですというんで断ったケースというのは何件かあるんですか。

- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) 保育園の入所のお申し込みにつきましては、社会福祉課の窓口のほうで実際に行っておりますが、年度途中で入所を断るということは、事例は、私の把握している中ではございません。

ただ、入所の要件、保育に欠けると、御両親が、おばあさんが職務についていないとか、 そうした中で保育の欠けるという要件でお断りをするというケースはございますが、そうし たものがすべて要件を備えているという中で、入所をお断りするという事例はございません。 以上です。

〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。

○1番(佐藤正司君) これも、やはり町長言われるんですけれども、確証をと言われると、なかなか個人の名前が出てくるので難しいんですけれども、私は聞いているんですよね、本当に。何かちょっとずれていますよね、どこかが。現に入らなくて、自分で預かってくれるところを探して、月5万円で預けていますよという人いるんですよ。だから、そのときの保育園の条件は私わかりませんけれども、いっぱいだから入れないと断られて、自分が何とか探して預けて今働いているという人がいるんですよね。何かちょっと、そういう方はほかにも多分いると思います。

それでは、こういうことを聞いていいですか。例えば来たときに、ママハートなり大井川なり、どこかほかの、新しく今度、中央小の前にできましたよね、ああいったところを紹介しているケースはありますか。そちらはどうですかと。

- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) 保育に欠ける要件等、そうしたものが備わっていない方について、ほかの今おっしゃいましたママハート等に、あるいは低年齢児、本当に0歳以下の方、そうした方の保育を望むというような場合には、そうした保育所を紹介する事例はございます。
- ○1番(佐藤正司君) ありましたかと聞いている。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** あります、はい。というのは、今申し上げましたとおり、保育に欠けているという要件を満たさない方についての場合でございます。 以上です。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) 紹介されている方は、今、欠けている人は紹介している。欠けていなくて、いっぱいだから入れなくて紹介している人はありますかと聞いているんです。そういうケースはありますか。
- ○議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** そういうケースはございません。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) 吉田町の場合、今、5つの保育園と2つの幼稚園ということで、例えば今、全国的に問題になっているのは、待機児童が2万6,000とか3万とかと言われて、保育所をどんどんつくりましょうといって全国ではつくっているわけですよ。都会のほうが主だと思うんですけれども。吉田町の場合は、これから子どもが減るかもしれないということで一つ減らしますけれども、ちょっと逆行しているのかなと私は思うんですけれども。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 先ほどから議員のお話を聞いておりますと、どうも、いささかちょっと認識に欠けている面があるのではないかと、こんなふうに思っています。担当課長がお話ししたことですけれども、まず、うちの場合は保育所への預かり要件というのがございますよね。保育の預かり要件。それにいわゆる合致する方は、基本的にはすべて受け入れております。というのは、基本的には待機児童はいないということです。

もう1点、受け入れの要件をたがえた者、ありますよね。うちの受け入れる要件には満た さない者、ありますね。こういう場合には当然のことながら、うちで受け入れるわけにはで きませんので、その方には適宜、そのような要件を満たすところをご紹介するということを やってあると思います。

ただ問題は、議員がおっしゃるところが、そういう形式的要件の問題ではなくて、その保護者の方と担当の方との話し合いの中で、例えば、その保護者の方に対して、うちの担当の職員が話した言葉がちょっと冷たく響いたとか、そういうようなことはあろうかと思います。それについては、当然のことながら、サービスに携わる人間でございますので、そういうふうなことについては、適切に温かい言葉でお話しするようにということは職員教育で今後ともやっていかなければならないと思っておりますけれども、議員、重ねてお願いいたします。要件を満たす場合は、うちはすべて受け入れておりますので、議員の話を聞いておると、どこか底意地の悪い質問をしておりますので、その辺については、ぜひとも議員の品位に欠けると思いますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) 保育園の問題について、ぜひ私、預けているお母さん方の声をぜひ聞いていただきたいと思うし、それから、入れなかったというのは実際私、聞いているわけですからね。そこは、それは名前を出すとあれですから、それはもう一回きちんと私も、どこまで言っていいのかということも含めて、これはなかなか、大勢の親の中では、保育園に対する対応の仕方とかというのはいろいろあるようですので、そこはぜひ、また質問の仕方を考えます。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 議員に重ねて申し上げます。ここで、その方のお名前を話すということはプライバシーに問題があるとおっしゃられるようでございましたら、私が、ぜひその方を連れてきていただきたい。私のところで、その担当課の課長と職員と会わせ、その方についてお話し申し上げたいと思います。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) その方も、何とか自分でしているわけですから、それはそれで。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員が、現実にこの議場という場において、一般質問という議員に与えられた特権でもって、そのようなことを話された場合、当然うちが態勢として不備があったということになりますので、不備がないと申しているわけですから、当然のことながら、そのケースについては、ぜひとも明らかにしてもらいたいと、こんなふうに思っています。
- ○議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- **○1番(佐藤正司君)** はい、では、わかりました。そういう方がいるんだけれども、町長のところへ、その人が行くかどうかということは、私は一緒に行きましょうとは言ってみますけれども、それはそれで話は私してみます。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) もし、その当該の方が、私のところにおいでにならなかった場合、議員、つぶさにその方のケースについてお聞き取りをした上で、ぜひともそれについてペーパーにして私のほうに出していただきたいと。私のほうで、担当の課並びに職員に、そのような事実があったかどうかについて調べた上で、議場でもって明らかにします。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) はい、では私のほうで調査します。町長にお話しします。

[「ペーパーを出す」の声あり]

○1番(佐藤正司君) はい、わかりました。ペーパー出します。

それから、ちょっと質問を変えます。町長、この方針のほうで、預かる子を早めていくということで少し1カ月早めました。それで、これから順次早めていくということのようで、これは大変困っている方にとっては、いいことになっていくのかと私は思います。

それから、こういう子育で支援に対して私、ほかの市町の様子を聞くと、やはり吉田は吉田でいいところはあるんですけれども、ほかの町ではもっといいことをやっているわけで、私、そういうものに対してはやはり、具体的に言うと、例えば牧之原では週1回、保育園の園庭を開放して午前中2時間ぐらい、普通のお母さんが子どもを連れて一緒に保育園に来て遊んでいくよと、そういうこともやっていたりということで、園庭保育とか開放保育とかと言っていると思うんですけれども、そういうこともやっています。

それから、これは保育園とは直接関係ありませんけれども、島田市などでは育児サポーターというのを取り入れて、そういう、産後4カ月まではサポーターを派遣する、4カ月まで20時間までは応援をするという、アンケートにも書かれていましたけれども、そういう制度もやっていますよと、そういうのありがたいですよという声もあるわけで、他の市町でいいこともやっているわけですから、そういうこともぜひ職員の人たちもやはり知恵を出して、町民の要望というのをもうちょっと、お金もかからないでもやれることというのはあると思うんで。ありますか。

- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** 先ほどお話の中で出ました保育園の園庭開放につきましては、 吉田町でも実施をしておるところでございます。

それから、保護者に保育園の実情を理解していただくというようなことで、本年度からさくら保育園のほうで、保育参加というような形で、実際に保護者の方に保育の現場でお手伝いをいただいて、そういう中で保育園の先生方の実情とか子供さんの顔とか、そうしたものを、表情も、保育園の中の顔と、そうしたものを理解していただくように、そうした事業も実施をしておるというところでございます。

- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- ○1番(佐藤正司君) すみません、私の調査不足で。22年度からやっているんですか。さくらだけですか。
- ○議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** ただいま申し上げました保育参加につきましては、22年度から。
- 〇1番(佐藤正司君) 園庭開放は。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** 園庭開放は従来から実施をしております。
- ○1番(佐藤正司君) どこの、曜日を決めてやっているんですか。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** はい、ちょっと今、その詳細なあれは持っておりませんが。
- **〇1番(佐藤正司君)** それはちょっと私の調査不足で、申しわけないです。そういうことも、 ぜひやっていただきたいと思います。

時間ももうありませんので、医療費の問題については、私、たしかどこかの決算か何かの 質疑の中で言ったと思うんですけれども、同じ答えだったと思います。これは、長泉町では たしか現物支給で、給付だけでやっているということと、費用が350万と言いましたけれども、そんなかかるのかなと私は思いますけれども、計算してそうなったということであれば、そうだと思いますけれども、やはりこのことについては、要望としてアンケートの中にも五、六件書いてありますし、そういうところが、それはできないというのであれば、しっかりわかりやすい説明を、そうしない、できない理由というのをすべきだと私は思います。

それから、最後に不妊治療のことについては、見直してということですけれども、ほかのところは、10万円が年に2回だったと思うんですけれども、吉田町は年1回ですよね。たしかそうですよね。島田市の場合は全額補助をしているというところもあるわけですから、私はそこまではやってもらえばありがたいと思いますけれども、少なくとも焼津、藤枝のように、年1回を年2回にするということは可能でしょうか。ちょっとそこだけ確認して。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 前向きに検討すると申し上げておりますので、そのいわゆる結果につきましては、いずれ明らかになると思いますので。
- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- **〇1番(佐藤正司君)** ぜひ、前向きに検討していただいて、変えていただくようにお願いして、質問を終わります。
 - 一つだけ、調べてちゃんとペーパー出しますから。
- ○議長(増田宏胤君) 以上で、1番、佐藤正司君の一般質問が終わりました。

◇ 大 塚 邦 子 君

○議長(増田宏胤君) 続きまして、9番、大塚邦子君。

〔9番 大塚邦子君登壇〕

○9番(大塚邦子君) 9番、大塚邦子です。

質問に入る前に、過日11日に東北・関東地方を襲いました国内最大級の巨大地震、東日本 大震災で犠牲になられた方々に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げます。また、被災され ました方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。そして、今なお行方がわからな い方々が一刻も早く家族のもとに帰ることができますことをお祈り申し上げます。

大津波が堤防を乗り越え、また河川を上り、民家や工場、田畑を襲う、この世のものと思えない惨状を目の当たりにして、だれもが自然の猛威に青ざめ、言葉を失いました。一日も早く被災地並びに被災者の皆様の生活が正常に戻ることができるよう切に祈るとともに、国民の一人として協力を惜しまない思いを強くいたしております。

さて、本題に戻りたいと思います。任期最後になります平成23年第1回吉田町議会定例会におきまして、事前に通告してありますとおり、重度心身障害者の支援は並びに治水計画について町長にお伺いいたします。

まず初めに、重度心身障害者の支援についてお伺いいたします。

我が町では、障害を持たれている方々が住みなれた地域で自立して生活していくため、施設の建設など環境整備を望む町民の長年の要望にこたえて、昨年10月1日に総合障害者自立支援施設あつまリーナが開所いたしました。開所から5カ月余が経過した現在、施設は指定

管理者の社会福祉法人牧ノ原やまばと学園により、安全で安心できる管理運営がなされている、また就労継続支援事業でパンの製造販売を始めたとの報告を町長からいただきました。さらに、本年4月から就労移行支援事業を実施することが、3月議会初日の施政方針で示されました。私は、このような障害者福祉施策の前進は、障害を持たれている方々の自立に向けての前進であるととらえ、高く評価をするものでございます。

しかしながら、一方で重度の障害を持つ方々は、住みなれた地域で自立して生活したいと 思っても、地域で受け入れる体制、環境整備がおくれているのではないかと考えます。

そこで、以下のことについて町長にお伺いします。

- 1、あつまリーナでの療養介護の実施について。
- 2、在宅障害者への福祉事業のさらなる向上策について。

次に、治水計画についてお伺いいたします。

問屋川水系の排水計画を策定するための予算が、平成23年度一般会計当初予算に盛り込まれました。このことについて、町長は新年度に向けての施政方針の中で、台風や集中豪雨による河川のはんらんを防ぐ治水対策について、我が町においても中小河川のはんらんが以前に比べ多くなったと感じておられ、また予測困難な突発で局地的なゲリラ豪雨でも河川のはんらんが起きていることからも、このような河川のはんらんによる被害を根本的に解消するためには、吉田町全域の治水計画の策定が急務であるとの考え方を示されました。そして、その治水計画に基づき、河川のはんらんを防ぐ整備計画を策定し、災害に強く、町民が安心して暮らせる生活基盤の整備を図っていくとの決意を表明されました。このことは、大雨のたびに不安を抱く、また被害を受ける地域の住民の皆様にとっては、待ちに待ったとも言える政策であり、大変期待をするものでございます。

その第1番目となる問屋川水系の排水計画が予算化されたことは、地域住民として大変歓迎をするところであります。そこで、我が町の治水計画が今後どのように進められていくのか、以下の点についてお伺いいたします。

- 1、問屋川水系排水整備計画の基本的な考え方並びに事業規模は。
- 2、吉田町治水計画の概要は。

以上が、私の一般質問の要旨です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(増田宏胤君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

〇町長(田村典彦君) 重度心身障害者の支援はの御質問のうち、1点目のあつまリーナでの 療養介護の実施についてお答えします。

御存じのとおり、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業のうち、指定療養介護事業所の設備基準は、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室、その他運営上必要な設備を備えなければならないとされており、また管理者は医師でなければならないとされております。あつまリーナは、指定療養介護事業所の設備基準を満たす設備等を備えた施設ではございませんので、療養介護事業の実施は不可能でございます。

次に、2点目の在宅障害者への福祉事業のさらなる向上策についてお答えします。

障害者自立支援法は平成17年10月に成立し、平成18年4月に一部、10月に全面施行されま

した。このことにより、障害のある方へのサービスは基本的な住民サービスと考えられるようになり、町が福祉サービスの提供に関する事務を一元的に行い、障害の種類によって異なっていた各種福祉サービスを、障害の種類を超えて提供できるようになりました。また、サービスの体系を施設入所から3つのサービスと夜間のサービスに分け、施設から地域に移行し、日中サービスの内容を選択できるようになりました。

平成19年度から平成22年12月までの町の心身障害者自立支援事業費のうち、扶助費の推移からも明らかでございます。居宅介護給付費では、平成22年度4月から12月までの給付費は813万円余で、平成19年度の617万円余と比較しますと約32%の増、短期入所介護給付費では、平成22年度4月から12月までの給付費は340万円余で、平成19年度の212万円余と比較しますと約60%の増となっており、家庭や地域の中で、その人らしい生活が送れるサービスが提供され、障害者に対する支援ができていると考えられます。

また、就労継続支援給付費では、平成22年度4月から12月までの給付費は4,466万円余で、 平成19年度の61万円余と比較しますと73倍強となっており、通常の事業所で働くことが困難 な方に就労の機会が拡大したことや、心身障害者小規模作業所から障害者自立支援法に基づ く指定障害福祉サービス事業所への移行が進んできたことがわかります。

就労継続支援A型事業所への申請による給付決定者数は10人でございます。また、就労継続支援B型事業所への申請による支給決定者数は41人でございます。

当町では、さくら授産所が、平成21年4月から障害福祉サービス事業所としてさくら作業所となり、平成22年10月からは、あつまリーナの施設内でワークセンターさくらを就労継続支援B型事業所として牧ノ原やまばと学園により運営され、また町内及び牧之原市に就労継続支援A型事業所も開設され、就労の機会が広がってきております。

今後は、さらに障害者がもっと働ける社会へと取り組み、働く意欲と能力のある障害者が 企業等で働けるよう、行政側から支援してまいりたいと考えております。

また、あつまリーナでは、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスとして、昨年10月から生活介護事業を実施しております。常に介護が必要な方に、排泄や食事の介護を提供する生活介護事業では、年齢18歳から63歳までの19人の方が登録をされております。障害程度区分の内訳は、区分5が6人、区分6が4人で、おおむね半数を占め、平均障害程度区分4・3の方が仲間とともに社会生活を営んでいくために必要なさまざまな知識と経験を身につけております。さらに障害のある方が、その持つ能力及び適性に応じ、自立した日常生活、または社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に即して効率的かつ効果的に対応することにより、障害のある方の福祉の増進を図ることを目的に、吉田町地域生活支援事業を実施しております。

地域生活支援事業には、相談支援事業のほか6種類があり、障害のある方の日常生活の便 宜が図られております。中でも日常生活用具給付事業では、日常生活上の便宜を図るための 用具で、安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの、また日常生活上の困難 を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するもの、そして専門的な知識や技術を要するも ので日常生活品として一般的に普及していないものとし、次の6種類の用具が給付、または 貸与をされております。特殊ベッド、訓練いすなどの介護訓練支援用具、聴覚障害者用屋内 信号装置などの自立生活支援用具、電気式たん吸引器、ネブライザーなどの在宅療養等支援 用具、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読み上げ装置などの情報意思疎通支 援用具、ストーマ装置、紙おむつなどの排泄管理支援用具、住宅改修などの居宅生活動作補助用具でございます。

このような充実したサービスに加え、他の近隣市町に先駆け、給付対象品目に平成22年度には聴覚障害の方に人工内耳用の電池を加え、平成23年度予算案では人口内耳用音声信号処理装置について追加をお願いしております。

今後も、地域で暮らす障害のある方の個々の自己選択、自己決定の実現のため、在宅障害 者福祉施策のさらなる向上に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、治水計画についてお答えします。

問屋川都市下水道の整備につきましては、昭和51年9月に静岡県知事の事業認可を受け、 榛南広域都市計画下水道事業として整備を進めてまいりました。昭和51年に川尻浜河原平島 線上流から着手をし、県道焼津榛原線までの延長994メートルについて整備を行いました。 その後、昭和60年から、その上流部、横手橋手前までの延長620メートルについて整備を完 了しております。

整備の際の水利計算書によりますと、降雨強度は御前崎観測所7年確率を採用し、流出係数0.5として流下能力を算定し、上幅6.1メートル、底幅4.5メートル、高さ2.0メートルの計画断面として下流部を決定しております。

整備後の雨水排水につきましては、比較的安定をしておりましたが、平成16年には台風により問屋川が溢水し、道路冠水や住宅の浸水被害などが生じました。その後も川尻地区では、問屋川の増水による流入水路の排水浮揚と考えられる湛水箇所が増えていると感じております。

1点目の問屋川水系配水設備の基本的な考え方並びに事業規模はについてお答えします。 問屋川都市下水道につきましては、認可されてから既に35年が経過をしております。この 間、当町の人口増加に伴って都市化が進み、田畑の減少、養鰻池の宅地化が進んだことなど により、排水区域内の土地利用状況に変化が生じております。したがいまして、これらの状 況変化に伴う排水区域の見直しを含め始め、排水区域内の流出係数の精査、流出量の再検討、 さらには近年の降雨状況が短期集中の傾向にあることから、降雨強度式の見直しが必要と考 えております。

また、問屋川だけではなく、流出先の大幡川の水位、最終放流先の海の潮位も、自然流下による排水には影響も大きいため、これらも考慮し、排水整備計画を策定してまいりたいと考えております。

事業規模につきましては、今回の調査結果に基づき、全体像が構築される中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の吉田町治水計画の概要はについてお答えします。

災害に強く、町民の皆さんが安心して暮らせるよう、町の全域における治水計画の策定を 急がなければなりませんが、財政的なことも勘案して順次、水系別に排水計画を策定してま いりたいと考えております。まず、川尻地区の問屋川水系の排水計画を策定して、住吉地区、 片岡地区にまたがります稲荷川水系を初めとして、準用河川であります西の宮川など溢水し ている水系から順次、策定をしてまいりたいと考えております。

なお、住吉川水系につきましては、平成17年度に治水計画を策定し、その計画に基づいて 今回、榛南幹線と一体的に住吉排水路を整備する事業を進めておりますことをお話し申し上 げたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- **〇9番(大塚邦子君)** 2点について御答弁をいただきまして、ありがとうございました。再 質問のほうに何点かありますので、お伺いをしていきたいと思います。

初めに、あつまリーナでの療養介護の実施については、これはできないという御答弁をいただきました。法的なことにより要件を満たしていないので、あつまリーナでの療養介護はできない、そういうことで課長、よろしいでしょうか。

- ○議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) ただいま御質問の内容でございますが、町長の答弁のとおり、 医療法に規定される病院として必要とされる設備でというようなことで、これは病院でない とできないというような福祉事業サービスということになりますので、そういう認識でおり ます。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 障害者自立支援法というのがございまして、そのなかで療養介護に関しては、「医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話の供与をいい」という法律がございます。第5条の5項でございます。

近隣の事例でいいますと、生活介護を行っておられる施設でもって、県の委託を受けて療養介護を行っているという事例がございますけれども、この場合はどういうふうに解釈をすればよろしいのでしょうか。病院ではございませんが。お願いします。

- ○議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) 県内で療養介護の事業所でございますが、県内で障害福祉サービス事業所、3月1日現在、全部で660事業所がございますが、その中の県内療養介護事業所につきましては6施設というようなことを聞いております。

具体的に申し上げますと、富士宮市にあります静岡富士病院、それから伊豆の国市にあります伊豆医療福祉センター、静岡市にあります静岡てんかん・神経医療センター、それから同じく静岡にありますつばさ静岡、それから浜松市にあります聖隷おおぞら療育センター、同じく浜松にあります天竜病院、この6施設というように聞いております。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 県内では6施設しかないということで、大変、重症の心身障害者の皆さんで医療ケアを必要とされている方が、デイサービスを利用できないという状況があるんですけれども、県といたしまして、そうしたところを柔軟に対処するということで、何か聞くところによりますと、県が委託事業ということで施設のほうにおかれましては実施ができる、そこに看護師、それからベッドを用意すれば、ケースに応じては対応していただけるということも聞いておりますが、そこは担当課としてどのような認識をお持ちでしょうか。
- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** 療養介護の実施ということで、その受け皿として県の委託を

受けて実施をしておるところもあるということでございますが、当課として、そのあたりの 内容については掌握をしておりません。

以上です。

- O議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) あつまリーナが多くの皆さんの御要望によって建設が決まり、整備が進められているという中で、そういう障害をお持ちの方々及び家族の方々にどのような説明をされてきたのでしょうか。あつまリーナの通所に関して、医療ケアが必要な障害者の方や家族には、どのような説明をされてきたのでしょうか。課長、お願いいたします。
- **〇議長(増田宏胤君)** 社会福祉課長、水野辰明君。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** あつまリーナの建設に当たりましては、平成20年度から関係の皆様方に御説明をしてまいりました。

まず一つは、藤枝特別支援学校PTAの地区懇談会、そうしたもの、それから障害福祉推進委員会の中、それから関係各団体を集めました基本設計説明会、こうしたものを実施しておりまして、そうした中であつまリーナの建設計画につきまして説明をしてきたところでございます。

この自立支援施設の中にどのようなサービスを実施していくかという内容につきましても、 皆様方の御意見を伺いながら、こうした各サービスの内容を取り決めをして、建設に至った というようなことでございます。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 課長にお伺いいたしますけれども、そのときに医療ケアはやりませんと、医療ケアの事業実施はしませんということは、はっきりしていたのでしょうか。生活介護の中でお話が、生活介護ができることは大変喜ばしいことで、当該の皆さんたちの御努力、運動の成果で、役場もそれを受けとめてくださいまして、生活介護の実施もできることになりまして、大変皆さん喜んでおられましたけれども、そのときに医療ケアのものはできないという説明は、はっきりとされていたのでしょうか。
- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) それこそ、この自立支援施設のサービス提供の内容としまして、生活介護、それから就労B型、地域活動支援センター、障害児放課後児童クラブというような内容を御説明したというものでございます。これにつきまして、生活介護という内容で説明をしたというように伺っておりますので、医療等のものにつきましては、生活介護のサービスの中でできる範囲というような内容で、説明をしたというような認識でおります。以上です。
- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 今の課長の説明ですと、生活介護の中でできる医療ケアを行っていくということをおっしゃられたということで、生活介護を受け入れる中で、医療ケア、では、そこはできることもあるというふうに受けとめた方もいらっしゃるんでしょうか。今の課長の発言ですと、生活介護の中でできる医療ケアはやっていきましょうということですか。もう一遍、その辺をお聞かせいただけますか。できることとできないことがあるということで、それは先ほど病院でないとできないと言ったことと、ちょっと整合がとれないんですけれど

も、大変、この施設の中で、ここに通えるのではないかという期待をずっと持っていらっしゃった皆さんがおられて、結果として療養ケアはやらないということになったので、その辺の最初の説明がどうだったのかというところについて、再度お伺いしたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) 説明をする中で、生活介護についての説明をしたということでありますので、その範囲の内容で御理解をいただいたというような認識でおります。

ただ、詳細の説明につきましては、当時、私は担当しておりませんので、その辺の対応について詳細はちょっと申し上げられませんが、あくまで生活介護の範囲の事業を行うというようなことで説明したというような認識をしております。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) わかりました。課長にお願いをしたいと思いますが、その生活介護で今、利用をされている方々がおられるわけですけれども、その皆さんの状況が、医療ケアが必要か必要でないか、多少、少なくともあるのかどうなのかというところの事例、その確認です。実際、生活介護で通われている方々は医療行為を必要とされていない方々ばかりかどうかというところを再度確認していただきたいのと同時に、先ほど私が申し上げました県の委託事業として、施設でも、今、牧ノ原やまばと学園さんが町の指定管理を受けて障害者総合福祉施設あつまリーナの事業をやっていただいておりますけれども、そこが県の委託事業として療養ケアができる、可能かどうかというところを調べていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) 現在、あつまリーナの中で生活介護を受けている方、先ほども町長の答弁でも申し上げましたが、障害程度区分が5の方、6の方という方がいますので、重度の方もいらっしゃるということでありますが、この方につきましても、例えば人工呼吸器等を装着されているというような方はおりません。そういうような重度な方は入っておられないということでございます。

それから、2点目の県の委託事業につきましては、改めて調査をしてみまして、そうした ものを十分に研究したいと思います。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 町長の最初の答弁にもございましたけれども、新年度の当初予算を拝見しましても、心身障害者の自立支援事業費、これが昨年、平成22年度と比較して約5,800万円の増額ということ、そして、地域生活支援事業も障害者のニーズに応じてきめ細かなサービスの提供ということで、これは障害者の福祉の向上の前向きな政策ということで、私は大変評価をするものでございます。

障害者に優しい町というのは、すべての人に優しい町ということになるので、これは吉田町にとっても、町民すべての皆さんにとっても大変よいことだというふうに考えておるところでございます。

さて、その医療ケアの必要のある方のサービスについては、かなり制限があるということで、住みなれた地域で、自宅でおられるということが家族にとって、24時間ケアということも含めまして大変な苦労があるということでございます。近隣に受け入れ施設が少ないとい

うこともございまして、こうした町内の重心の障害者の方、あるいは家族の方にどんなサービスを提供していく必要があるかというところを考えてみますと、ここは在宅ということになりますと、訪問介護、あるいは訪問看護ということになるかと思います。お母さんの支援ということになりますので、そうしたところで吉田町は訪問看護、デイケア、デイケアはちょっとあつまリーナでは今のところできないというところなんですけれども、訪問看護についてはヘルパー派遣になりますけれども、こうした実情はどんな、サービスの提供量というのはどのような状況になっておりますか。

- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- ○社会福祉課長(水野辰明君) ただいまの御質問の重度心身障害者の在宅支援の促進でございますが、このためにまず必要なものは、一つは訪問看護、それから居宅介護、こうした訪問系のサービスの充実というもの。もう1点では、訪問看護ステーションなど、そうしたところと連携をしました日中活動の場の拡充、そうしたものが必要であるというような認識でおります。こうした訪問看護の内容につきましては、町内でこの事業所がおりませんので、牧之原市の町内にありますので、牧之原市の事業所にこの事業を実施をしていただいているという現状でございます。

それから、居宅介護のヘルパーサービスの関係でございますが、町内の事業所の実施をしておるところでございますが、ちょっと事業量につきましては、ちょっと今資料ございませんが、こうしたものを充実させる必要があるというようなことを考えております。

特に、こうしたヘルパーの質の向上といいますか、そうしたものが町としても必要であるというような認識でおりまして、県のほうで実施をしております重度心身障害者を支援します人材の養成事業と、こうしたものに積極的に参加をさせるというようなことで、こうしたものを充実させるというようなことで考えております。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 県の研修に参加をするなど、ヘルパーの育成に力を入れるということで理解をいたしましたが、今、吉田町には障害者計画というものがございまして、数値目標、具体的な数値を盛り込みました障害者福祉計画第2期というのがあるかというふうに思います。この障害者計画のほうが23年度でもって終わるということで、これは見直しに入るということでお聞きをしております。ニーズの把握をどういうふうにやっていくのかというところがちょっとわかりませんけれども、あわせまして、その福祉計画の中で具体的な数値、必要な数値、それに対してはどういうふうに供給していくかというところであるかと思いますけれども、今、障害者福祉計画の中で、療養介護というのが利用人数がゼロということになっておりますね。22年度、23年度ゼロですね。

しかしながら、今回の当初予算を見ますと、予算の中にデイケア、療養介護の給付費が151万9,000円、これを入れていただくことができました。この辺のニーズの把握というのが適正にというか適切に行われていたのかなと少し思いますが、この当初ゼロというところで今回出てきたというところは、どんなふうにとらえたらよろしいでしょうか。

- 〇議長(増田宏胤君) 社会福祉課長、水野辰明君。
- **〇社会福祉課長(水野辰明君)** ただいまの御質問の吉田町障害福祉計画、21年度から23年度、第2期の計画でございます。その中で各種福祉サービス等につきまして、数値目標を掲げて

おります。

こうした数値目標にかかわらず、常時、窓口等でこうした需要が新たに発生をするというような場合につきましては、こうした計画を当然尊重しますが、必要な予算措置等はその場で判断して行っていきたいというように考えておりまして、平成23年度の当初予算につきましても、実際にこうした療養介護の必要があるというようなニーズが把握されましたので、そうした予算計上をさせていただいたという状況でございます。 以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 町長にお伺いしたいと思います。

在宅をされている重症心身障害者の方々の支援というのが、今、課長と私の質疑の中で、 実態はそういうことでございますけれども、一番、今やはり在宅、居宅で求められていると いうのがヘルパーさんの専門的知識、医療行為ができるという、看護師のOBであるとか、 そうした、これは看護師の資格がなくてもヘルパーの2級に加えて専門的な研修を受けて、 医療行為の知識を身につけるというところでも、それはヘルパーとして医療ケアができると いうようなことになっておると思います。

町として、こうしたニーズに合わせたサービスの確保という観点から、政策的にこうした 人材の確保、看護師のOBを確保するとか、ヘルパーの社協等、ヘルパーさんに研修の機会 を与えて、看護ができる、ケアができる人材を増やすというようなところを政策的に取り組 んでいってほしいと思うのですが、その点についてどのように町長考えておられるのか、ちょっとお考えをお聞きしておきたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 重度の障害をお持ちの方の療養をされている方の精神的な、また肉体的な負担というものは、非常に重いものがあると思っています。恐らく、我々が想像できないくらいのものがあると思っています。

具体的な実態については、詳しくまだ存じ上げておりませんけれども、具体的なことにつきまして、よく調べた上で、できることがあれば前向きに考えてまいりたいと思っております。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- **〇9番(大塚邦子君)** よろしくお願いいたします。

続きまして、治水計画についてお伺いをしていきたいと思います。

問屋川水系に関して言うと、35年経過をしている間に都市化が進みましたと、それから養鰻池も宅地化、工場化、倉庫化しましたというようなところで、その原因が少し答弁の中にございましたけれども、そもそも限られた時間の中で、ちょっと時間が押し迫る中で、おつお聞きをしておきたいと思いますが、あえて聞くのはあれですけれども、課長にお聞きしたいんですけれども、冠水するようになった原因って何なんですか。

- 〇議長(増田宏胤君) 都市建設課長、大石悦正君。
- ○都市建設課長(大石悦正君) さまざまな原因があると思いますが、一番多いのは、私が思っているのは、やはり今まで池だった、農地だったというところの中で宅地化が進んでいるのではないかなと考えています。そのために、流出係数といいまして、水の出る量なんですが、それが増えているのではないか、また到達時間について早まっているのではないかと考

えております。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 町のほうで都市計画及び土地利用が進められているんですけれども、 問屋川地域で冠水するようになった時期は、先ほどは過去の台風のあたりとあったんですけれども、私、ちょっとヒアリングというか地元に入りまして、いろいろ地元の方から聞いたら、問屋川流域で冠水するようになったというのは2006年ごろからというふうにおっしゃっているんですね。それまでは何とか冠水ということはなかったけれども、2006年ごろから冠水をしたと、今、写真も持ってまいりましたけれども、ということをお聞きしております。その点について、土地利用が進んでおる中で、どのような事業者に指導というか誘導をしているのかというところについて、一応お聞きしておきたいと思います。
- 〇議長(増田宏胤君) 都市建設課長、大石悦正君。
- ○都市建設課長(大石悦正君) 土地利用の誘導ですが、うちのほうでは3,000平米以上については開発行為、それから1,000平米以上につきましては、町にあります要綱で土地利用の指導要綱がございまして、その中で調整池等をつくっていただいているという状況でございます。
- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) ミニ開発がされる中で、たしかに吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱というのがございまして、事業者に課せられるというかお願いするようなこともあるんですけれども、この問題で、現実にはミニ開発が進んでいて、排水状態が必ずしも健全でないというようなところがあるというふうに考えておりますが、これに関しては、都市計画マスタープランの中で土地利用の誘導方針というのが出ておりまして、ここには中規模な宅地開発についての取り決めなどにより、良好な環境の住宅地としていくための適切な指導を進めますというふうに書いてございましたけれども、この点について、これから変えていくというような考えがあるんでしょうか。
- ○議長(増田宏胤君) 都市建設課長、大石悦正君。
- **〇都市建設課長(大石悦正君)** それこそ町のほうの指導要綱がございますので、それを見ながら、変えなければならないところにつきましては、その要項のほうの一部改正を今後考えていきたいと思っております。
- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 問屋川の水系排水整備計画というのが、これから進められていくということの説明の中で、町長の答弁の中にもありましたけれども、大幡川、あるいは海に注いでいく流末のところの構造的な問題、あるいは地形的な問題ってありますよね。大幡川に流入しにくいとか、高低差がなくて問屋川の水がうまく海にはけていかないという、そういう問題があるということは、先ほど考慮していきたいというような答弁がありましたです。どういう整備計画を、どういうふうにつくっていくのかというのはわからないんですよね。

今、そのコンサル、これから策定、事業の予算がついたら、そこは設計をしていくということでしたけれども、地域の住民にとっては、それがどういうものができてくるのかというのがちょっとわからないところが当然あると思うんですけれども、その中で構造的な問題というのがありまして、大体、問屋川というのは大幡川にうまく入っていかない、水圧の関係だったか水流の関係で、ともすると逆流をしてしまうという問題を抱えていたり、その勾配

の関係で海にうまく流入していかないという、そういう問題があるということは先ほどの答弁の中で、自然流下が、がうまくいくかどうかというのは、それも考慮していきたいというふうに答弁いただいたわけですけれども、そうなりますと、大分事業費のほうが、そこまで構造的にやっていくとなると、事業規模というのがものすごい大きくなっていってしまうような考えを持つものですけれども、その点について、どの程度の排水計画、整備計画を考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きをしておきたいと思います。

- ○議長(増田宏胤君) 都市建設課長、大石悦正君。
- ○都市建設課長(大石悦正君) 51年に事業認可をとったときに、当然、計画をもってあの断面、今の問屋川の断面をつくっているわけですよね。そういった中で、今、ここで見直しをするよという話の中で、どれだけのものになるかというのは、そんなに大きく、51年当時も7分の1確率といいまして、ある程度のもので計画しています。また、流出係数も全体を工業用地という形で、農地も池も含めて全部工業用地という形で考えて、流出係数を多くとっているというようなこともございまして、今回見直しをするよという話の中で、どういったものになるかというのは、私としては、その基本的な今ある問屋川については、そんないじる必要はないのではないかなと考えています。

今の、それこそ議員のほうから流出先の話がありました。流出先につきましては当然、潮 位の影響を今後受けるのではないかということも考えられますので、調査の中の一環として、 それも見てみたいと考えています。

以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 河川の整備ということになりますと、それは限界があるのかなという ふうにも感じるわけでございます。都市計画マスタープランの中には、河川の負担を軽減し、 排水の改善を図るため、遊水池、調整池等の確保を進めますということで載っておりますけ れども、こうした河川の整備だけでなく、今回の整備計画の中には、例えばビオトープとい いますか遊水池を、その土地を確保するとか、そういうところをぜひ発想の中には柔軟に入 れて、一つの方法だけではないよというところでやっていただきたいと思いますが、いかが でしょうか。
- 〇議長(増田宏胤君) 都市建設課長、大石悦正君。
- ○都市建設課長(大石悦正君) 排水方法につきましては、いろいろな方法がございます。そういった中で、今、調整池を設けてというのも一つの方法だと思います。また、ポンプで強制的にかい出すという話も一つの方法と思います。また、今、自然勾配でという話で私のほうは進んでいます。そういった中で、潮位の影響を受けるよという話の中で、どうしていったらいいかと、その辺はまた今後検討してまいりたいと思っております。
- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 最後に、町長にお聞きをしたいのでございますけれども、冠水によって実際被害を受けておられる方や、あとは、そこまでいかなくても大雨のたびにはらはらどきどきされている地域の住民の方いらっしゃいまして、町長は総合計画の後期基本計画の中にも上げておられますけれども、このたび治水計画を用意するということでございまして、ぜひ、町長は行政主導ではなく住民主導でやるんだよというような方針も示されておりますので、こうした河川の整備治水計画及び河川の排水整備計画については、地域の住民をぜひ

一緒に参加をして、つくり、いろいろな知恵もあると思いますので、では遊水池をつくって 自分たちで管理してみましょうとか、そういうような住民のパワーもいただけると思います ので、ぜひこうした整備計画を行政主導でやるということではなくて、地域の住民が参加し てやっていけるような、そんなことで整備計画をつくっていってほしいと思いますが、そん な点についてお考えをお聞きしておきたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 議員の御発言でございますけれども、基本的にこの治水計画とか道路 整備計画というものは、この町のいわば基本になるものでございます。確かに地域住民の皆 さんの御意見を当然お伺いしなければならないことでございますけれども、治水計画という、 まさに行政の根幹にかかわるような問題につきましては、基本的にやはり、地域の住民の御 意見はお伺いしなければなりませんけれども、行政主導でまいりたいと思っています。
- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) そうでございますか。きょうはちょっとお聞きをしなかったんですけれども、お聞きをする予定もないんですけれども、今後、治水計画を、先ほどの答弁ですと、住吉地域、片岡地域の稲荷川の問題もございまして、地域の住民の皆さんは、特別税を払ってでも排水の治水対策をしてほしいというような、切実な声も上がっております。その分、もしお金がないなら、私たちが負担をするわと、そういうふうに言ってくださる住民の方々もいらっしゃいますので、ぜひ住民が不安にならないように、住民と一緒になって治水の計画というのを進めていってほしいと、これはそう思っている方々も大勢私の後ろにおりますので、そうした方々にもお答えをもう一度お願いしたいと思います。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 例えば、23年度予算に計上しました榛南幹線のわきを行く、当初5,000万円、恐らく予算総額では2億5,000万ぐらいになると思いますけれども、それについては当然のことながら、地域住民の皆様からぜひともやってもらいたいという意見についてやっているわけでございまして、住民の皆さんの意見は個々に聞くよりも、やはり住民の皆さんの意見を集約して、行政主導でありたいと。

最終的に、これは何度も議会でお話ししていることでございますけれども、地域住民の皆さんのこの吉田町における、今、排水の計画を最終的に担保するものは強制排水機場しかございません。これは、一つの強制排水機場をつくるだけで70億かかりますので、それができれば地域住民の皆さんは一挙に、その問題から解放されるわけでございますけれども、これだけ巨額の、一つのいわば強制排水機場で70億と言われますので、国が35億、町が35億持たなければなりません。そういうものをつくらなければならないわけで、そこまでやりますと、この町の財政が破綻をしますので、でき得る限り、現在の時点で借金を減らしているのは、いつかそういうふうなことが可能になるような財政基盤というものを整備しておくというふうなこともありますので、それは基本的には地域住民の皆様の御意見を集約的にお聞きした上での、いわば計画でございますので、ぜひとも議員におかれましては、その辺を御理解いただければ嬉しく思っております。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) よろしくお願いしたいと思います。

町長のこれからの行政手腕で、ぜひ70億の排水機場の整備とまではいかなくとも、住民の

皆様が安心して暮らすことのできるように、治水計画を町長のリーダーシップで進めていただきたいと思います。町民はそれを、報告を待って応援していくというふうに申し上げまして一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(増田宏胤君) 以上で、9番、大塚邦子君の一般質問が終わりました。 ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

O議長(増田宏胤君) 休憩を閉じ、会議を再開します。 引き続き、一般質問を行います。

◇ 吉 永 滿 榮 君

〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。

[10番 吉永滿榮君登壇]

○10番(吉永滿榮君) 10番、吉永滿榮です。

けさ、議会が始まる冒頭、犠牲者に対する黙祷をさせていただきましたが、私は東北関東大震災、マグニチュード9.0、想定外の地震に対しまして、人ごとではないという認識をしております。実は、宮城県の南三陸町の志津川町の議長でございます後藤さんと申しますが、3年前、全国で町村会の役員としてお会いして以来、いろいろな形で交信を続け、ことし1月には電話でお話しして、新年の抱負を語ったばかりでございますけれども、いまだもって志津川地区、南三陸町ですけれども、1万人余の皆さん方の安否がわからないということで、日々心を痛めながらテレビを見ているわけですが、こうして全国から皆さん方のお見舞い、そして非常に全土からもこうして義援金等、お見舞いも始まったわけでございますけれども、一日も早い救援が終わりまして、この悲しい中で支え合って生活できるようになるようにお祈りをしたいと思います。

一般質問の要旨について説明させていただきます。

今定例会において、先に通告してあります質問事項によったとき、1、自治法の規定で北区自治会が指定管理者でありますコミュニティ・センター大幡会館のトイレくみ取り式は、なぜ改修されないか。また2として、町内の学校施設に低いコストで環境に配慮した夏の暑さ対策はどうかの2項目についてお尋ねしたいと思います。

まず、コミュニティ・センター大幡会館は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、 北区自治会が指定管理者として管理を指定され、公の施設として目的を達成するために、業 務の範囲の中で設置の運営に関する業務の3項目と、設置の管理に関する業務の2項目の業 務を年間10万円で委託されているのが現状でございます。管理運営が行われていますが、活 用方法に統一した理解が得られていないように、地域住民からの問題点が指摘されていると ころであります。 まず、自治体はこうした体制を維持するために当たり、条件を据え、整備するために、厳しい財政状況の中で多くの自治体は、公共施設がそれぞれの所管自治会に縦割りで管理され、全体でどれほどの住民が利用して、また稼働率や料金収入に比べてどのぐらいの経費がかかっているのか、今後の改善や建てかえは財政難でどこから調達するのかという経済的観点から、検討をされているだろうかということも思っています。

大幡会館は、施設があるから、利用者がいるから管理運営を行わざるを得ないが、経費の削減はしたいというレベルの意識ではないかと思います。現状のように思える原因は、住民の活動状況に応じて、年間の電気料だけでも委託料だけでは足りません。そのほかの諸経費は、自治会からの助成金で管理しているということも聞いていますが、公共施設として、指定管理者制度を単純に業務委託同様に扱い、経費削減の効果のみを主張し、利用者である住民には特にコミュニティ施設はサービスの低下が著しい面、適正な指定管理料のもとで安定した運用を行っていただき、責任と意欲を持った自治会役員によって、サービスの向上を図っていただけるように、行政から法定福利費等、必要な支援経費も管理者に加算していくことも重要な課題ではないでしょうか。

大幡会館は、町の発展と地域の都市化への先進的地域として、新旧住民のコミュニティづくり活動の拠点として愛され、青少年健全育成事業や神社の祭り事を通して、お互いを支え合う住民生活の一部であり、近年では自主防災への大きな役割も果たしています。さらに、大井川新橋はばたき橋の開通による車両関係の渋滞の変化が生じ、渋滞や交通事故への対策についても、大幡会館は弱体化しているコミュニティの環境づくりに重要な施設であると認識しています。こうした施設の修繕や改築においても、長期的な対策を考えるはずであります。住民の利用者から苦情が出ているようでは、施設の価値は半減しているように考えます。こうした状況のとき、先行投資で手を打てば、老朽化のスピードを抑えることもできるのではないでしょうか。行政、住民、指定管理者すべてが公共サービスを担う責任と覚悟を持って、襟を正して次の要求課題や問題点を検討して、生活環境の改善を明確にすべきときと考えますが、町長はいかが考えますか、3つの問題についてお伺いします。

- 1、以前、大幡会館のトイレ悪臭公害改修を質問した。合併浄化槽設置を含め、指定管理者と十分協議して方針を決めたという答弁でございましたけれども、年ごとにトイレ苦情が 続発している中で、管理者とどのような方針で協議したか、内容と改善できない理由は何か。
- 2、公共施設では、財政か公害か、どっちを優先するかの答えにつきましては、劣悪な環境改善が当然で、限定財源で早期解決を図るはわかりますが、トイレの神様感情で、トイレくみ取り式は女性には特に我慢はもう限界と怒り狂う状況です。指定管理者は、運営管理業務の範囲でトイレ悪臭対策に委託料で何をされたか、また行政の環境改善指導はどのようであったか。
- 3、会館は災害避難所やコミュニティづくりの拠点で、小・中学校生、住民の活動の場、 次年度、生活環境事業として町内学校トイレの改修方針も町長から提案されたことで、くみ 取り式トイレは生活基準外のもの。指定管理者と十分協議して、学校トイレの改善と同じレ ベルの検討で改修計画をしたいと思いますが、明確な答えをお願いしたいと思います。

2番目は、町内の学校に低コストで環境に配慮した夏の暑さ対策はどうかでございますけれども、1は、二酸化炭素(CO_2)排出対策による、ミスト(霧)散布装置で気化熱の吸収を利用して周辺の気温を下げるということで、校庭で運動中にも浴びて、熱中症予防や打

ち水効果を得る環境づくりについてはどうかということです。

2、グリーンカーテンは、教室の南側へネットを張りめぐらして、ゴーヤやヘチマなどつる性の植物で覆い、日差しを遮るほか、植物の出す水蒸気により、気化熱で室内の気温の上を抑える効果はどうかということです。児童・生徒に苗から育てていただいて、環境意識の高揚と体験学習効果も期待していると思います。

3は、窓ガラスにマジックミラーのような反射体を張ったり、窓際によしずを立てかけたり、小型のエアコンを設置したりして、 CO_2 排出量を抑え、費用をかけずに涼しくなる方法を模索することはどうかということについて質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(増田宏胤君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 法規定で北区が指定管理者である大幡会館のトイレポットン式はなぜ 改修されないのかの1点目の、以前、大幡会館のトイレ悪臭公害改修を質問した、合併浄化 槽設置を含め、指定管理者と十分協議して方針を決めたいと答弁、年ごとにトイレ苦情が続 発している中で管理者とどのような方針を協議したのか、内容と改修できない理由は何か、 2点目の、公共施設では財政か公害、どっちを優先かの答えは、劣悪な環境改善が当然で、 限定財源で早期解決を図るはわかるが、トイレの神様感情で、トイレポットン式は女性には 特に我慢も限界と怒り狂う状態です、指定管理者は運営管理業務の範囲でトイレ悪臭対策に 委託料で何をされたのか、行政の環境改修指導は、及び3点目の、会館は災害避難所やコミ ュニティづくりの拠点で、小・中学生、住民活動の場、次年度、生活環境整備事業として町 内学校トイレの改修方針も提案されたことで、ポットン式トイレは生活基準外のもの、指定 管理者と十分協議して、学校トイレの改修と同じレベルでの検討で改修計画を期待したいが、 明確な考えを伺いますについてお答えします。

大幡会館を指定管理制度のもとで管理するようになりましたのは、平成18年4月からでありますが、指定管理移行において、トイレの悪臭問題が提起されましたことから、洋式便座の設置を前提に指定管理者との間で改修の方策を協議いたしましたところ、洋式便座の設置では抜本的な解決策とはならないだろうとの結論となり、便座の改修は行わないことにし、他の方策を講じることといたしました。

その検討の際、指定管理者とともにトイレの実態を確認いたしましたが、当時のトイレは 長年の排泄物が便槽いっぱいに蓄積されておりました。指定管理者と町は、その蓄積された 排泄物が悪臭の原因であると考え、町の責任において、まず便槽を空にするようにくみ取り を行い、清掃を施すとともに、便槽内の臭気を外に排出するためのベンチレーターを正常に 作動させるように対処いたしました。この結果、悪臭が取り除かれましたので、他の方策を 講じなくとも、定期的にくみ取りと便槽の清掃を行うことで、その状態を維持できるものと 考え、指定管理者に定期的なくみ取りと便槽の清掃の実施をお願いした経過がございます。 以来、トイレの悪臭で町に苦情が寄せられることはなくなっておりましたので、町としまし ては、指定管理に移行することによって大幡会館がよりよく管理されるようになり、プラス の効果があったものと感じておるところでございます。

また、コミュニティ施設の一つである大幡会館につきましては、既存の施設機能を維持す

るための修繕を施すことにより、できる限り長く利用できるようにしたいと考えておりますが、大規模改修を行って延命措置を施すことは考えておりませんので、学校トイレの改修と同じレベルでのトイレ改修は考えてはおりません。

続きまして、町内の学校に低コストで環境に配慮した夏の暑さ対策はどうかの御質問につきましては、教育長から答弁をさせていただきます。

- 〇議長(増田宏胤君) 教育長、黒田和夫君。
- **〇教育長(黒田和夫君)** 町内の学校に低コストで環境に配慮した夏の暑さ対策はどうかについてお答えします。

平成22年の夏は、7月17日の梅雨明けから30度を超える猛暑日が何日も続き、各小・中学校児童・生徒の健康管理が懸念されておりました。学校現場では、この暑さ対策として、運動や屋外での活動は長時間にわたらないような配慮、適度な水分の補給、休憩時間の十分な確保、防止の着用や服装への配慮、さらに運動会では練習のときから児童・生徒用のテントを設置し、日陰を確保するなどを行ってまいりました。

文部科学省の学校保健安全法に基づく学校環境衛生の基準によれば、教室の温度は、冬季では10度以上、夏季では30度以下であることが望ましく、さらに最も望ましい温度は、冬季では18度から20度、夏季では25度から28度であるとされております。

毎年気象庁から出されているデータを見ますと、1990年代以降は、高温となる年が頻出しており、来年度以降もこの傾向が続くということが予想されております。このため、学校生活における健康管理と良好な教育環境を維持していくためには、教室内を適温に保つ環境の整備が必要であると考え、平成22年度予算で、吉田中学校の普通教室の空調を整備し、順次、各学校の普通教室への空調の整備を進めていく予定でございます。

1点目の学校におけるミスト散布装置の設置についてでありますが、これは水を人工的に霧として散布し、その気化熱の吸収により冷却効果を図ろうとするもので、気化熱の吸収により涼しく感じることは古くから多くの人が経験しており、打ち水も気化による熱吸収効果の一つでございます。2007年ごろからエコロジーが叫ばれるようになり、多くの企業や公共事業体でミスト散布の冷却を採用し始めており、東京都はミスト散布装置の設置に当たり、地方自治体としては初めて補助金を設けました。また、2008年8月24日、北京オリンピックの男子マラソンで走る選手への冷却のため、マラソンコースでミスト散布が行われたということも聞いております。

このミスト散布装置の効果として、屋外で周辺の気温を2度から3度下げるためのエネルギー消費は、家庭用のエアコンより低いと言われていますが、その値については諸説があるようです。現在でも、各大学、各企業でさまざまなフィールド実験が行われておりますが、特に屋外におけるミスト散布においては、散布の広さ、ノズルの配置、時期ごとの温度や湿度、風速など、さまざまな要因によって降下温度や電力消費量が変わってくると言われております。したがって、各公共施設などで設置するところが出つつありますが、現段階では学校におけるミスト散布装置の設置については、コストやその効果などが研究段階であることを勘案し、現状では設置することは考えておりません。

次に、2点目の緑のカーテンを学校へ設置することについてお答えします。

緑のカーテンとは、植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図るもので、夏季高温時において太陽光の遮断と断熱、そして植物の葉からの蒸散によ

る気化熱を利用して、建築物の温度上昇を抑えるとともに、植物の生態活動による大気中の 二酸化炭素の減少を図ろうとするものでございます。

緑のカーテンを設置する際の植物は、主につる系の植物で、比較的小規模な建物では支柱に絡ませたり、ネットにはわせたりして栽培する朝顔やゴーヤなどが用いられることが多く、大規模な建築物では外壁にはわせたり、外壁に直接植栽したりすることが多く、葉がよく茂り、高くはい登るつたなどの植物が多く使われています。栽培や観察といった理科的内容や、地球環境問題など総合学習での教育活動の一環として、緑のカーテンを設置する学校もございます。

しかし、緑のカーテンを設置する支柱や外壁の強度が不足していると、台風などで折れたり破損したりするおそれがあること、生育期間中は昆虫が多く集まり農薬を使用しなければならない場合もあること、光を遮断するため室内が暗くなり照明を必要とすること、2階以上に設置する場合は、管理が子供たちには危険であること、さらに定期的な水やりなどの管理が必要で、昨年の夏には緑のカーテンが枯れてしまったという問題も他県では出たと聞いております。

これらを総合的に判断しますと、緑のカーテン設置には一長一短がありますので、現状では設置を考えておりません。また、環境学習や体験学習については、別の形で現在も行われておりますので、引き続き推進していきたいと考えております。

次に、3点目のマジックミラーやよしずの設置など、CO₂排出を抑え、費用をかけずに 涼しくなる方法についてにお答えします。

マジックミラーは、入射した光の一部を反射し、一部を透過させるもので、夏季における 赤外線を遮断することで室内の高温化を抑える効果があるとされ、高層ビルなどではビル装 飾と省エネルギーなどの観点から利用されております。

しかし、冬季においても外からの赤外線を遮断しますので、部屋の暖房が必要となるとと もに、室内が暗くなるため照明が必要となり、鳥が激突するなどの弊害も生じているとの報 告もございます。

よしずについてですが、よしずは夏を中心に軒先などに立てかけ、日よけ、目隠し、虫よけなどに加えて、夏季における室内の高温を抑える効果があります。

しかし、よしずは1階部分には立てかけることができますが、2階以上の階への設置は危険と考えます。小・中学校の校舎は3階建て以上であり、設置するには校内では1階部分でないかと思います。また、よしずは長期間の使用に耐えるものではなくて、3年、4年と使うと朽ちてしまうもので、たびたびの交換が必要となります。このため、小規模の個人住宅には使い勝手はよいかもしれませんが、学校のような大規模な建物にはかえって扱いにくいものと思います。

小型のエアコンの設置につきましては、各種エアコンの能力はそれぞれ異なり、小型であれば省エネというわけではありませんので、普通教室へのエアコン設置は教室の大きさに合った能力の設備が最も効果的であると考えます。したがいまして、各学校の教室への空調設置につきましては、個々の教室の大きさ等を勘案しながら、計画的に進めてまいりたいと考えております。

なお、学校における省エネの推進は重要なことでありますので、子供たちへの環境教育の 推進とともに、引き続き、無駄な電力の消費や無駄な水の使用の抑制など、学校における省 エネ対策を進めてまいります。 以上であります。

- 〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。
- ○10番(吉永滿榮君) 大幡会館の指定管理者について、厳しい御答弁をいただいたということで非常に残念に思いますけれども、四十数年たった、吉田町でも一番古い施設であるというように認識しておりますけれども、先ほど言われたようにくみ取りの回数を増やしたり、あるいは清掃とベンチレーターの状況等を見ながらであるということは、当時の町内会長さんはやっておりました。消臭剤もたくさん入れまして、やったわけですけれども、やはり時期的に毎月やれるほどのくみ取りはないと思います。そういう中で、それが長期にわたってくみ取りを怠ると、現在の状況では、やはりにおいは公害になるというような認識をしております。

一般質問の内容で答弁をいただいて、これは延命策ではなく、しばらくのうちこうしていくという答えでございますけれども、まず大幡会館の公共施設としての住民の税金10万円で何をされたかということでございますけれども、10万円でできるものは、北区の10万円は大幡の電気料で終わってしまうというような形で、くみ取りや、あるいはその他の整備については、自治会から出しているという認識のもとにございますが、指定管理者の適正化という問題もあろうかと思いますけれども、各施設において指定管理者はどういう意味を持っているかということも考えていただきたいと思います。

指定管理者は、町民財産として一定の役割があります。業務の範囲については、評価も行う必要があろうかと思いますけれども、指定管理者には評価員から業務を受けて公共施設の管理運営について評価されることで、指定管理制度の最適化を、そうした評価システムを築けば、業務の運営、住民サービスの向上につながると私は思いますけれども、一定条件で自動的に毎年同じように、今回、では10万円、では神戸の集落センターは5万円というような形でやればいいと思うんですけれども、管理業務の、これは総務課だと思いますけれども、どのような形で指定管理者と相談、あるいは検討をされているか、伺いたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 毎年、年度契約をやっているわけでございますけれども、その点につきましては、自治会等ともお話はしてございます。この10万円というのは、以前にも指定管理者という名目ではなくても、地域活動費上限額、何かそういうような形で10万円を出している、以前からずっと金額は変わっていないということでございます。その年度契約内で自治会にお邪魔しても、そういう御意見はございますけれども、これはどこの指定管理者も、そのような形でやっていただいているということと、施設の使用料を取ってもいいよというような項目もございますので、そこの点は各指定管理者が考えるべきだと思いますので、その点は御理解をしていただいているというような感じで思っています。
- 〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。
- ○10番(吉永滿榮君) くみ取りを何回も行って苦情に対応するというような話でございますけれども、実際、今言われたように管理者と指定管理者が、指定管理者はそこに生活しているわけではありません。そこで会議をしているわけではございません。年何回来るかわかりませんけれども。使用しているのは大幡町内会の皆さんであります。その皆さん方がそういう気持ちを持っているということは、やはり指定管理者として、業務の範囲内でトイレの

問題については、責任の所在というのはどこにあるのかなと私は思うんですけれども、それ は町にあるのか、そういう公害対策に対する対応は、業務の範囲内でどこでやるんですか。 伺いたいと思います。

- **〇議長(増田宏胤君)** 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 今、町長の答弁にもございましたように、大規模な改修 というものについては、町ではやらないということで、それは地元の住民の方に、自治会が 考えるのか、町内会が考えるのかわかりませんけれども、直してもらうというようなことに なろうかと思います。

そもそも、先ほど申しましたように、大幡会館は町で建てかえる予定はございません。ですので、その指定管理者の範囲内の金額で維持修繕して、できるだけ延命するというようなことで、もし使えなくなるようなことがございましたら、もうこれは解体するというようなことで考えております。

- 〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。
- ○10番(吉永滿榮君) 今、課長の話ですと、使えなくなったらつぶせと言ったけれども、そういうことではなくて、やはり延命をしながら、住民のために我々も考えていきたいと思いますけれども、やはり指定管理者のほうでも、ぜひ住民の意向を酌んでいただいて、業務の範囲内で第3町内会の町内会長さんと連携のもと延命を図り、生活環境を維持してほしいと、こういう形で当局のほうからも御指導をいただけるようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 今言ったような延命措置はしますけれども、先ほど言いましたように大規模な修繕は、町のほうは行わないということでございます。

いきなりつぶすということではなくて、もう使用不可能だよというような形になればということでございます。そういったときには、やはり来年度、下片岡会館が建設するというようなことになっておりますけれども、そういった補助金制度もございますので、地域の皆さんと検討していただければなとは思っております。

- 〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。
- **〇10番(吉永滿榮君)** ありがとうございます。そういうことで、これから大幡会館についても、考えていかなければならないと思っておるところであります。

先ほど私が言った中で、評価委員制度というか審議委員会というか、指定管理者における、 やはりそういう制度を欲しいなと私は思うんですけれども、そういうことをどのように思わ れるか、やはり運営の向上策で、ただ係が話をするのか、多少制度でそういう審査員とか評 価員というようなものを置いていただいて、それを公表するということも必要だと思います けれども、いかがでしょうか。

- 〇議長(増田宏胤君) 総務課長、中村久義君。
- ○総務課長兼防災監(中村久義君) 今のところは考えておりませんけれども、勉強させていただきたいと思います。
- **〇10番(吉永滿榮君)** 今、当局は考えていないということですけれども、最近はやはり指定管理者がどこでも自治体は多くなったと思うんですけれども、そういう民間へ委託したものについて、ぜひ現状どうなっておるとか、利用率とか、あるいは何か業務の中で困ってい

ることがないとかと、そういう民間レベルで調査をしていただいて、それを公表いただければ、もっといいサービスにつながると、そんなふうに思っています。

町長のほうで、私が言いました中学と同じようなレベルで改善してほしいというのは、やはり学校においても、小学校の入学児童が今度新しく入学するのに、自分のうちは洋式の便所に入っていて、では、和式へ行ったときに、あそこの便器をまたげるかどうかという問題があって、子供らを特訓している家庭もあるというような話を聞いたわけですけれども、どうしても我慢をする、トイレに行くのを恥ずかしいから我慢をするとか、それで中学生ぐらいになると、今度は先にじゃーっと流しておいて同じ勢いでやってしまうとかと、そういう習慣が多くて、中学では3K、汚い、臭いという問題も出てきているわけですけれども、ここで、11日に、二、三日前かな、トイレとどう向き合うかといって村上八千代さんが、トイレ環境のコンサルタントの、これは見た人があろうかと思いますけれども、町長よく見ていってもらいたい。

この中に、出前授業をやっている先生がいるんですよ。学校あたりに行って。そうして聞 くと、トイレの問題でいじめに遭ったり、環境を害したとかいうようなことが書いてあるん ですけれども、ちょっと読んでみますと、出前授業で村上さんが感じたのは、子供たちが学 校で「うんこ」という言葉を発すること自体にタブー感を持っていること、過剰反応し、耳 をふさぐ子までいると。学校は子どもが生活をするところで、遊ぶ、食べる、学ぶ、排泄も 同じように人間として欠かせない行為なのに見下されているんだろうと。設備面も取り残さ れていると。家庭用トイレの9割は今現在洋式ですね、ほとんどもう。町長のうちは洋式か どうか、和式か、その辺もはっきりしてもらわないと困るわけですけれども、ほとんどが、 今までは洋式ですね。だから、家庭はもう洋式、学校は和式なんですね。それで、家庭は洋 式に家庭に変わっているということを御理解いただきたいと思いますが、小学校では、8割 ほどが全部和式でありますと。学校で初めて和式に出会う子供を、入学準備に和式の使い方 をマスターするのは必須なのでしょうと。出前授業では、流す前にうんこを見てと教えても、 立ったら自動的に流れてしまうと、これは洋式、今のは全部自動的に流れてしまいます。だ から、やはり自動的に便器のふたが開き、おしりを洗ってくれると。だけれども、便利さと 引きかえに子供が体の自然まで見失いかけているということで、和式については、やはり排 便の色とか健康状態がわかるわけですけれども、洋式については、すぐ流れたり、ふたが閉 じまってしまうというような状況でございますので、いいこともあるし悪いこともあるとい うことですが、やはり環境面でいくと、中学校も本当は水洗洋式に変わるんじゃないかと思 うんですけれども、今言われたように、そうなっている時代に大幡はそのまま延命措置をす るのは、お掃除をしながらベンチレーターを強力にして、消臭剤をたくさん使っていけとい うことは、どういうことなのかと私はもう一遍、町長にお伺いしたいと思いますが、いかが でしょうか。答えがありますでしょうか。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 何か答弁が、どういうことなのかと言われても、私も困ってしまうんですけれども、先ほどの学校現場におけるトイレの改修というものは、確かに何度も私、お話ししたことございますけれども、家庭環境と学校の生活環境が余りにもギャップが出てきてしまったわけですから、当然のことながら、子供がそれに対してさまざまな形での心的な抵抗をしているということはよくわかります。できる限り快適な環境をつくるために、まず

23年度は中学校の屋内体育館の改修から始めたいと。順次、皆様の反応を見ながら、小学校も含めて全面改修に入りたいと思っております。

ただ1点、確かに家庭と学校の生活環境のギャップ差を埋めるということで、快適な環境をつくるためにはトイレの改修というのは全面的にやることが望ましいことなんですけれども、議員御承知だと思いますけれども、阪神淡路大震災のとき、現実に子供さんがトイレで、いわば大便をすることができなくなってしまったという現象がございます。これは、非常に問題が生じておるのは、汚いものについてはすべて自分の目の外に置くというところがございまして、亡くなった方もそうでございますね。家で亡くなるということは基本的にはないと。家で子供さんがみとることもないと。そういう形で、いわば余り、この心理的な、いわば接点に関して、ちょっと見たくないよというものについては、なるべく日本人は排除してきたんですね。そういうところもあるものですから、具体的な状況が生じたとき、それに適応できないという、今度は非常に大きな問題が出てまいりました。現在でも東北関東大震災において、恐らくその点はクローズアップされてくると思いますけれども、やはりこれは、何でもかんでもやってしまうのがいいというわけではなく、それに対して、そういうこともあるんだと、自分の出した大便ぐらいはちゃんと見ろというのは、これはある意味においては、もう人間が生きていく上において大事なことでございますから、そういうことは、やはりそれ相応にちゃんと見つめなければならないと、こんなふうに思っています。

それで、大幡会館のトイレポットン式の問題ですけれども、これは先ほどもお話し申し上げましたけれども、基本的に大規模改修というのを施して延命をしませんよというのは、普通に言われる程度でできる形での延命は図りますけれども、それはいたしませんと。もしどうしてもとおっしゃるならば、それは例えば、下片岡会館の例等もございますけれども、住民の皆さんが積み立てをして、その後にいわば町が集会所等の公共施設として、そこに補助金を出すという形での公共施設、地域の集会所等の建設をしていただきたいと、こんなふうに思っておりますし、町もそういう形で整備要綱とかも制定してまいりますので、やはり公平的に扱う意味合いにおいても、トイレポットン式については、現在の時点においては、北区の皆様方で考えて、最終的に解決策を探っていただければよろしいのではないかと、私はそんなふうに思っております。

〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。

〇10番(吉永滿榮君) 町長の言われることは非常にわかりました。

私たちも、町の考えもあることでございますけれども、当分の間、その下片岡会館みたいな新しい会館をつくるには、やはり多少の長期的な考えでいかなければならないということでございますが、その間、2年、あるいは3年になるのか、そこの辺の問題を解決したいということで私は言っているわけでございまして、ぜひ町長もことしの防災訓練には我が大幡会館のトイレを使っていただいて排便をしていただきたいなと、こんなふうに思うわけですけれども、僕は、町長が今言いましたポットン式となぜ言わないのは、やはり議員の品位を重んじて私はくみ取り式と、こう書いたのをやめて、わざわざポットン式というふうにしたんですけれども、これはぜひ、町民にはポットン式ということで今度は公開していきますけれども、ぜひそういうことで御理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 自彊会館で、そこでやるかどうかは別にしまして、私の仕事は、防衛

庁におりまして、よく演習に参りますと、食事をした後、自分でこれを担いで林の中で穴を 掘って、1回はやったことございます。そういう意味において、常に環境に適応する能力は 皆様方よりもはるかに持っておりますので、その点については全然問題ございませんので、 生きるすべに関しては、恐らくこの吉田町民の中でも抜群の能力はあると思っています。サ バイバル能力は抜群にあると思っておりますので、ぜひともその点については、御懸念なき ようにお願いします。

- 〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。
- ○10番(吉永滿榮君) 私のほうが町長より先輩なもので、私は二本橋から始まって今現在にあるわけですけれども、本当に二本橋に近い代物でございますので、そういうことで、私はトイレの環境対策ということで、仮設トイレでもいいので、くみ取りを早くすればいいもので、このごろのやつもグリーントイレみたいに水洗になっているものだから、一応ものが見えなくて、とにかく収まってしまうということもありますので、仮設トイレでも、あるいはグリーントイレとかといろいろあるんですね。それからバイオトイレといって、よく公園でも使っていますが、おがくずで、ああいうのももしできたら考えたり、それは500万ぐらいかかるわけだけれども、自分の貯金ではなかなか500万たまらんので、町のほうでまたそんなことも考えていただきたいなと、こんなふうにも思っております。

ぜひまた、いい知恵をいただいて、管理者とともに住民の環境サービスについても御尽力 をいただきたいと、また御支援もいただきたいなと思っています。

それでは、夏の今までの暑さ対策について、教育長のほうから御丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございました。十分わかってはいるんですけれども、やはり子供たちが、中学はいいとしても、小学生だって同じ暑さは変わらないわけです。小学校だから温度があそこだけ低いというわけではございませんので、暑さは全国どこに行っても同じわけでございますので、ぜひどのような考えでいるかということで聞いたんですけれども、時期的にことしは中学、来年は小学校というような形になろうかと思いますけれども、その間の対策として、学校でも今はどこか、こういう暑さ対策をやっているところがあるかどうか、伺いたいと思います。小学校で、3階までやれとはいいませんが、そんな大きなよしずはありません、売ってもいませんので、1階ぐらいはやっているんでしょうけれども、大きなものはやっていないけれども、各小学校で夏の対策をこんなことをやっているよということがありましたら、授業を早くやめるとか、あるでしょう。ちょっときょうは涼むかとかと、そういうのを町内で実施しておるのがありましたら、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 教育委員会事務局長、高橋政旨君。
- **〇教育委員会事務局長(高橋政旨君)** 教育委員会でございます。

今言われた御質問でございますけれども、特別に暑さ対策だけでこうということは特にございません。ただ、先ほど教育長の答弁にもございましたように帽子をかぶれだとか、水分をとれとか、そういう日常の生活における基本的なことで暑さ対策を考えているというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。
- **〇10番(吉永滿榮君)** 暑いのは本当に我慢ができないということでございますけれども、何か各学校で意欲のある先生等で、多少対策をしてみたいからというような要望がある中、

こちらのほうで、この暑さだけれども、エアコンは1年ぐらいおくれるし、来年だけれども、ことしは子供たちの暑さで勉強が多少でも、体力的な問題とか健康問題も含めて、何かやりたいという意欲のある先生がいるかどうか、こんなことを考えているんですけれども、どんなものかなと思いますが、課長の考えは。

- 〇議長(増田宏胤君) 教育委員会事務局長、高橋政旨君。
- **〇教育委員会事務局長(高橋政旨君)** ただいまの質問でございますけれども、先生のほうからこれをしたいという、そういうものは今のところございません。

ただ、学年によって、自宅から扇風機とかそういうものを自分の家から持ってこられる先生方はちらほら、台数もありますけれども、先生によっては自分のクラスの教室に何台かを設置して回して、そういう暑さ対策の一端を上げているというようなことは目にしております。

以上でございます。

- 〇議長(増田宏胤君) 10番、吉永滿榮君。
- **〇10番(吉永滿榮君)** ぜひ、もし、それは当然のことながら、窓を開けたり、外気を、暑ければ昼休みの午後のときにそういう形でとるとか、ぜひ対策をとって健康管理、あるいは新しい学習指導要領では時間も長くなりますので、指導力の向上や、あるいは学力を高める意味で、環境づくりをしていただきたいと、こんなふうに思います。

トイレポットン式も思うようにいかず、もっともっと使わなければならないなと思う中で、きょうの一般質問は有効であったのか、あるいは有効でなかったのか、一歩進んだような気はしますけれども、これから検討して、大幡会館の有効利用、そして生活環境について考えながら、指定管理者の皆様方といい方向に進んでいきたいと思いますので、またよろしくお願いしたいと思います。

きょうはありがとうございました。

O議長(増田宏胤君) 以上で、10番、吉永滿榮君の一般質問が終わりました。 ここで暫時休憩とします。再開は13時といたします。よろしくお願いします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 零時58分

○議長(増田宏胤君) それでは、全員がそろっておりますので、これより休憩を閉じ会議を 再開します。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 藤 田 和 寿 君

〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。

[5番 藤田和寿君登壇]

○5番(藤田和寿君) 5番、藤田和寿。

質問に先立ちまして、今回の大地震の犠牲の方並びに被災された方々に心よりお見舞い申し上げるところでございます。また、町においては、3月11日午後2時46分に発生しました地震に際しまして、住吉小学校、中央小学校に避難場所を確保するとともに、翌日の12日中にホームページのほうにそのような情報を流し、ホームページのほうで情報を発信されておりました。また、本日登庁した折には、県から要請がありました毛布1,000組、トラック積み込みをしている模様を少し拝見しまして、物心両面の御支援をお願いするところでございます。

それでは、一般質問書に上げました中央小学校と周辺の整備について一般質問をいたします。

国政調査の速報値が過日発表され、我が町は平成17年と比べ、人口増加率が4.1%で県下2位、世帯数では県下1位の増加率で11.7%という町全体の活力を感じる喜ばしい報道でございました。特に中央小学校区においては、宅地造成が盛んで増加傾向が顕著であると思います。

中央小学校は、片岡地区と川尻地区と周辺地域の教育とコミュニティの拠点であり、校舎のうち第1棟、第2棟、第3棟及び4棟は築43年目を迎え、またグラウンド用地は9,282平米という状況であり、将来に向け、老朽化による校舎改築とグラウンド改築の整備事業の早期実現が地元地域住民に切望されております。

同じような質問は、過去の同僚議員、具体的には平成16年2回議会定例会で大塚議員、そして昨年3月の片山議員でも同様な質問があったわけで、それに対しましての御答弁で、グラウンド拡張工事は教育委員会の最重要案件の一つとの位置づけをされており、各方面の意見をいただきながら、整備構想を練り上げる方針であると伺っておりました。

しかしながら、今年度の当初予算には予算措置がなく、しかも平成19年から22年まで毎年度において計画が落とされていました実施計画の中に事業費計上をされていましたが。中央小学校グラウンド整備事業費が平成23年度の実施計画において、平成25年度までの毎年の事業費がゼロとなっており、大変驚いております。

そこで、中央小学校と周辺の整備について、町長のお考えをお尋ねいたします。

- 1、後期基本計画に学校教育分野の目指す状態を、一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境の充実した町として、平成27年目標値を設定されており、27年度中に整備実施と考えてよろしいか、お尋ねいたします。
- 2、中央小の整備の工程を考えますと、第1に町道西の宮6号と水路のつけかえ、第2に 敷地全体の測量、第3に学校全体像の検討、そして第4にグラウンド造成工事、それから第 5に校舎改築設計、最後に第6といたしまして改築工事と考えております。財源の課題もあ ると思いますが、早期に予算規模の把握が必要であり、今私が述べました第1・第2段階ま では最優先の実行をと思うのですが、どのような課題があるのでしょうかをお尋ねいたしま す。

3点目、中央小学校は川尻地区の避難所として、また近隣地区のコミュニティ拠点でもあります。東側を通る東名川尻幹線は、県が平成20年代半ばの供用開始をめどに整備を進めており、学校周辺のアクセスなど周辺整備が必要であると思いますが、いかがですか。

4、平成27年度には、小・中学校の空調設備整備率がともに全教室で100%という目標を 掲げております。大変すばらしいことであり、ぜひとも実現していただきたいと考える次第 でございます。しかしながら、目標年度に築47年を経過する校舎に新規の空調設備は、工事 費等を考えるといかがと思いますが、どのような措置をお考えなのか、お教え願いたいと考 えます。

5点目、最後ですが、グラウンド用地提供は、さかのぼりますと10年以上前、正確には20年以上前の平成2年度から平成19年度までに7,027平米を取得し、計画用地の買収を終了したと伺っております。提供まで至るまでには、学校に対する多くの方々の好意や善意によるものが大きいと考えております。当初予定された事業よりも大幅におくれている整備をどのように地域の方々、周辺の方々に説明をされているかをお伺いいたします。

以上、明確なる御答弁をお願いいたします。

○議長(増田宏胤君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 中央小学校と周辺整備はについてお答えします。

平成19年12月、懸案でありました中央小学校運動場拡張のための用地を取得し終えることができました。これも関係者と地権者の皆様の中央小学校に対する御理解と御協力によるものと深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、1点目の中央小学校のグラウンド拡張に伴う道路と水路のつけかえ及び敷地全体の 測量に関し、どのような課題があり、事業費がゼロとなったのかについてでございますが、 私は、吉田町の将来を担う人材の育成につきましては、今を生きる者にとっては最も大切で あると常々考えておりましたので、教育施設の整備は最重要課題ととらえております。

しかしながら、現下の当町の情勢をかんがみますと、町の都市基盤整備が飛躍的に促進される時期にあります。平成25年度までに榛南幹線及び東名川尻幹線という大動脈が開通する予定であり、それに向けて国・県・町が一体となって整備に取り組んでいるところでございます。この点、最も重要視している課題とは申せ、町の財源を今すぐに中央小学校の施設整備に配分することはできず、当面、幹線道路の完成のために優先的な財源配分を行ってまいらなければならない状況にございます。もちろん、教育施設の整備をないがしろにするものではなく、状況が許されるならば、早急に事業を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の平成27年度に整備実施と考えてよろしいかでございますけれども、狭い運動場と老朽化した校舎で学ぶ子供たちの状況に御心配をいただきまして、大変ありがたく思っております。先ほど申し上げましたとおり、最重要課題ではありますので、財政的に許される状況になれば、できる限り早期に着手してまいりたいと考えております。

次に、3点目の学校周辺のアクセス、町道西の宮6号線などの周辺整備についてでございますが、小学校周辺のアクセス道路の整備につきましては、学校やPTA、地元の方々の意見を聞きながら、中央小学校の整備構想とともに土地利用計画を検討してまいりたいと考えております。まず、最初に小学校の整備構想を策定し、次に道路や水路などのつけかえ、そして小学校周辺のアクセス道路について検討するというように、段階を踏んで土地利用計画を検討してまいりたいと考えております。したがいまして、現時点でのアクセス道路の整備は時期尚早と考えております。

次に、4点目の建築から長期間経過している校舎への空調整備についてでございますが、 中央小学校は昭和43年建築の校舎で、建築から42年の時が過ぎ、修繕箇所が多く発生してお ります。また、今後の川尻地区と片岡地区の人口流入状況によりましては、教室の不足等も 考えられます。よって、グラウンドの拡張とともに校舎の建築についても、進めていかなけ ればならないと考えております。そこで、中央小学校の皆様には、空調設備は今しばらくお 待ちいただき、校舎の建設を行う際、エアコンを入れて建設をしてまいりたいと考えており ます。

最後に、5点目の地域の皆様への説明についてでございますが、グラウンド用地は平成19年度に買収も終了し、平成20年度には用地買収の南側部分を雑草対策として整備し、学校行事の際、かわりの駐車場として活用してまいりました。地域全体の皆様には、基本構想ができましたところで御説明をさせていただき、事業を進めてまいりたいと考えております。

- O議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

今の御答弁の中で、学校関係の予算ということで、過去、吉田町の3小学校及び中学校整備についてですけれども、ひもといてみますと、16年度までに、その前に中央小学校の体育館の改築があったわけですけれども、16年度から18年度ぐらいまでにかけまして、住吉小学校の体育館の改築工事、建築工事を行って、17年から18年という形で自彊小学校の体育館の建設工事を行いました。次は中央小学校ということで、今、御答弁があったとおり平成2年から19年にかけまして用地買収を行ったわけで、18年から19年にかけまして、トータルとしまして7,027平米の用地を取得したわけです。20年度に用地が取得したのを受けまして、そのうちの3,845平米、ちょうど東側にあるところでございますけれども、学校の父兄の方々等のコミュニティの場で駐車場を整備したといったところでとまっているわけであります。

各小学校の年間的な予算を考えますと、住吉小学校が大体年間平均しまして2,200万から2,500万円の維持管理費、中央小学校が2,200万から、多いときは3,600万ほどございますけれども、過去17年までにさかのぼっても、そのぐらいの維持管理費を供しているわけで、自彊小学校も1,800万から、多いときで3,300万といった形で、それぞれの老朽化とか耐震とか改築工事等、計画的になされているわけであります。

ここの20年度までやって、次に進まなかったというところの何かポイントがあると思うんですが、リーマンのショックだと思うんですけれども、そういった変換点について、当初計画において多分、粛々と進むのが行政の手法だと思いますけれども、世界的な100年に一度の経済危機の影響で、ちょっと計画が少し足踏みしたというんですか、見直しが図られたということの認識でよろしいか、まずその1点をお伺いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 企画課長、塚本昭二君。
- ○企画課長(塚本昭二君) ただいまの財政的、それと全体的な計画の中ですので、企画課からお答えを申し上げますが、ただいまの御質問がありましたような状況でございまして、平成20年度には町税収入だけでも60億を超す収入がございました。しかしながら、その後において収入が逓減するという事態を迎えたということで、全体の計画をスローダウンするという形で、事業組みをしてきたという経過でございます。以上です。
- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 5番、藤田です。

たしか、その当時、財政当局の方針として、枠配分という形で各課において事業費を分け

ていった手法で、厳しい財政下の中の運営を図ってきたような経過があると思うんですが、ここまで20年かけて川尻と片岡地区の中央小学校という学区のところのグラウンド用地を確保して、そこまで来た後、そこの西の宮町道6号線と水路だけをつけかえる予算で、実施計画で見ますと、当初上がっていた予算というのが、つけかえ工事だけでいけば約1,400万ぐらいの予算で実施計画上はうたわれているわけでございまして、優先順位が変わったというような認識だけで、地元というのですか、利用者に対する要望ということで、御説明等はどのような形でなさっているかということをお伺いしたいと思います。

まず1点は、枠配分の中で、教育委員会事務局のほうで枠をとってやったときに財政部門との調整がまず入ってきますよね。そのときに、教育委員会のほうは過去、昨年の片山議員の答弁で見ますと、教育長のほうから、財源部門の許す状況が整えば現下としても進めていきたいよと、しかしながら、財政がないところではどうしようもないということで、これは担当課として、幾ら教育委員会のほうでお願いしても、町としての全体予算を預かる財政部門のほうがその措置をとらない限り、その辺の交渉過程は、私は理解していませんけれども、多分相当あったと思うんですが、もうあと一歩まで行っているのに、そこでとめたという、よっぽどの理由が考え、想定されるわけですけれども、それについての御答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 企画課長、塚本昭二君。
- ○企画課長(塚本昭二君) 今年度お示しした実施計画の説明の中で、全体の集計の一般財源 レベル、これを予算の実態とかなり近い線で合わせていくという、今年度の取り組みを行っ たわけでございます。したがいまして、23年度の実施計画上の事業と、23年度の当初予算上 の事業とはほぼ合っているという状態まで仕上げております。

24年度、25年度にしても、また予見しがたいものがございますので、若干増加した額ということで載っておりますが、財政計画に合ったような形で事業費を現在はとらえておりますが、これが枠配分を行っている当初というのは、町税収入も右肩上がりに伸びているというような状況の中でございました。それで、ある程度の枠配分というのは、ある程度の収入増加が見込めて、かなり効果が発揮されるわけですが、税収が落ち込むという事態になってからは、枠配分方式を取りやめまして、全体を査定方式に変えております。

したがいまして、全事業のヒアリングを行う中で、優先順位を全体の中で決めていったと。 それまでは、枠配分の中ですと、それぞれの担当課ごとにまず自分たちの優先度を決めて、 上にあげてくるということになるわけですが、現在では、すべてを査定の対象にして予算を 厳選しているということから、そうした中で、実施計画の事業がまず現在とは精度が違うと いうことが1点。それと、全体を査定の対象にして優先度をつけていっているという査定方 式に変わったという2点で、中央小のその事業の進捗度というのは落ちてきたということで ございます。

以上です。

- ○議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 今、枠から実財源が落ちているということで大変わかるわけですけれども、査定でなったということで、査定する以上は、その各事業、後期計画において事業数が減っているということで、総花的な予算から重点的な予算に変わったということも十分わかるんですけれども、その一つ一つの、今回取り上げたのは中央小学校ということで、より

具体的なものがわかるんではないかなということで、あえて総合計画の後期計画を策定した本年度において一般質問させてもらうわけですけれども、今まで、さかのぼると平成19年2月には3カ年の総事業費で2億7,300万の中央小のグラウンド整備事業及び7,700万の設計委託があったわけです。それが20年度に発表された実施計画によりますと、構想策定になって、グラウンド造成が22年度に1年ジャンプしたわけです。平成21年2月においても、同じような形で予算枠は1億6,400万で落ちたわけですけれども、22年から23年にまた1年延びたと。22年2月になりますと、また同じで、予算枠は一緒ですけれども、平成24年にジャンプしたと。

今年度発表されたところによりますと、当初予算にリンクした形で実施計画、3カ年の事業が載っているわけですけれども、もう19年度当時から学校構想策定委託料で10万円は払いまして、どのように学校はやっていくよ、非公式ででは学校の校長先生方のOBの方々交えて、学校管理者を交えて、どういったような形でこの中央小学校を検討していこうよということを話されて、やるということである以上、やはりその切り口として、この事業というものは、先ほど御答弁いただきましたとおり、基本構想を今年度中に策定してから、どういったものがあそこにできるかということを考えてつくってから、道のつけかえをするよということで、鶏が先か卵が先かわかりませんけれども、基本構想を出す前に測量をしなければ、今ある吉田町の中央小学校の校舎の面積というものが把握できなくて、どのような形であそこの中央小学校のグラウンドと校舎の建てかえをやっていくかというところの基本的な資料というものが整わないと思われます。

というのは、過去の実施計画においては、まず財産取得して、その後測量して、設計を行うといったような形でやります。今の町長からの御答弁は、まず構想を考えて、地域の方々の御意見を聞きながらやるといっても、中央小学校の校舎の面積がどのぐらいあるかということを、私、原課へ行って確認しましたところ、まだ全部把握していないと、測量していないと、あくまでも公図による面積であるということもありますし、赤線・青線も水路のところには入っていると思いますので、その辺のところを町が把握していないような面積配分も考えられますので、やはり構想を練る前には、道のつけかえをして、ある程度の整備をして、あれ以上また用地を取得するお考えがあるようなら、またその水路も無駄になりますけれども、ちょっと順番が逆ではないかと。

また、基本構想を練るということでうたわれておりますけれども、当初予算に一銭もお金が上がっていないわけで、どのような形で基本構想を練ると、今御答弁ありましたので、それも聞きたいなと思ったんですが、そこの順番背景をどのように考えて査定を行ったのか、御答弁をお願いしたいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 企画課長、塚本昭二君。
- ○企画課長(塚本昭二君) どのような査定ということでしたので、私のほうからお答えを申し上げますが、実際に測量をこれからいち早く進めていかなければいけないというのは確かでございまして、測量を前提といたしまして、全体の構想をつくり上げていかなければいけないということは、実施計画の検討の中でも出ておりまして、ただ、その全体の計画をつくる中で、道路のつけかえ等の手法も検討しなければいけないし、それから水路のつけかえについても、全体の中でどういうつけかえをしていくかということを定めていかなければいけないのであって、そうしたことも構想の一部として入ってまいりますので、測量とあわせま

して構想を定めて、全体の整備方針を定めていくということをまず行わなければいけないんですが、その行う時期というのは、なかなか今後、町長のほうから幹線道路の整備、ここに重点的に予算を配分していくんだということが出ましたけれども、この3年間の中では、さらにすみれ保育園の建設等も目指さなければいけないというような、大きな事業もございます。今の町の財政状況の中で、大規模事業を2つも3つもできるかというようなことも考えなければいけない状態でございましたので、財政的な措置が許せば、前倒しをどんどんしていくわけですが、今までの実施計画で行くと、御質問でも出ましたとおり、後ろにローリングをしていくというようなやり方をしていたわけですが、それよりは、できるだけ現実の財政に合った形をとっていって、財政運営上許すのであれば、どんどん前倒しをしていくというようなことで、事業進捗を図りたいというようなことで考えておりますが、現状のところは構想策定は26年の事業というようなところで、事業計画を組んでいるところでございます。以上です。

- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 今、課長が26年に構想を練るということで言われましたが、実施計画 上は23年度、今年度基本構想を練るようになっていると思われますが、違いませんか。予算 は入ってませんが、こちらに、23年のところに基本構想策定という形でうたわれています。 教育委員会事務局長、間違いないですね。今年度ですね。

ですから、質問を続けますが、そうしますと、水路の予算もついていない、都市建のほうでこの予算はついているんですか。水路つけかえ、町道つけかえの予算は。

- 〇議長(増田宏胤君) 都市建設課長、大石悦正君。
- 〇都市建設課長(大石悦正君) 予算はついておりません。
- ○5番(藤田和寿君) 教育委員会のほうでもついていないですね。
- ○議長(増田宏胤君) 教育委員会事務局長、高橋政旨君。
- ○教育委員会事務局長(高橋政旨君) はい。しておりません。
- ○5番(藤田和寿君) そうすると、構想を練りたくても測量ができていない段階で、どのような、自由な形の構想だけを話し合うおつもりで計画を練られたのかというので、どうもちょっと不透明なところが考えられるんですが、それについて御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、もう一回補足しますね。何でこういうこと言いますかといいますと、過去の同僚議員の質疑の中で、担当課と調整しながらやっていきますよという御答弁を、大塚議員のときもそうですし、片山議員のときもあったわけで、その担当課に対して質問をしていくと、それは違うところと調整しながらやっていくよ、財政部門でやっていくよということになってしまって、それで質問が終わってしまうんですよ、いつも。ですから私は、今回はこんな形で財政部門に対する質問で、担当、どこが、ではグラウンド拡張において第一歩を踏む、町道西の宮6号線のと水路の、あの下には赤線もあるでしょうし、その辺のところが、第一歩を図らないところには、町長、やはり面積がわからなければ構想も立てられないと思うんですが、どうですか。

- 〇議長(増田宏胤君) 教育長、黒田和夫君。
- **〇教育長(黒田和夫君)** まず、ちょっと整理しますと、考え方ですけれども、それはさっき の答弁にありましたように、町としては教育施設の整備は最重要課題だと考えるということ

ですね。

しかし、町の財源からいって、今すぐそれをやることはできないと。だから、優先的な財源配分を行っていかなければいけない。そういう考え方のもとに最終的な整備計画は後に行ったと、そういうことですよね。それに合わせて、そういう最終的な構想を立てるのに合わせて測量もやっていかなければいけないと。全体的には、そういう流れになると思うんですよんね。

だから、今、何年度に何円の予算をつけたではないかという御質問ですけれども、全体としてはそういう流れになるわけで、そういう測量というのも自然に先送りになっていくだろうと、そういうことでわかりますか。

- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 教育長の言われることはわかるんですが、今、御答弁で、ちょっと前、30分前以内ですけれども、町長のほうから、構想を練り上げて町民の方々に御提示するという形でありますので、構想をつくると言った以上、吉田町の敷地が明確な形で把握されているか、教育委員会事務局長にお伺いしますが、正確なそういう構想を練る前に当たってのプランとして、どのぐらいの面積がある、売買においての公図上の平米数はわかると思いますが、実際に今回の地震で4メートル動いたということもありますし、いろいろな形で全然違ってくることもありますよね。そのために、やはり開発するには、土地利用もかける等の問題で、まず測量をしなければ始まらないと思うんですが、それについて教育委員会としては把握されているんですか。そうするならば、私は話はわかるんですが。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 議員が先ほどから正確な測量がなければできないと言うんですけれども、基本的に公図上では、ちゃんと区画はわかりますよね。その中において、例えば、建てる校舎をどこに置くか、それともその前にプレハブをつくるとか、さまざまな構想が練り上げられてきます。水路のつき方であるとか。そういう中でやっていくわけですから、別にそれが正確な測量がなければできないんじゃないかということには当たらないと思います。基本構想というものは構想でございますので、ばちっとしたニュアンスの測量がなければできないというような代物ではございませんので。
- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) そのようなお考えもあるかもしれませんけれども、限られた財源の中で計画を立てる以上、ある程度財源的なものを考えて、実際はかってみたらできなかったなんていったら大変なことになりますので、そういったところは、今回予算がないということでありますので、基本構想ということで今、町長が言われた建物は大体この辺に置こう、グラウンドは大体この辺に置こうという形での構想であれば、確かに予算はゼロでもできるわけでありますけれども、それだと、どんどん予定がおそくなるのではないかなと思いますが。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 議員は、先送り先送りというのを非常に悪いことだと思っておりますけれども、お金がないところにはできません。そういうことですよね。

したがって、中央小学校のいわゆる建築に関しては、一挙にやりたいと思っておりますので、今申し上げているように基本構想ができた段階において、単純な話、校舎の位置の問題であるとか、プレハブをつくるのか、それとも本校舎をつくって、壊して1校つくろうと、

つけかえであるとか、そういうものを一気にやりたいと思っております。それは、やはり起債をやるときに、そちらのほうが有利であると考えておりますので、一挙にやりたいと思っています。財源のめどがつき次第、かかりたいと思っております。

- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 今回、町長がそう一気にやるということで、確かにそのほうが資本投下も早いし、ありますので、そういった形でやはり、20年前から取得したということは、その前から用地交渉をして、中央小学校のグラウンドというのは三角形で、体育館が移動した関係で、本当のグラウンドとしてどうなのかということもありますし、確かに教育基準は満たしたグラウンド面積はございますけれども、100メートルを走ったらもうぶつかってしまうというような形でのものもありますので、お願いしたいと思いますが、ただ、ここで今回、当初で通った関係ですけれども、教育委員会の中での予算の配分としまして、一例をちょっと御提示しますので、どういう考え方で優先順位をつけていったかということの確認をしたいと思います。

というのは今回、吉中の第2グラウンドにおきまして、ナイター施設工事が行われます。 ちょっと金額があれですが、1,700万ぐらい維持管理費用も含めまして、なったわけですけれども、このナイター施設整備事業を中央小学校と同じでさかのぼりますと、当初、住吉小学校のナイターの改修費と自彊小学校ナイターの新設、中央小学校のナイターの新設と、この3本柱での整備計画が練られておりました。平成19年2月で1億1,600万円の予算がなったわけでございます。

それが20年2月でいきますと、自彊小学校ナイター新設はなくなり、中央小学校のナイターも、もちろんグラウンドは狭いですから利便性がないということで、20年度におきますと、住吉小学校ナイターの改修だけの予算6,400万に減額になっています。事業が少しスライドしました。

21年度2月になりますと、新たに吉中第2グラウンド新設というものが、住吉小学校改修 事業費より前の年、平成21年度2月の時点ですけれども、22年に吉中第2グラウンド新設を するよ、住吉小ナイターの改築は23年度ということで逆転しております。昨年2月の計画に おきますと、住小ナイターの改修費はなくなりまして、吉中第2グラウンドの新設が24年度 計画で上がってきました。今回の当初では吉中第2グラウンド新設という形で、当初、原課 が考えていた3小学校のグラウンドにナイター施設をつけるという計画がなくなって、改修 もなくなって、予算措置されていませんのでなくなっていますよね、吉中第2グラウンドの ナイター施設が通ったわけです。

これは、いい悪いじゃないですよ。それは、そのときの原課の判断だったんですから、どういった形で、そういったものが変遷をして変わってきたかという説明がないわけでございます。確かに第2グラウンドは、今、第1グラウンドでサッカー、野球、ソフトランニング教室等をやって、私も見にいったことが、走れないものですからあれですけれども、見るには行っていますけれども、いっぱいな形でやっています。ナイトウオークやっている人たちは、第1グラウンドのナイターの木漏れ日みたいな形であいているものですから、第2グラウンドでも歩いている方は確かにいらっしゃいます。そういった事情があって、優先でなされたということはわかるわけですけれども、でも、住小のナイターの改修を待ち望んでいる方々もいらっしゃるわけで、自彊にしても、中央小はちょっとグラウンドの関係があると、

ちょっとあれだと思うんですけれども、この辺の変わったものというものが説明がないものですから、どういった形でここが変わってきたかというところが、今回の中央小のローリングしたときも同じですけれども、情報発信が少ないのではないかなと。財源だけで切って捨てるというのは、いかがかなと思うんですが、御答弁をお願いいたします。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 最終的なものは財源でございます。お金がなければものができない。 だから、最終的に予算配分をするのは私の考えでございますから、原課等のさまざまな意見 が最終的に財政で的確に集まってくると。で、最終的に予算編成の際に、意見のあるなしに よって私が決めてまいります。
- O議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 確かにエアコンのときも、中学校のときに聞いたときに、町長の御判断で、国の補助金等もありますし、吉田町はそれに対応する財源もあるということで、中学校のエアコン空調施設をやったときの町長の、別に反対で質問をしたわけではないですけれども、答弁の中で、中学生がたくさん来て、暑いから何とかしてくれよと、町長、たむちょう、何とかしてくれよということで、それに対して私はやったんだということで言いましたけれども、そういった形の、この第2グラウンドもそういったことを理解されると困りますので、確かに限られた財源の中で町長が決めるというのはわかりますよ。それは町長である以上、執行権の最高責任者ですから、決まるというのはわかりますけれども、そうしたら、なぜ住吉小学校のナイターの改修費はなくなってゼロにして、第2グラウンドが急に上がってきたかという理由をお示し願いたいと。財源ばかりでないと、同じ金額ですから、同じ財源をその事業に振り向けたという明確なる説明をお願いしたいと思います。
- 〇議長(増田宏胤君) 教育長、黒田和夫君。
- ○教育長(黒田和夫君) 私、よくわからないですけれどもね、議員の言われていることがね。 それは何かといったのは、ナイター云々は別にして、例えば中央小学校をどうやるかという 問題については、我々はいちいち、その経過については議会で聞かないし、全部説明するわ けじゃないんですよ。それはなぜかといったら、まだ途中の段階でありますし、はっきりし たものはないわけですから。ただ、その途中の段階で、ちょっとさっきの発言にもありまし たけれども、もとの校長さんとか現職の校長とか、そういう方々に寄っていただいて、意見 は伺うわけですよ。そういう中で、いろいろな構想を考えていく、あるいは順序を考えてい るわけですので、何かのはずみで急におくらせるとか、そういうようなことはないんですよ。 だから、その辺は信用していただかないと困るわけです。我々は聞いていないとか、説明が ないんじゃないかという問題ではなくて、行政のほうはそういうふうにして日々動いている ということは知ってもらいたいと、そういうふうに思います。
- **〇5番(藤田和寿君)** グラウンドのナイターの件は、どうして、第2グラウンドが急遽上がってきたんでしょうか。そういった要望がたくさんあったんですか。
- ○教育長(黒田和夫君) それは町民の皆さんから、そういう要望があり、我々が見ていて、これはこの場合、そういうものが必要だと、そういうふうに考えたわけです。だから、町長がそれは最終的な決断をしても、それは社会教育を担当している教育委員会のいろいろな意見とか、皆さんの意見とか総合して、それは進言は当然しているわけで、最終決定権は町長にありますけれども、そういう中で動いているということは理解していただきたいと、そう

いうふうに思います。

- ○町長(田村典彦君) 今の議員の発言の中で、非常に問題のある発言がありましたので。というのは、中学校の生徒が私の部屋に来て、町長、たむちょう、暑いからエアコンをつけてくれると言ったから、つけたわけじゃないんですよ。基本的に何度も申し上げていることですけれども、教育環境を整備するには、もうぎりぎりの段階にまで来ていると、そういうことは当然のことながら、いわばこの町の行政のトップですから、そのようなことについては、頭の中に入っております。教育環境の整備、学習環境の整備、生活環境の整備、私の責務でございます。たまたま、いわゆる私の発言の中に、中学校の生徒が私のところに来て、そういうことを言ったからやったのではなくて、そういうふうなこともありましたよという一つの、いわば証言のようなものでございます。基本的には、子供たちの学習環境を整備するのは、常々私の頭の中にあるものでございまして、ようやくその時期が来たということでやったわけでございますので、中学生の二、三の人間とか10人とか20人の人間がやってくれと言ったからやったわけではございませんので、そのように理解しているという発言は訂正していただきたいと思っております。
- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 私は、そのように聞きました。藤田議員も小学校とか行って、藤田議員はどういうふうに呼ばれるんでしょうかねというような発言があったと思いますので、詳しくは議事録を見て、もし間違っているようであれば訂正したいと思います。

続けます。要するに、やはり責任者たる者、それこそ今の内閣府とか菅さんと枝野さんの発言じゃないですけれども、町長がそういったところをここで発言されるということは、誤解を招くわけです。ですから、今回言わせてもらった。そのような意思で言っていなくても、実際にここにいる議員全員聞いていますので、「たむちょう」という言葉もありましたし、中学生が来たよということもありますし、そういったニーズもあるということで聞いておりますので、誤解を与えます。町長のところへ相談に行けば予算がつけるという誤解を与える可能性がありますので、御注意願いたいなと願うわけです。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 仮にそのような発言があったとしても、当然のことながら、その周辺 の発言の中で、そのようなことは申しておりません。議員に申し上げますけれども、議員、 たしか三星の、いわゆる事案の際にですね。議員は……
- ○議長(増田宏胤君) それは関係ないです。
- ○町長(田村典彦君) いやいや、しゃべっているんですから。議会がいわば発議した監査について、議会は意思を表明したわけじゃないという発言をしております。この前のときは、議会発議をした監査に対して、議会のいわゆる意思を示さなければならないにもかかわらず、議員は反対しましたよね。手のひら返しじゃないですか。
- ○議長(増田宏胤君) 質問答弁で申し上げます。藤田議員の通告では、中央小学校と周辺の 整備であります。その範囲の中にとどめてください。
- ○5番(藤田和寿君) 一言だけ。今まさに、町長も私が発言した長い中の1カ所をとって、おかしいということを何回も指摘しているわけで、それを全く私も同じようにやっただけです。ですから、これはもうやめましょう。また場を設けましょう。一部をとってやるのは、田村町長がいつもやっていらっしゃる手法ですよ。ただ、私がそれを今やっただけで、その

批判というのはおかしいと思います。

- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 聞き捨てならない。議員は、議会が発議した監査に対して、議会は意思を表明しなければならないと、これは重大な発言ですよ。そうでしょう。三星のとき、議員は言われた。はっきりと議事録に残っている。

それともう一点。この前の増田議長の勧奨退職の問題については、議会が発議した監査に対して議員は意思を表明しませんでしたよね。むしろ反対した。それこそ、まさに議会そのものを冒涜するあれじゃないですか。

○5番(藤田和寿君) 議会に対する失礼な発言は訂正願いたいと思います。粛々と我々はやっています。で、監査委員に対する発言ですけれども、我々は、その裁判になっているところの時点での判断をするということで、まだその決議をするまでに至っていないという判断でありますので、その裁判結果を見て判断するということです。

[「議長」の声あり]

- ○5番(藤田和寿君) 時間が問われますので、この件はまた後日にいたしましょう。 現場を見ているということで話がありますけれども、今、先ほど町長が、教育施設に関して、さまざまなものを見ているということでありますけれども、町長、中央小学校のトイレ
 - に行ったことありますか。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 当然、始業式にも卒業式にも行きますので、行きますよ。
- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 中央小学校の43年経過している古い校舎におきましては、男便所、女便所が、1階ですけれども、このぐらいの狭い入り口で真ん中にパーテーションがありまして、そこを使っているんですよ。それも御存じですか。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- 〇町長(田村典彦君) 存じております。
- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) また、男子トイレにおきましては、従来、43年前ですので、水がたまると自動的にフロートが閉じて水が流れる格好で、非常に悪臭がしていると。男子便所がこのような形で並んでいる後ろ側にパーテーションがありまして、女子便所があると。やはり今の女の子たち、男性もそうですけれども、先ほどの同僚議員の質疑じゃないですけれども、そういった形で非常におくれているんですよ。学校自体の、そういう施設面のものが。本当にパーテーション1枚でやっている、男女一緒に使っているようなものですね。そういったところもあるものですから、財源措置が十分できた場合はお願いしたいと思いますが、そういうことも全部認識されているということでよろしいんですか。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 本当の細かなところまでは私も、存じ上げないことは多々ございますけれども、最終的に予算配分は私の権限でございますので、再編成において私がやります。
- 〇議長(増田宏胤君) 教育長、黒田和夫君。
- **〇教育長(黒田和夫君)** 町長が便所へ行ったとか行かないとかというのは、問題ではないと 私は思うんですよ。それで、議員もたびたび出かけたかもしれないけれども、我々事務局は、

そういうことについては、しょっちゅう校長や事務職員と話をしているわけで、そういうことを問題にして、いろいろ言われるのはどうかというふうに私は聞いていると思います。

- ○議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 少し細かいことになってしまいましたけれども、そういった実態がありますので、前回の答弁の中で、町長はたしか1年前の定例会の答弁の中で、榛原病院は何とか返したわけでございますけれども、三星の問題はできる限り売却して、できる限り早目に中央小学校の整備等に財源配分したいと考えておりますと、いただきますというような御答弁があるわけでございまして、財源を確保した折には、それぞれの優先順位があるとは思いますが、明確な御判断をしていただくということの確認をしたいと思いますが、いかがですか。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- **〇町長(田村典彦君)** 予算の編成権は私の権限でございますので、議員があれを先にやれ、 これを先にやれと言われても、当然、私が予算編成をしますので、それについて質問してい ただければ結構です。
- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- **○5番(藤田和寿君)** そのような形で、財源確保できた場合は補正も考えるということでよるしいんですか。私は補正組みませんので。
- 〇議長(増田宏胤君) 町長、田村典彦君。
- ○町長(田村典彦君) 補正であるとか、そういう問題じゃないでしょう。私も先ほどから何度も申し上げていることですけれども、中央小学校に関しては、確かにリーマンショックであるとか、榛原病院の問題であるとか、多額の金が出ました。そういうふうな財政上の問題もこれあり、おくらせてまいりましたけれども、財源ができ次第、一挙に変わるということは申し上げておりますので、議員が、補正でもかとかどうのこうの、予算編成の中身まで私にどうのこうの言われるのは非常に心外でございますので、私が予算編成をした段階において、議員がお得意の連合審査でお話しいただければ結構だと思っています。
- 〇議長(増田宏胤君) 5番、藤田和寿君。
- ○5番(藤田和寿君) 懸案の実証でございますので、学校の施設整備、それと先ほど、町は今、国・県が行っています榛南幹線と東名川尻幹線という東西の軸と南北に通じる軸ということで、今やれるときにやるということのお考えは、私も賛成でありますし、その予算を削ってまで学校へという気持ちはありませんけれども、やはりこういったやりとりをすることによって、広く町民の方々に中央小学校の周辺の整備及びいろいろな空調の問題とか、そういったものが、この一般質問の答弁を通ずることによって明らかになるわけで、予算書を見ただけでもわかりませんし、4月に組長合同会で執行部の方々が4自治会を回りまして、こういうことで予算をやっているということで説明は確かにありますけれども、住民の方々に対しては、少しきょうは行き過ぎた発言も多少あったかもしれませんけれども、このような町長との一般質問の討論を通じて、本質は見えてくると思うんですよ。

得られたものは、中央小に関しては、財源が許せば最優先で一遍にやるといったことがわかりましたので、エアコンが順次そろった時点では、中央小も時代に合った形での整備がされるということもわかりましたので、大変有意義な質問をさせていただきました。

今回で1期4年間、16回目の一般質問を行ったわけですけれども、どうもありがとうござ

いました。

以上で終わります。

O議長(増田宏胤君) 以上で、5番、藤田和寿君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(増田宏胤君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。 次回は22日午前9時から本会議、最終日であります。よろしくお願いします。 本日はこれにて散会します。

散会 午後 1時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長(増田宏胤君) 改めて、おはようございます。

本日は、定例会21日目、最終日でございます。

ただいまの出席議員数は14名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

◎当局からの報告

○議長(増田宏胤君) ここで、本日の日程に入る前に当局から発言を求められておりますので、発言を許可します。

総務課長、中村久義君。

○総務課長兼防災監(中村久義君) 先日の大塚議員の火災の件につきまして、うちのほうで 調査しましたので、御報告させていただきます。

平成23年2月27日日曜日発生した建物火災の消火活動についてでございます。

まず、吉田消防署の対応でございますけれども、お手元に配付してございますけれども、 資料を見てください。

1、入電時間でございますけれども、平成23年2月27日午前5時08分でございます。覚知時間が午前5時11分とのことです。それから始営時間が同じく5時11分、出動車両につきましては、指揮車、1号車、これは水槽ポンプ車で2トンでございます。4号車、水槽車10トンでございます。その3両の車両の出動時間でございますけれども、指揮車につきましては5時14分、1号車についても5時14分、4号車についても5時14分ということでございます。現着時間でございますけれども、調査車は5時18分、1号車は5時19分、4号車は5時19分、か水開始でございますけれども、1号車が5時21分、4号車につきましては5時24分でございます。放水終了につきましては、1号車午前7時36分、4号車が7時47分ということでございます。

現場到着時の検分でございますけれども、延焼中の建物は木造かわらぶきの2階建て、外壁はトタン張り、当該建物は屋根の中央部分が燃え抜け、火災が吹き上がり、窓などの開口部からも炎が噴出しており、建物全体に火が回ったことは明らかな状態でありました。火災はまさに最盛期に達しているものと認められたということでございます。

次に、消防団の対応でございます。

覚知時間が午前5時16分でございます。これにつきましてはサイレン及び消防署からの火災発生メールより確認してございます。それから出動時間でございますけれども、第2分団ポンプ車5時20分、第2分団可搬ポンプ積載車5時24分、それから現場到着時間でございます。第2分団のポンプ車が午前5時23分、第2分団可搬ポンプ積載車が5時27分。それから水利確認が5時24分、水利確保5時28分、放水開始が5時30分ということでございます。地下式消火栓、いけ八部分からの直接放水ということでございます。

現場到着から放水までの状況でございますけれども、消防団第2分団が午前5時23分にポ

ンプ車にて現場に到着したときは、既に燃え広がっており、消防署が消火活動を始めていたということであります。午前5時24分に水利、消火栓を確認し、5時28分に水利を確保、午前5時30分に放水を開始しました。現場では水利から火点までの距離があり、水利を確保してもホースを7本延長しなければなりませんでした。また、早朝で周辺は暗く、水利から地先までの距離があるため、危険回避のため、安全を確認した上で徐々に水圧を上げ、放水を開始したものであります。

消防団の出動車両及び出動人員でございますけれども、本部に至っては指令車1台、出動人員13人、第1分団につきましては車両ポンプ車2台、出動人員14人、第2分団につきましては車両ポンプ車1台、可搬ポンプ積載車1台、出動人員13人、第3分団につきましては出動人員1人、第4分団につきましては出動車両ポンプ車1台、可搬ポンプ積載車1台、出動人員6人、機能別団員出動人員6人、総出動車両7台、総出動人員53人でございました。

消火栓の点検でございますけれども、消防団による平常時の消火栓の点検作業でございますけれども、秋の全国火災予防運動、11月9日から11月15日までの7日間、町内すべての消火栓、消火栓器具類の点検をいたします。それから、春の全国火災予防運動、3月1日から3月7日までの7日間、町内すべての消火栓、消火栓器具類の点検を行います。それから、あと各分団による自主的な点検を随時行っております。

以上でございます。

〇町長(田村典彦君) ただいま総務課長から火災当日の消火活動につきまして報告をさせて いただきました。

大塚議員の先日の発言があったわけでございますけれども、その発言において、あたかも 放水におくれがあったということがあったわけでございますけれども、報告のとおり、その ようなことはなかったということが、議会の皆様におかれても御承知おきくだされたと思っ ております。

当然のことながら、この調査を進めるに当たっては、消防署、消防団に聞き取り等を行っておりますが、いずれもみずからの消防活動に最善を尽くしたとの思いがあらわれておりまして、特に消防団につきましては、風評として、あたかも消火活動におくれがあったかのような指摘があることにつきましては、強い憤りを示しております。

私は、今回の火災に限らず、使命感を持って消火活動に最善を尽くしていただいている消防団に大変感謝をいたしておるところでございます。これまで私たちの安全と安心を守るために、それぞれが仕事を持っている中で、昼夜を問わず防災のかなめとして活動してくださっている消防団員の心中を察するに、大塚議員の発言におかれましては、私も強い憤りを覚えるものでありまして、強く抗議いたしたいと思っております。

- 〇議長(増田宏胤君) 9番、大塚邦子君。
- ○9番(大塚邦子君) 9番、大塚です。

3月9日に開催されました予算連合審査会におきまして、消防費に関する質疑の中で、私 が誤解を招くような発言をしたことにつきまして、関係する方々に対しまして心より深くお わびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

言うまでもありませんけれども、ただいま報告をいただきました中で、近隣住宅への延焼を免れたことは、消防団及び消防本部の消火活動のおかげと深く感謝をいたしております。 本当に今回のことに関しましては、御丁寧にお調べをしていただきまして、まことにありが とうございました。

- ○議長(増田宏胤君) 次に、教育委員会事務局より報告があります。 教育委員会事務局長、高橋政旨君。
- **〇教育委員会事務局長(高橋政旨君)** 教育委員会事務局でございます。

先日の3月9日に行われました平成23年度一般会計予算案の教育委員会の事務局の予算の中で、連合審査におきまして、吉田中学校の第2グラウンドのナイター設備設置後の使用料の件に関しまして、私はそのときに使用料を徴収する旨を前提とした発言をいたしましたが、吉田中学校第2グラウンドナイター使用料につきましては、徴収しない方向で検討していきたいと思いますので、訂正させていただきたく御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長(増田宏胤君) 当局からの報告は以上とします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。よろしくお願いします。

◎議案第8号~議案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 日程第1、第8号議案から日程第10、第19号議案までの総務文教常任 委員会へ付託した10議案について、審議の結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、藤田和寿君。

[総務文教常任委員会委員長 藤田和寿君登壇]

○総務文教常任委員会委員長(藤田和寿君) それでは、平成23年3月2日に開会されました 吉田町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託されました10件の議案審議について 委員長報告をいたします。

第15号議案 平成23年度吉田町一般会計予算について、3月8日、9日ともに出席委員14名、両日とも当局より町長、副町長、教育長初め所管の課長ほか担当職員の出席をいただき、連合審査会を行いました。審査は、担当課長から一般会計予算に関する説明書により歳入の1款から順次説明し、説明が終わったところで質疑を行い、歳入に続き、引き続き歳出の1款から順次説明後、質疑を行いました。また、両日とも議場におきまして、産業建設常任委員会と連合で審査を行いましたので、審査の過程における詳細の説明及び質疑詳細内容については省略して、主な質疑につき要旨の報告をいたします。

8日9時開会。

歳入について。

1番。町税の見込みについての判断は。

税務課長。個人町民税については、税務署等に問い合わせて個人所得の伸びを調べた結果です。法人町民税については、平成22年度の調定額が上がってきています。中間納付等を加味したものです。

14番。町民税について。積み上げ方式で行っていると思うが、どのような業績が伸びているのか。

税務課長。算定については平成22年度の所得割の課税状況をもとにしている。業種別の検証は行っていません。

12番。税の滞納繰越分についての対応は。

税務課長。徴収実績に沿って、金額に応じて徴収方法や滞納処分を含めて検討して行っています。

歳出の1款議会費と2款1項総務管理費について。

9番。防犯灯調査事業の目的は。

総務課長。防犯灯の台帳をつくり一元化管理を行い、町と自治会との整合性を図り、管理 責任は修理履歴等を明確にするものです。

1番。職員はどこに重点配置するのか。

総務課長。新規採用は事務職6人、保健師4人、保育士3人の計13人で、総勢210名となります。どの課も重要であり、全体を見て適正配置していきます。

4番。各科の補助金に関連して、補助金や交付金の資金援助的なものは、運営部の一部として助成されていることから経常的な性格が強くなり、財政に対する影響が大きくなり、問題視されているがいかがか。

企画課長。平成16年にすべての補助金、交付金について見直しを行いました。運営補助金については恒常化のおそれから原則1割カットとしました。新たなものはプラスをさせない方針でございます。需用費のための補助金については、事業目的に合致すれば出す、固定的な増加にはならない。

8番。科目の補助金を支給する団体が物品販売行為を行い、営利目的の場合は補助金の支給に対し疑問に思うが、現在の規則を変更する考えはあるか。

企画課長。富士山静岡空港を使って多様な交流を喚起し、流入人口を増やすことが目的で す。手段については規制するつもりはありません。

2番。空港活用推進費の特別旅費は。

企画課長。県の観光文化局からの依頼で、空港の利用促進策として鹿児島、松本へは職員 2名が研修出張します。モンゴル、台湾は県民交流団への参加であり、町長を筆頭として考 えています。その他に、富士山静岡空港周辺自治体交付金制度の新設の要望書を知事に上げ ており、関連交付金の調査も含んでいます。

3番。防犯対策推進費の393万3,000円の減額内容は。

総務課長。防犯パトロールを行っている臨時職2名分の減です。

2款2項徴税費から6款監査委員費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について。 14番。滞納整理機構負担金の明細は。

税務課長。徴収基本割が10万円。平成23年度見込みが5件で、1件当たり12万円で60万円。 実績割が平成21年度割の1割で169万2,000円などです。

10番。経済センサスの対象者は。

企画課長。全国の企業の経済活動の実態調査が目的で、対象者は事業所及び町内で事業を 営んでいる方々です。

3款民生費について。

7番。ひまわりの家の修繕費について。

高齢者支援課長。4月から一時休業して、9月ごろまでに修繕を行います。通所者として10名については本人に希望をとり、「はあとふる」に9名、小規模デイサービス事業所へ1名決定しております。

11番。子ども手当の電算システム改修は、保育料を特別徴収するものであると伺っている。 その結果、過年度負担金が減ると考えるが、変化がないのは。

社会福祉課長。国会で可決されれば実施いたしますが、国の資料では、滞納額について遡及できないとされており、過年度分を徴収することはできません。

4款衛生費について。

2番。志太・榛原救急医療センターの負担金が計上されていないが。

健康づくり課長。平成21年度において、新型インフルエンザ等による利用者が増えて収益 が増加したため、1年限りですが、構成市町の負担がありません。

13番。飼い主のいない猫、不妊去勢手術費補助金の運営方法は。

町民課長。町内に新たにボランティア団体を設立し、その団体が不妊・去勢手術を行った場合に対して補助を行います。費用については、獣医師会、ボランティア団体、町の3者が負担します。

以上、閉会は15時25分でした。

9日9時開会。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費について。

10番。労働費の小規模勤労者福祉推進事業について。

産業課長。吉田町と牧之原市の中小企業の事業者等に勤務する従業員や事業者の福利厚生の関係です。252万円の負担金は人口割、事業所割と均等割で、34.38%の割合です。

8番。水産振興費の地域栽培推進事業は、昨年まで県の補助金が計上されていたが。

産業課長。沿岸漁業整備開発事業を昨年で終了しましたので、事業負担金がなくなりました。

9番。水産基盤整備事業費の中で測量調査内容は。

産業課長。漁港に湯日川と大幡川が差し込んでおり、昭和43年以来、集中工事で毎年浚渫を行ってきました。計画に基づいた工事を行うように、水産省より指摘を受けました。今後は測量調査を行い、計画をつくって浚渫事業を行っていきます。

3番。林業費の中で、松くい虫の被害状況は。

産業課長。地上散布駆除を行っていますが、被害は毎年100本近いです。ほかに、台風や 強風による倒木があります。被害範囲は点在している状況です。

14番。松くい虫の予防剤注入について。

産業課長。3年サイクルで吉中、中央小、能満寺参道、愛宕神社、自彊小、川尻神社、住 吉神社、住吉小を行っていますが、新規の要望はありません。

13番。港内浚渫工事について、土砂の処理は。

産業課長。ダイオキシン等で汚れていないかを土質調査を行い、海洋投棄しています。漁 港区域内の東側へ捨土を行って浜をつくる考えで行っています。

12番。戸別所得補償制度を加入された方が現在は町内2戸と伺っている。新年度に入り、これから農家に対しての推進方法は。

産業課長。昨年はモデル事業であり、今年度から本格的に入るわけであります。今回、新たに畑作物も所得補償に入ります。国の農政事務所からの説明を部農会を通じて説明を行い、 農家の方に周知を図っていきます。

8款土木費、11款災害復旧費について。

12番。問屋川は水が出ると大幡川から逆水があるが、今、浜田土地区画整理が進捗中であり、同じ形での排水計画はお考えか。

都市建設課長。本年度から新規計画で排水計画を策定しています。浜田土地の一部については既に計算してあり、それを加味しながら問屋川水系へ反映していきたい。

1番。住吉地区は特にゲリラ豪雨等が心配されているが、榛南幹線へ排水路を今後3年かけて設置するその効果は。

都市建設課長。平成18年、19年に下水道課で住吉の排水計画を策定しました。榛南幹線に暗渠をつくり、直接坂口谷川に放流するものです。現在は住吉下水へ流入していて、大分かん水している状況です。榛南幹線から上流側がこの排水路の隆起になります。

1番。浜田土地区画整理の進捗状況が組合員370件以外の近隣住民へどのように行っているのか。

都市建設課長。本年度で半分ぐらいまで進みます。組合員以外や区域外の住民の方々、特に南側から北への通行の説明など、地元自治会や町内会へ説明を行っていますが、今後も住民の皆さんに向けて説明を組合とともに行っていきます。

9款消防費について。

9番。消火栓について。先月末に川尻で、とうとい人命が1名亡くなるという火災が発生しました。消火栓が万が一の災害のときに機動しているかということの検証であるとか確認であるとか、そういったことをされていますか。

総務課長。水道課に維持管理費として年間2,400円払っている。水道課が水道組合とかを通じて点検してもらっている。消防団も火災予防週間とかに点検をやってくれていると思います。水道課が常に維持管理については行っています。

6番。地元の方々は消火栓の使い方がわからないわけで、水道課に任せてあるというのは 町民のためにならないと考えていただきたい。

総務課。使い方を任せているわけではございません、維持管理を任せている。使い方については防災訓練等で地区で要望もありますので、消防士なり水道課が扱い方を説明するのはやぶさかではございません。

10款教育費について。

1番。吉中第2グラウンドナイター設置工事を進めるに当たり、近所の方への了解とか説明はどのように行っているのか。

教育委員会事務局長。2月の後半に住吉自治会を通じて、近隣の地域住民が集まる機会が ありましたので、住吉管理組合へ説明を行い、代表して町内会長に承諾をいただきました。

11番。ナイター施設により、ウオーキングやランニングがだれでも安心してできることは うれしく思います。運営方法はだれもがいつ行ってもできるのか、教室的な運営なのか。

教育委員会事務局長。基本は、だれでもあいているときは使っていただける。健康づくりで100人近い方がソフトランニング教室を行っているが、大人、特に男性の方の参加が少ないので、第2グラウンドを使って、大人の方の教室等を開催したく考えています。

11番。いつでも使えると理解しましたが、少年サッカーなどナイターの電気使用料が高く、 負担であると聞いています。今回の使用料の見込みは。

教育委員会事務局長。先ほど答弁ございましたのを訂正しまして、現在、住吉小や吉中と は違い、徴収料はいただかない予定です。10月には点灯できるように考えています。 3番。現状は、使用団体が使用料をお支払いしている。今回だれでも自由に参加できるお話がありましたが、使用料の徴収が大変ではないか。

この質問も少し変わりますが、答弁はそのまま報告します。

教育委員会事務局長。だれでも一人一人ですが、グループで申し込みとか、できれば体育協会に登録していただくとかを考えています。個々の申し込みはないかと思いますので、もう少し時間をかけて検討して、町内の方に負担のないような方法で徴収したいと考えています。という答弁でございましたが、先ほど訂正がありましたので、徴収はしないということでありました。訂正いたします。

12番。ちいさな理科館事業費として753万6,000円を計上している。開館して半年たちました。現状は。

教育委員会事務局長。8月7日から開館しまして、来館者数は12月31日現在ですが、4,066人が来館しています。そのうちの383人の子供たちが実験に参加しています。

1番。図書館利用者が年間6万人ぐらいで、そのうち町内の方が55%と聞く。近隣の方の利用率が高いと思う。町内の方への宣伝が必要と思うが。

教育委員会事務局長。町の広報で、毎月図書館だよりとして定期的な計画で広報しています。これからも町内の方の利用を増やすように行っていきます。

閉会は14時16分。

以上、連合審査会の報告です。

続きまして、3月10日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、出席委員7名と番外、当局より町長、副町長を初め所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会いたしました。

調査の順序については議事日程により進行することを報告し、付託されました10件の審査 に入りました。

日程第1、第8号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員 異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、第9号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) についてを議題とし、審議に入りました。

9番。給付費が増額している要因は。

町民課長。団塊の世代など60歳から64歳の方、退職者被保険者の数の増加で、医療費自体が非常に伸びています。一般被保険者は抑えることができました。

5番。一般会計繰り入れで、医療給付費分として509万7,000円の補正は、レスター対策の 軽減策で、1月末現在で138人の方と伺っている。対象者をカバーできているか。

町民課長。非自発的失業者については、広報やパンフレット、またマスコミ等により報道されています。今現在で140人を超えています。全被保険者数のおおむね2%ということです。また、社保を任意継続されている方からもこちらへ申請があるなどあり、十分周知されていると思います。

8番。個々で定期的に医療機関へ受診されている方々は、特定健診へカウントされますか。 町民課長。確かに受診されており、別途特定健診が必要かというような議論がありますが、 現在は除外されています。目標年度の最終年度において変わる可能性はあります。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し採決を 諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、第10号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともになく、採決を諮ったところ、全 員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、第11号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、審議に入りました。

本案に対し質疑と討論を求めましたが、質疑、討論ともなく、採決を諮ったところ、全員 異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、第12号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、審議に入りました。

9番。介護サービス等諸費が大きく減額されている理由は。

高齢者支援課長。平成20年に策定した計画に基づいて当初予算に計上しました。居宅サービス給付費に関しては、計画時では16.5%の増を見込んでいましたが、12月末8.1%増など、計画に対し実績による減額です。実際には居宅サービスにおいて、デイサービスとショートステイサービスがかなり伸びています。

10番。高齢者へ運動機能向上事業について減額理由は。

高齢者支援課長。介護予防費は給付費の1.5%を予算措置をいたしました。社協のパワリハ教室や榛南吉田の体操教室に加え、新規の事業として、コミュニティケア吉田で体操教室を行いましたが、予定人数が集まりませんでした。

10番。予防事業に何年も継続して参加できるのか。また、指導者の育成は。

高齢者支援課長。22年度まではチェックリストを特定高齢者候補者に送り、該当になった 方に生活機能評価の健診を受けてから参加してもらっています。毎年同じ方とは限りません。 地域包括支援センターの保健師がプランを立ててからの参加となります。指導者は榛南吉田 やコミュニティケア吉田については、専門の方が行っています。社協は研修を受けていただ いておりますが、榛原病院から医学予防士の方が毎年2回、参加者の様子を見ていただいて います。また、農協が行っております一般高齢者の簡単体操についても指導者の研修を受け ています。

7番。高額介護サービスの内容は。

高齢者支援課長。詳しい内容までは把握しておりませんが、毎月使った金額が一定額を超えた方に対して出しております。高額介護サービスと高額介護予防サービスは、平成21年度1,646件、1,510万円。平成22年12月末現在は、1,320件、1,160万円です。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが、討論がなく、討論を終結し採決を 諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、第15号議案 平成23年度吉田町一般会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

2本案に対しての質疑は8日と9日の連合審査会で終了しておりますので、討論を求めましたがなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、第16号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とし、 審議に入りました。

5番。今回の償還を行うと、あと1回で全額償還となる。住吉工業用地の売却交渉の状況 は。

町長。早期売却に向けて努力しています。

他に質疑はなく質疑を終了し、討論を求めましたがなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、第17号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

9番。収納率と被保険者数をどのように見ているか。

町民課長。被保険者数はリストラが厳しかった平成21年度ピーク時よりも、現在は780人減っていますが、保険給付費は伸びている実態です。収納率については、21年度は89.21%と落ちましたが、22年度は2月現在までに前年を0.42%上回って推移していますので、23年度も同じ傾向と見ています。

10番。子供のいる家庭の滞納者へ救済制度を使っているか。

町民課長。資格証明のことと思いますが、子供については資格証明書の発行ではなく、すべて短期保険証を発行し、対応しています。

5番。保険税の見直しについて2年経過した。給付費の伸びや交付金の増額等、見直し当時と状況が変化していると思うが、今後の考えは。

町民課長。20年度までは落ちていた給付費が伸びている現状は、基金残高も最高値で3億9,400万円程度から今回の補正で約3億1,200万円です。当初において1億1,850万繰り入れしますので、残りが2億を割ります。23年度には税率改正の議論を始めなければならないと思います。ただ、予算上であり、医療費の伸び等の執行状況によって変わります。

3番。無受診の世帯表彰について。

町民課長。決算時の参考資料に記載されていますが、例年10世帯ぐらいです。家族が社保などに加入されている世帯を除いて国保だけの世帯が対象です。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、第18号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

9番。特別徴収と普通徴収の状況は。

町民課長。広域連合で22年度、23年度の保険料を案分して、県全体でも収納率が99.6%ぐらいです。それで予算を組んでいます。被保険者数ですが、年々60人ぐらい増えているのが実態です。

9番。低所得者高齢者の相談状況は。

町民課長。平成21年度の収納率の実績は99.66%と非常に高いです。資格証明書とか短期 保険証とかの方はいませんので、問題はないと思います。

他に質疑はなく、質疑を終了し、討論を求めましたがなく、採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第19号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とし、

審議に入りました。

8番。介護サービス諸費が平成22年度補正で大幅な減額があった。それと比較して予算額が倍近く平成23年度計上されている。どのようにPRするのか。

高齢者支援課長。予防事業ですが、国の要綱改正で、健診を行わなくても基本チェックリストで予防事業を行えるようになりました。今までの健診は40%ぐらいの方でしたので、対象者を増やしたいと考えました。また、新たにパワリハを行いたい事業所もあります。対象者に対しまして、各地域に出向き P R を行い、予防事業の拡大を図っていきたいと考えています。

5番。国からの指導で介護保険料の安定化基金を3年間で取り崩し、値上げを防いできましたが、最終年度になったが。

高齢者支援課長。当初はほとんど残らない計画でしたが、平成23年度予算の基金残高が5,000万円の予定です。県の財政安定化基金分を平成24年度に取り崩して保険料の軽減に充てる案を国が持っています。今年度の県平均は4,160円で、吉田町は3,850円です。来年度の国の試算は5,000円程度とされています。現料金の1.25倍ですので、4,800円程度になるのではと考えていますが、来年度の計画策定の中で決めていきます。

10番。昨日の新聞記事であった確認カードについて。

高齢者支援課長。吉田救急連絡カードですが、一般会計の12月補正で5,000枚を用意しました。対象者には本日発送し、3月の広報にも掲載し、PRしていきます。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、したがいまして本案は原案のとおり可決されました。

以上、総務文教常任委員会に付託されました10件の議案審査は終了いたしました。 閉会は11時5分でした。

以上、委員長報告といたします。

○議長(増田宏胤君) 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第1、第8号議案 平成22年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第3号)について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2、第9号議案 平成22年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、第10号議案 平成22年度吉田町老人保健事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり〕

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、第11号議案 平成22年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、第12号議案 平成22年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、第15号議案 平成23年度吉田町一般会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、第16号議案 平成23年度吉田町土地取得事業特別会計予算について、これより 討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、第17号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

- 〇議長(増田宏胤君) 1番、佐藤正司君。
- 〇1番(佐藤正司君) 私は、第17号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算 について、反対の立場で討論します。

現在、町の国民健康保険に加入されている方は、平成21年度決算時に、年間平均で4,048 世帯、被保険者数は7,763人です。そのうち1,029世帯、25.4%の世帯が滞納している状況は 異常と言えるのではないでしょうか。1回滞納すると、取り戻すのに大変苦労しなくてはなりません。私どものとったアンケートでは、「現状でやむを得ない」と答えた方は37%、「高い」が31%、「払えているが苦しい」が32%と、60%を超える方が国保税は高く、何とかしてほしいと思っております。

町は平成21年度に税率を下げて、保険税は下がりました。平成20年度よりは滞納世帯は減りましたが、滞納額は増えております。平成22年度の見込みの保険給付費は17億500万円で、前年より1億7,400万円増えることになり、運営が苦しいことはわかります。基金保有高も平成20年度末には3億9,000万円でしたが、22年度末は2億1,000万円の見込みです。国保加入者は退職者や無職の方が増えていますが、本来国が国庫負担を減らしたことが国保税の値上げになる要因です。民主党政権が公約した国保会計への負担を増やし、国保税の引き下げに充てることや、町でも一般会計からの繰り入れなど、少しでも引き下げる努力をして、払える税額にするべきだと思います。

以上、この予算に反対の討論といたします。

○議長(増田宏胤君) 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

2番、枝村和秋君。

○2番(枝村和秋君) 私は、第17号議案 平成23年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算 について、賛成の立場で討論します。

本予算は、町民の医療費の支払いに関するものです。平成23年度の医療費を推計し、国庫補助などの各補助金を推計し、さらに国保税などを算出、財源を確保し、医療機関からの請求により支払いするものです。予算の数字については、医療費の動向などを見て慎重かつ緻密に計上されておるものと考えております。

国民健康保険事業は、国民皆保険の一翼を担っており、町民の健康維持、健康増進にかかわるものであります。したがいまして、本予算は停滞することなく進めていただきたく本案に賛成するものであります。

○議長(増田宏胤君) ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(増田宏胤君) これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(増田宏胤君) ありがとうございます。起立多数です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、第18号議案 平成23年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、第19号議案 平成23年度吉田町介護保険事業特別会計予算について、これより 討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第13号~議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 次に、日程第11、第13号議案から日程第14、第21号議案まで、産業建 設常任委員会へ付託した4議案について、これを一括議題とします。

初めに、この4議案について、委員長から審議結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、杉村嘉久君。

〔産業建設常任委員会委員長 杉村嘉久君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長(杉村嘉久君) 平成23年3月11日に、産業建設常任委員会が開催されまして、付議された4議案について審議いたしました。

4件の審議結果を報告させていただきます。

当日午前9時より、役場4階第2会議室におきまして、委員会委員7名と当局より町長、 副町長を初め所管の課長の出席をいただき、定足数に達していることを告げ、委員会を開会 いたしました。

日程第1、第13号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。町債を1,920万円減額して、町単工事を減らすという内容ですが、この町単下水道環境建設費の予定した箇所、延長について説明をお願いします。

当局。平成22年度当初予算説明時に配付しました参考資料ナンバー6の工事箇所一覧表を ごらんください。

当初、住吉上地区、川尻西向地区で1,093メートルを計画していましたが、予定していた

取りつけ管の変更により1,021メートルになりました。また、取りつけ管の工事として12カ 所を予定していましたが、本年は6カ所の工事で済んだことと、減額については入札差金も あります。当初予定していた工事については、計画どおり完成いたしました。

委員。管渠の延長が減った箇所はどこですか。

当局。川尻西向地区の川尻南部汚水幹線工事であります。

以上で質疑を終了し、本案に対して討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し採決を 諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして日程第2、第14号議案 平成22年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、質疑に入りました。

委員。水道料金350万円の補正があります。年度途中ではありますが、収納率はどうか、 どのようになっているか。また、滞納世帯には給水停止をすることがあると思いますが、22 年度の状況を教えていただきたい。

当局。水道料金の収納率は98.1%です。滞納世帯については、給水停止マニュアルに基づき事務を行っており、22年度は1件を実施しています。

委員。支出、建設改良費の減額は、新水源の建設ができなかったことだと思いますが、今年度は何カ所くらい調査したのか。その結果、どういう理由でできなかったのか教えていただきたい。

当局。新水源の調査についての減額ですが、22年度に1カ所水源調査を行いまいました。 建設改良費委託料の減額理由ですが、新水源調査委託費として当初5,900万円予定しました が、水質検査の結果、適さなかったため、用水検査まで実施しなかったことによる減額です。

なお、水質検査は21年度に第2水源内、第7水源北側、大幡の八木産業さんの北側の3カ所を調査しましたが、第2水源内はマンガン及び化合物が基準値の13倍ということで、第7水源北側は鉄及び化合物、マンガンがわずかであるが出たため、また大幡の八木産業さん北側は、一般細菌が基準値を上回ったことと、マンガンが基準値を上回ったため、水質が適さないということで、いずれも水源としてよい結果ではありませんでした。

22年度の調査は、町立図書館北側についても水質検査をやったところ、マンガン、化合物が基準値の12倍を示しており、鉄、化合物も20倍のため、さらに71メートルのところで掘削困難となり、用水検査までいかなかったことにより、減額補正をお願いしました。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして日程第3、第20号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、審議に入りました。

委員。参考資料ナンバー5の平成23年度主要工事箇所一覧表の中で管渠耐震対策3,000万円とありますが、23年度で行う箇所はあとどのくらい残るのか。国庫補助でやっていると思いますが、説明していただきたい。

当局。国の下水道地震対策事業として、平成21年度から5年間の事業です。21年度はマンホールトイレの設置、管渠耐震対策として、マンホールの可とう継手設置とマンホール浮上防止対策を行いました。環境耐震対策については、平成9年以前の工事が対象となります。阪神・淡路地震、新潟中越地震が起こり、下水道施設の被害が大きかったため、その後耐震対策の管渠設計指針が示され、それに基づいて設計基準が変更されました。耐震対策として

平成8年以前の管渠工事についての耐震工事が必要となり、地質調査等を行い、マンホールの浮上防止対策箇所は23カ所で、本年度21カ所、23年度2カ所で完了する予定です。マンホールの可とう継手設置は109箇所で、今年度16カ所、23年度37カ所、また24年度につきましては、浄化センターの耐震補強を計画しているので、25年度に56カ所を計画しています。

委員。社会資本整備総合交付金の充当先について教えていただきたい。

当局。社会資本整備総合交付金については本年度から設けられ、下水道事業では耐震対策事業が対象となっています。管渠整備については、地域再生計画に基づき、内閣府の汚水処理交付金を受けていましたが、22年度で終了するため、23年度から管渠整備についても社会資本整備総合交付金を受けて事業を進める予定です。管渠整備事業費として1億4,100万円で、管渠実施設計委託料として片岡地区の1,100万円、管渠整備として住吉上地区、川尻西向地区で1億3,000万円、地震対策として浄化センター耐震補強設計委託費を含めて3,700万円で、2分の1が交付金です。

委員。確認ですが、過去の工事、平成8年度以前の耐震対策はわかりましたが、平成9年度以降の工事、現在進めている工事については、マンホールの可とう継手設定やマンホール 浮上防止対策を行わなくてもよいのか伺いたい。

当局。平成9年度以降の管渠整備については、耐震対策の管渠設計基準に基づいて工事が されていますので、対策は必要ないと考えます。

委員。下水道事業が片岡地区を整備していくということで、実施設計も予算に盛り込んであり、今後のスケジュールについて教えていただきたい。

当局。現在の事業認可期限が3月31日までですので、4月1日以降の事業に支障のないよう3月までに片岡地区を含めた事業認可拡大の変更認可を取得する予定です。平成23年度に管渠実施設計し、24年度から工事に入っていきたいと考えています。

また、片岡地区の住民の方々が電話や浄化センターに直接お見えになって、下水道の話を 聞き、施設見学をするなど、関心を持っていただいていると感じております。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第14、第21号議案 平成23年度吉田町水道事業会計予算についてを議題 とし、審議に入りました。

委員。23年度の新水源調査により、水源の候補地が決まった場合、稼働するまでどの程度 期間が必要か。それによって町内の水道供給に余裕ができるか教えていただきたい。

当局。23年度に新水源調査を予定しており、候補地は川尻第3配水場内か、または第3配水場の進入路付近を計画しています。23年度については水質検査だけをする予定ですが、水質検査の結果がよかったら、変更認可の申請をしていきたいと思います。変更申請については1年ぐらいかかると思います。その後、大水協との協議もありまして、順調にいって2年くらいかかると思います。また、水道供給には余裕はあります。

委員。資本的支出、建設改良費の固定資産購入費639万1,000円は、新水源用地の購入費ですか。

当局。639万1,000円の内容ですが、新水源用地購入費430万円と量水器等購入を計画しています。

委員。給水家庭1万2,789戸に給水を予定しているが、本年1カ所水質調査をした結果、

使用できないとの報告ですが、前回も言いましたが、ハイナン農協川尻支店のところは、地下水が川尻支店の東西にかけて自噴しているところがあり、そういうところを探したらいかがか。

当局。吉田町は豊かな水資源があると思います。地下水が自噴しているところもありますが、しかし、どこを掘っても使える水があるとは限っていませんので、23年度3カ所、22年度に1カ所掘りましたが、水道水については何かと難しい条件があります。十分検討して経費のかからないよい水が取水できるよう計画していきたいと思います。

委員。榛南幹線など中央分離帯のある道路については、両側に水道を布設したほうがよい と思うがどうか。

当局。中央分離帯のある道路については、両歩道に布設する考えです。

委員。石綿管布設がえ工事の年度別計画と漏水対策について教えてもらいたい。

当局。石綿管については、22年度に723メートル、23年度には牧之原市内220メートルを布設がえを予定しますので、全体で残りが1,114メートルになります。漏水調査は毎年実施しており、22年度は、住吉川尻地区の一部の県道焼津榛原線の南側を実施しました。23年度調査は、昭和63年度に埋設したVP管を調査していきたいと考えています。

以上で質疑を終了し、本案に対し討論を求めましたが討論がなく、討論を終結し採決を諮ったところ、全員異議がなく、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました4件の議案審査を終了いたしました。 審議終了は午前9時38分でした。

以上です。

○議長(増田宏胤君) 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。委員長、御苦労さまでした。

日程第11、第13号議案 平成22年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、第14号議案 平成22年度吉田町水道事業会計補正予算(第1号)について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、第20号議案 平成23年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、第21号議案 平成23年度吉田町水道事業会計予算について、これより討論を行います。

反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。 以上で、委員会へ付託した議案についての審議を終了します。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 続いて、日程第15、第3号議案 吉田町水防協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(増田宏胤君) 日程第16、第4号議案 吉田町立集落センター設置条例の一部を改正 する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(増田宏胤君) 日程第17、第5号議案 吉田町特別会計設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 日程第18、第6号議案 吉田町表彰条例等の一部を改正する条例の制 定についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 日程第19、第22号議案 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の 数の減少及び規約の変更についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長(増田宏胤君) 日程第20、第23号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

〇議長(増田宏胤君) 日程第21、第24号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること についてを議題とします。

質疑を行います。

[「なし」の声あり]

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結します。

討論を行います。

[「なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 討論を終結します。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり適任とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(増田宏胤君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり適任とすることに決定しました。

◎議会改革特別委員会委員長報告

○議長(増田宏胤君) 日程第22、議会改革特別委員会委員長報告を委員長から報告いたします。

13番、八木 栄君。

〔議会改革特別委員会委員長 八木 栄君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長(八木 栄君) 議会改革特別委員会のまとめの報告をいたします。

平成23年3月22日。

吉田町議会議長 増田宏胤様。

議会改革特別委員会委員長 八木 栄。

委員会報告書。

本委員会に付託された調査事件について、下記のとおり報告いたします。 記。

- 1 調査事件 議会及び議員の活動の活性化と議会基本条例の制定に向けた調査・研究
- 2 調査の経過 吉田町議会は、平成21年6月19日開催の第2回定例会において、議員発 議により議会改革特別委員会を設置した。委員会は、平成21年7月1日から平成23年3月15 日までの間で合計38回の会議を重ね、議会改革の実践と議会基本条例の立案を行った。
 - 3 調査の概要(意見) 別紙のとおりということで、以下朗読いたします。
 - (1)調査の目的

地方分権時代に応える議会及び議員は、時代に相応した意識改革を行う必要があり、また、政策立案や行政監視等の強化を図り、もって町民の信託に応え、活力ある地域づくりと福祉の向上に努める責務を負っている。

委員会に与えられた調査事件は、二元代表制を前提とする地方自治における議会の権能を 十分果たす上で極めて重要なことであり、その成果もまた今後の議会運営を左右するものと なる。

このような認識に立ち、調査・研究の成果が議会及び議員の活動の活性化に反映できるよう、平成23年3月議会定例会までに「議会基本条例」を定めることを目標とした。

(2)調査の進め方

議会基本条例の制定に向け、当委員会では、できる議会改革をまず実践することから始め、 それらを十分検証しながら議会基本条例にまとめていくことを基本とした。

その上で、議会改革に取り上げるべきものを21項目挙げ、これらを「町民と議会との関わり」、「執行機関と議会との関わり」、「議員と議会との関わり」(議会の運営)の3つのキーワードに仕分けることとした。

他方、効率的な調査研究を行うため、委員会内でキーワードごとの調査担当を設けるとと もに、委員会での協議結果については、その都度全員協議会に諮り、議員全員が共通認識し たうえで進めていくこととした。

- (3)議会改革の成果
 - ①町民と議会との関わり
 - ア 議会報告会

○第1回(平成21年11月)

議会の概要について

町政(財政)について

議会改革について

4自治会単位に、議員を2つの班に分けて3日間実施した。

○第2回(平成22年11月)

内容は、議会改革の取り組み状況について、議会基本条例案の骨子について。これは、4 自治会単位に全議員が各会場に参加した。

条例案では、少なくとも年1回以上開催することを盛り込み、議会としての説明責任を果たすことを明記した。

イ まちづくり意見交換会(平成22年5月)

主テーマを「活力あるまちづくり」とし、町内13団体から28名の参加をいただくとともに、 4グループごとワークショップ方式により住民と議員とで意見を交わした。

条例案に、「まちづくり意見交換会」の開催を盛り込み、町民とともに歩み、行動する議会の具現化を目指した。

②執行機関と議会との関わり

ア 委員会への付託案件(予算・決算)

より深い審議を行うため、委員会に付託される案件のうち、平成22年9月議会における 一般会計決算と平成23年3月議会における一般会計予算の審議において、連合審査会を導 入し、審議方法を見直した。

条例案では、わかりやすい説明資料等を町長に求めることができるよう盛り込んだほか、 活発な討議の創出を目指した。

イ 各種審議会等付属機関への参画

分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策(平成18年4月第2次地方(町村)議会活性化研究会)の提言を踏まえ、当局に見直しを求めたところ、各種審議会等付属機関への議員の参加を平成23年度から原則取りやめる旨の回答があった。

③議員と議会との関わり (議会の運営)

ア 議員研修 平成21年から全議員による行政視察を廃止し、委員会視察のみとした。

イ 議員定数 現行14名を1名減員して13名とした。

ウ 全員協議会 地方自治法第100条第12項に基づく会議として位置づけ、会議規則を 整備した。

エ 費用弁償 平成21年1月から廃止した。

オ 委員の選任 議会運営委員の選任にあたり、従来考慮されていた地区割りを取りやめた。

条例案では、議員及び議会活動の原則を明らかにするなど、議会運営のあり方を明記した。 また、議員定数や議員報酬に関わることについては、必ず町民の意見を聴く場を設けるなど し、より透明性を図ることとした。

(4)議会改革と議会基本条例制定に向けての課題

できる議会改革をまず実践することから始め、それらを十分検証しながら議会基本条例にまとめていくことを委員会の基本姿勢としてきたところであるが、地方分権や地域主権の進

展は、当委員会の認識以上に加速していた。

当委員会は、これまでに実践した議会改革において一定の成果を挙げることができたが、 より議会基本条例を確かなものとし、真に町民に開かれた議会の実現を図るうえでは、さら に次の課題を克服しながら進めていかなければならないとの認識に至った。

①議会及び議員活動における情報公開の徹底

議会は、町の議事機関又は意思決定機関としてその役割を果たすことを使命としているが、 その一方で、議会を構成している議員の活動は見えにくく、意思決定の過程にあっては、町 民に知られていないことが多い。

地方の自立は、町民の参加なくして成り立たず、より一層、議会及び議員活動における情報公開を徹底しなければならない。

②執行機関との調整 (議会基本条例と自治基本条例との調整)

今日の二元代表制を前提とする地方自治にとって、町の執行機関との関係は大きな存在である。

執行機関が目指す自治基本条例の制定は、議会基本条例の立案にも大きく影響すると考えられることから、これらの動向に注視、整合を図りながら、原点に立ち返って議会基本条例を見直さなければならない。

③議会基本条例の策定方法の見直し

議会改革の実践を行い、議会主導により議会基本条例の制定を目指してきたところであるが、開かれた議会の実現を図るためには、策定段階から町民、有識者等の参画を求めて進める必要がある。

より良い議会運営を実現するためにも、住民参加型の議会改革について検討しなければならない。

(5)総括

委員会では、調査・研究の成果が議会及び議員の活動の活性化に反映できるよう、平成23年3月議会定例会までに「議会基本条例」を定めることを目標としてきた。

しかし、①上述における課題があること、②議会報告会、吉田町議会基本条例シンポジウム、当局との懇談会を通じ、議会基本条例の制定に慎重な意見があることなどを踏まえ、やむを得ず、平成23年3月議会への議会基本条例の上程を見送る方針を決定した。

当委員会の方針は、3月4日開催の全員協議会において、全会一致により了承されたところであるが、議会改革が一朝一夕に完結できるものではないことを改めて痛感した次第である。

結びに、今期の議会で立案した議会基本条例をたたき台に、次期の議会においてもさらに 調査・研究を重ねていただくことを願い、議会改革特別委員会の報告としたい。 以上です。

〇議長(増田宏胤君) 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

[発言する人なし]

〇議長(増田宏胤君) 質疑を終結いたします。委員長御苦労さまでした。

[発言する人あり]

〇議長(増田宏胤君) 発言を許可します。

13番、八木 栄君。

〇13番(八木 栄君) 発言を許可していただいてありがとうございます。

平成21年第1回議会報告会開催に当たり、当局への事前の報告会を開催した際に、町長から私あてにいただいた3点の質問事項について、この場をお借りして回答させていただきます。

1点目の質問ですが、議会改革を実施するに当たり、現実をどのように認識され、問題点は何なのか、どのようにやろうというのかについてお答えいたします。

平成12年4月の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は広範囲にわたり、その責任の度合いがこれまで以上に重くなりました。議会及び議員にとって、議会の改革・活性化は永遠のテーマであり、町民の代表たる多人数による合議制の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させるためにも、今後も継続して議会の改革・活性化に取り組んでいかなければならない重要なテーマです。当時は、町民から議会は何をしているのかという不信感を持たれ、議員として議会の危機感を感じました。これらを払拭するには、議会が変わることが必要です。町民から信頼される議会議員として活動しなければなりません。

このようなことから、議会の強化、町民の信託にこたえる議員及び議会を目指し、議会改革を進めることが必要になったと考えます。議会改革は、これまでも実行されてきていますが、平成20年度に新たに議会改革を進める機運が高まり、議会改検討委員会が開かれ、平成21年6月から議会改革特別委員会を設置し、調査・研究項目を21項目取り上げ、それらを協議し、議会改革を進めていくこととしました。また、調査・研究の成果をもって、議会基本条例の制定を目標としました。

2点目の質問ですが、議会での議決権を持つ議員は、その議決権の行使に関して説明責任 があるのかないのかについてお答えします。

法的には議員の説明責任というものはないと考えますが、議会は町民あっての議会であることを考えると、聞かれたことについては答えなければならないと思います。これらは、議会基本条例案の中にも明記してあります。また、議決権の行使に関し、町民の皆さんへの説明責任や全議員の意見を知っていただくためにも、議会の中継としてインターネット配信を実施していただきたくお願いをしておきます。

3つ目の質問ですが、2つ目の質問で説明責任がないと答えた場合のものなので、回答はありません。

以上が私への質問の回答です。

◎町長あいさつ

〇議長(増田宏胤君) 以上で、平成23年第1回吉田町議会定例会のすべての日程が終了しま した。

閉会に当たり、町長からごあいさつをいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長(田村典彦君) 議員の皆様におかれましては、私から今定例会に上程いたしました議

案につきまして審議をしていただき、議決をいただき、ありがたく感謝申し上げます。

皆様御承知のとおり、平成23年度は第4次吉田町総合計画の後期基本計画のスタートの年でもございます。それらの意味におきまして、スムーズに平成23年度が始まるのではないかと思いましたので、改めて重ねて皆様に御礼申し上げたいと思っております。

さて、私が皆様に閉会のあいさつを行うのは、今回が最後でございます。振り返れば、平成19年6月定例会において皆様にお会いしまして、きょう閉会のあいさつをして、議事機関としての議会の皆様とお話しすることは、この4月29日まで、特別な臨時会が開かれるわけでございますけれども、通常であればないと思っています。4月19日、皆様と同様に私も、いわばこの4年間の審判を受けるわけでございます。続投になるのか退場になるのか、それは有権者である町民の皆様の審判によるところでございますので、我々はいまだ見ぬその厳粛な結果について真摯に受けとめなければならないと思っています。

14名の議員の皆様に、このような形でお会いすることはもはやないわけでございますので、 この4年間を振り返り、思いのたけを皆様にお話しし、閉会のあいさつといたしたいと思っ ております。

私はこの4年間で、3つほど心にひっかかるものがございました。

1つは、非常にシンプルなものでございますけれども、ちいさな理科館設置条例というものがございました。議員の皆様のご意見によって、修正動議が通り、条文が修正されたわけでございますけれども、皆様御承知のとおり、我々の出したものとは違った形でちいさな理科館の全文が変わりました。議会の皆様におかれましては、それで一件落着でしょうけれども、議会の皆様は基本的に修正動議をされたわけでございますので、そのように修正されたことが町民の皆様の利益にかなったのかどうか、これについて当然のことながら検証すべきであると私は思っています。いまだかつて議員の皆様からお話を聞いたことがございません。皆様が修正をするということは、我々が時間を重ね、これが町民の皆様の利益にかなうも

管様が修正をするということは、我々が時間を重ね、これが可民の管様の利益にかなりものであるという形で出したものについて、町民の皆様の利益にかなわないという形で皆様が結論を下したわけでございますから、修正したことによって町民の皆様の利益にかなったのかどうか、それも当然のことながら検証し、何らかの形でお話ししてくださることを期待しておりましたが、今もって話はございません。皆様は、1回1回一件落着すればそれでよしと。平成15年の選挙に出まして、町民の皆様から町長をやれと言われたわけでございますけれども、常に議会においては、1回1回をクリアすることなく、総括することなく、常にそこにおいてざぼり投げて前へ進むと。私はそのような議会について、本当におかしいものであるといつも思っております。

一番初めは、皆様御承知のとおり、そのときにいなかった議員の方もおられますけれども、 平成の大合併でバスに乗りおくれるなという形で、議会の皆様は現在の牧之原市、すなわち 榛原町、相良町と合併について私に迫り、かつ町民の皆様の民意を伺って、その結果をもっ て、私を合併に追い込もうとされました。結果は、3対3対3。総括されることもなく、そ れで終わり、ずっとそういう形で参ってきています。

私は常々議会の皆様にお話ししてきたことでございますけれども、議会というものは、議事機関としてこの町の最高の意思決定機関でございます。私はその意思決定には参加はできません。皆様と同じ公人ではございますけれども、町長席に座り、皆様の議論の行方というものをかたずをのんで、どのように結論をされるのか、それをただじっと拱手傍観するだけ

でございます。

とりわけこの4年間におきましては、先ほど申し上げたちいさな理科館設置条例もございますけれども、中山三星建材工場跡地購入事案につきまして、議会が特別委員会を設置され、藤田議員が委員長として運営され、委員会の報告とすれば、中山三星工場跡地購入事案は公共用地を取得する要件を満たさなかったという結論が下されましたけれども、それは単なるペーパーの上のことでございまして、結果として、そのペーパーはそのまま棚に上げられて終わりでございます。どうも委員長そのものが中山三星建材工場跡地の購入については問題なかったと。監査委員の御意見と、それから問題があったとする特別委員会の御意見をともに真摯に受けとめるという、日本人として、日本語として到底理解できないような結論を出されたということは、私は至って心外であると思って……

[「議長、差別発言です」の声あり]

〇町長(田村典彦君) 私が話しているんだ。

そのような、いわば全く相反するものを真摯に受けとめるということは、我々の日本語に はあり得ないことでございます。

ましてや、監査委員が利害を調整する権限と、前代未聞の権限を持ち出されたときに、議会は、本来は議会と私が利害を調整する権限を持っております。しかしながら、それについてありていに申せば、皆様は自分たちの権限というものをすべて否定されておるにもかかわらず、皆様はその利害を調整する権限について、総務省自治行政局の見解が出たにもかかわらず、依然として、それについては反対決議をして葬り去ったらよろしいものを、本来はそのようなものは、そのような反対決議でどうのこうのするような問題ではないわけです。それについて、ぜひとも改めて考えていただきたいと思っております。

議会改革特別委員長の八木議員には、中山建材株式会社工場跡地購入について、議会として公共用地の取得の要件を満たしていなかったのかというふうな質問を発して、委員長みずから検討の上お答えしますということをこの前もございましたけれども……

[発言する人あり]

〇町長(田村典彦君) いまだもってございません。本当に私は慚愧に耐えないところでございます。

〔「ないことは言わないでください」の声あり〕

〇町長(田村典彦君) さらに、後ろにおられる増田議長の勧奨退職の問題について、議会は本事案が係争中であると、そういうことも一つの理由として先送りをしました。

議会は議会としての意見というものを、私は出すべきであると。それが議会の、本来有権者から負託された議員に課せられた仕事であると私は思っております。にもかかわらず、議会からは何のあれもございません。すべて十年一日のごとく、淡々と事件があっても、それはさぼりなげると、それで終わりです。

4月19日の選挙が告示され、町民の審判を受けます。結果では、私もここにおるかわかりません。議員の皆様もそうだと思います。常に町民の利益、町の利益を旗に掲げて我々は進むべきであると私は思っております。議員におかれましては、再選されましたならば、ぜひともそのように行動されることを切に望みまして、今定例会の閉会のあいさつといたします。

○議長(増田宏胤君) ありがとうございました。

◎議長あいさつ

〇議長(増田宏胤君) 本日ここに平成23年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言 ごあいさつを申し上げます。

初めに、今定例会会期中の3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震におきまして被災された多くの皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りを申し上げます。

本定例会は、3月2日以来21日間にわたり諸審議をいただきました。本日ここにすべての 審議が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて 真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今期定例会は、我々議員4年間の任期の終わりとなる議会として、まことに意義深い議会であったと感じております。この4年間、議員各位には町民の代表として熱意を持ち、真剣に議論し、審議を尽くしていただきました。一方、町当局におかれましては、任期中、終始格段の御配慮を賜りましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を 尽くしませんが、閉会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

O議長(増田宏胤君) 以上をもちまして、平成23年第1回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時42分